

大間原子力発電所審査資料	
資料番号	OM1-CA138-R00
提出年月日	2020年12月16日

大間原子力発電所
敷地の地質・地質構造
(コメント回答 その13)

2020年12月
電源開発株式会社

本資料のうち で示す箇所は、商業機密あるいは防護上の観点から公開不可としているもので、白抜きとしてあります。

大間原子力発電所

敷地の地質・地質構造

(コメント回答 その13)

2020年12月16日
電源開発株式会社

本資料のうち で示す箇所は、商業機密あるいは防護上の観点から公開不可としているもので、白抜きとしてあります。

○ 「第615回審査会合」及び「第646回審査会合」での資料の誤りに関わる対応を踏まえ、本資料にて過去の審査会合資料を引用する際の注記を下記のとおりとする。

・ 右上の注記

再掲：過去の審査会合資料を、そのまま引用する場合

一部修正：過去の審査会合資料の内容を、一部修正する場合

誤りを修正：過去の審査会合資料の誤りを、正しい記載とする場合

・ 左下の注記

修正した誤りの内容を記載（誤りの修正がある場合）

指摘事項



本資料では、第804回審査会合(2019年11月29日)の指摘事項について、下表のとおり回答する。

No.	項目	指摘時期	コメント内容	掲載箇所	
				本編資料	補足説明資料
S2-134	後期更新世に生じた変状	第804回審査会合 2019年11月29日	「ps系弱面はシーム沿いに分布する」と記載されているが、ps系弱面はシームそのものを利用して形成されたという事実を踏まえ、適切な表現にすること。	4-46	—
S2-135	後期更新世に生じた変状	第804回審査会合 2019年11月29日	pd系弱面について、M ₁ 面段丘堆積物との関係を直接確認できないものについても後期更新世に動いたとする根拠、及び変位を伴う不連続面のうち低角のもののみをpd系弱面とする根拠を整理し説明すること。	4-39, 4-51~4-54	—
S2-136	後期更新世に生じた変状	第804回審査会合 2019年11月29日	pd系弱面がシームの層準付近の成層構造が発達する部分に限定的に分布していた低角の変位を伴う不連続面を利用して形成されたとする理由及び根拠を、以下の内容を含め説明すること。 ・成層構造が発達する部分の認定プロセス及び認定根拠。 ・成層構造が発達する部分のみに低角の変位を伴う不連続面が多く分布する理由及び根拠。	4-40~4-44, 4-51~4-54, 4-62	6-1~6-18, 7-1~7-8
S2-137	後期更新世に生じた変状	第804回審査会合 2019年11月29日	変状は基盤岩が風化した体積膨張を主因としているが、これに対してps系弱面とpd系弱面を議論のベースとする理由を、以下の内容を含め説明すること。 ・ps系弱面により逆断層センスの変位が生じる理由と膨張との関係。 ・pd系弱面がps系弱面の上盤に少なく、下盤に多い理由。 ・pd系弱面により生じているせん断構造と、強風化岩盤の変形構造との関係。 ・強風化岩盤の体積膨張と変状による変形との関係。	4-40~4-44, 4-51~4-55	6-1~6-18, 7-7, 7-8
S2-138	後期更新世に生じた変状	第804回審査会合 2019年11月29日	以下の内容を含めて風化と変状の因果関係を整理・考察し説明すること。 ・Ts-5法面やTs-6法面のように、強風化部とシームの同じ条件があるにも関わらず、変状の有無に違いがある理由。 ・Ts-1~3トレンチのように、近接した位置にあるにも関わらず風化の程度に差がある理由。 ・岩盤が強風化し膨張して変状が生じたという解釈に至った考え方。	4-26, 4-31, 4-63	2-5, 2-78~2-81, 3-21~3-24, 7-10, 8-1~8-39
S2-139	後期更新世に生じた変状	第804回審査会合 2019年11月29日	強風化岩盤が膨張したという説明に対しては、直接的な根拠を重視する。膨張による岩盤の体積増加の類似事例調査等も踏まえ、薄片観察、地質観察等によって強風化岩盤が膨張した痕跡の有無を確認のうえ改めて説明すること。	—	8-10~8-13

コメント回答の経緯

【第456回審査会合(2017.3.24)】(コメント回答 その1)

○ 敷地の地質・地質構造のコメント回答を説明し、cf断層系(cf-1, 2), sF-1断層及びシームS-11の活動性並びに第四系中の変状の評価について、データの拡充が必要との指摘を受けた。

【第478回審査会合(2017.6.23)】(コメント回答 その2)

○ データ拡充のための調査方針及び年内に調査を終了する予定を説明

- cf-1, 2断層の活動性については、上載地層が分布しないことから鉱物脈法のための調査を行う。
- sF-1断層の活動性については、敷地内では鉱物脈法のための調査を、敷地外では断層の南方延長で上載地層法のための調査を行う。
- シームS-11の活動性については、上載地層法により活動性を否定できるcf-3断層との切断関係を確認するための調査を行う。

【第536回審査会合(2017.12.22)】(コメント回答 その3)

○ 調査方針の変更・追加及び年度内に調査を終了する予定を説明

- cf断層系の活動性については、cf-3断層を代表とする上載地層法による評価に変更する。
- sF-1断層の活動性については、断層が南方に連続していないことが確認されたことから、敷地外の上載地層法のための調査を取り止める。
- 第四系中の変状については、シーム(変状を伴う部分)の分布範囲の調査方針を新たに説明。

【第558回審査会合(2018.3.23)】(コメント回答 その4)

○ cf断層系の活動性に関する調査・評価結果を説明

- cf断層系の類似性による活動性評価結果を説明し、cf断層系以外の断層系との性状の違い等を整理し説明すること等の指摘を受けた。また、cf断層系以外の追加調査の進捗状況について別途説明するよう指摘を受けた。

【第579回審査会合(2018.6.1)】(コメント回答 その5)

○ sF-1断層、シームS-11及び第四系中の変状の追加調査状況・今後の見通しを説明

- sF-1断層については、地下深部への連続性の有無による検討及び断層内物質中の自形沸石による検討を新たに追加。
- 追加調査を終了し、現在評価をとりまとめ中。敷地の地質・地質構造に係るすべてのコメント回答と合わせて説明予定であると回答。

【第615回審査会合(2018.8.24)】(コメント回答 その6)

○ 追加調査結果を踏まえた敷地の地質・地質構造の評価結果を説明

- 追加調査結果に基づき、断層及びシームの活動性評価結果並びに第四系中の変状の評価結果を説明し、第四系中の変状について、マウンド状の変形を含めて別途説明するよう指摘を受けた。

【第646回審査会合(2018.10.26)】(コメント回答 その7)

○ 第四系中の変状(段差型変状及びマウンド型変状)の調査・評価結果を説明

- 第四系中の変状について、マウンド型変状を含めて第四系中の変状の評価結果等を説明し、現地調査を踏まえた上で段差型とマウンド型の区分を再検討するよう指摘を受けた。

【現地調査(2018.11.15~16)】

○ 断層及びシームの活動性並びに第四系中の変状に関する調査・評価結果を現地にて説明

- dF断層系、cf断層系及びシームS-11の活動性並びに第四系中の変状の調査・評価結果等をトレンチ等で説明し、断層、第四系中の変状等の調査データの説明性向上のために追加データ取得を行い、検討結果を説明するよう指摘を受けた。

【第700回審査会合(2019.4.5)】(コメント回答 その8)

○ 追加検討結果を踏まえた敷地の地質・地質構造の評価結果を説明

- 追加検討結果に基づき、断層等の説明性向上のためのデータ及び「変状に関わる断層」による第四系中の変状の評価結果を説明し、cf断層系及びdF断層系については評価対象とする代表断層の選定の考え方、第四系中の変状については評価対象を明確にしてメカニズムを踏まえた上で物的証拠や論理構成を再整理して説明するよう指摘を受けた。

【第804回審査会合(2019.11.29)】(コメント回答 その9)

○ 後期更新世に生じた変状等の再評価結果を説明

- cf断層系及びdF断層系の代表断層による活動性評価を説明し、cf断層系については代表断層の説明性向上、dF断層系については分布及び活動性に関する根拠データを提示するよう指摘を受けた。「後期更新世に生じた変状」については「変状形成時に変位を生じた地質弱面」を評価対象として形成メカニズムを検討した上で説明し、変状弱面、メカニズム等に関する根拠データを追加・整理した上で再検討するよう指摘を受けた。

【第862回審査会合(2020.5.21)】(コメント回答 その10)

○ cf断層系及びdF断層系の評価結果を説明

- cf断層系について見掛けの水平変位量に断層幅も考慮して代表断層を選定すること及びdF断層系について代表断層のdF-a断層の活動性評価や西側海域への分布の連続性に関して根拠データを説明し、cf断層系及びdF断層系の活動性評価について理解を得たものの、dF-a断層と大畑層との関係及びdF断層系の西側海域への連続性について説明性向上のための根拠データを整理・追加した上で説明するよう指摘を受けた。

【第893回審査会合(2020.8.28)】(コメント回答 その11)

○ dF-a断層と大畑層との関係及びdF断層系の西側海域への連続性に関する評価結果を説明

- dF断層系について、dF-a断層と大畑層との関係及びdF断層系の西側海域への連続性について根拠データを充実させて説明し、dF断層系の評価について理解を得た。なお、審査会合での質疑応答の中で、口頭で説明した内容について資料中に明記すること等、資料の記載を適正化するよう指摘を受けた。

【第906回審査会合(2020.10.9)】(コメント回答 その12)

○ 前回会合でのdF断層系に関する口頭説明内容の資料への明記等、資料の記載を適正化した内容を説明

- 前回会合での質疑応答の中で、口頭で説明した内容について資料中に明記する等、資料の記載を適正化した内容を説明し、理解を得た。

今回の説明(コメント回答 その13)

○ 後期更新世に生じた変状の再評価結果を説明

- 後期更新世に生じた変状について、第804回審査会合での指摘を踏まえ、変状弱面の分布、変状の形成メカニズム等に関するデータや論理構成を再整理した上で、変状弱面の分布評価範囲の考え方を見直した。それに基づき、再評価した結果を説明する。

後期更新世に生じた変状に関連するコメント回答の経緯 (赤字: 該当箇所)

注) 第700回審査会合以前のコメント内容の記載のうち「第四系中の変状」及び「変状に関わる断層」については指摘時点の表現で記載している。

第804回審査会合からの主な変更内容及び説明骨子(1/2)



第804回審査会合からの主な変更内容

変状弱面の分布について【コメントS2-135～136関連】

- 第804回審査会合(2019.11.29開催)において、変状弱面の分布評価範囲の設定の考え方は、ps系弱面とpd系弱面の分布範囲を包含するよう設定したものと説明。
- 今回、変状弱面の分布評価範囲の設定の考え方は、連続性の大きいps系弱面に着目したものとする。

変状の形成メカニズムについて【コメントS2-137～139関連】

- 第804回審査会合(2019.11.29開催)において、変状の形成メカニズムは、強風化部の形成に伴う岩盤の膨張と推定されることを説明。
- 今回、変状の形成メカニズムは、岩盤の強風化部が上方に変位して変状が形成されたものであることをデータで示すことに変更する。その要因は特定できないものの、強風化部の形成に伴う岩盤の膨張を含む複数の要因とする。
ただし、変状の形成メカニズムは、ノンテクトニックな非構造的なものとの評価に変更はない。

注) 変状の形成メカニズム: 変状が形成された過程をデータに基づき定量的に示す際に、本編資料で使用する。
変状の形成要因: 地質の成因的なもので、地質解釈に依存することを説明する際に、補足説明資料で使用する。

第804回審査会合からの主な変更内容及び説明骨子(2/2)



今回資料の説明骨子

後期更新世に生じた変状の評価

- 後期更新世に生じた変状(以下「変状」という。)は、地表付近におけるシームS-10, S-11付近の岩盤とその直上の段丘堆積物に認められ、シーム等の既存の地質弱面を利用して、新たに岩盤の強風化部が上方に変位して形成されたものであり、シームの活動時期とは別の後期更新世に形成されたものであるため、シームと切り離して評価する。
- 変状は、後期更新世の変状形成時に変位を生じた地質弱面(以下「変状弱面」という。)によりもたらされたものであることから、変状弱面を基準適合性の評価対象とし、このうちシームS-10, S-11の一部を利用して形成された弱面をps系弱面、一部の低角の変位を伴う不連続面を利用して形成された弱面をpd系弱面とし検討する。
- ps系弱面及びpd系弱面は、ノンテクトニックな要因で形成された非構造的のものと判断され、その分布はシーム付近の強風化部の一部に限定される。新鮮部に分布せず地下深部に続かないため、震源として考慮する活断層に該当しない。
- ps-1弱面の分布はシームS-11延長上の段丘堆積物中の不連続面からシームS-11上盤の強風化部がシームS-11に接する範囲に限定される。pd系弱面はps-1弱面とセットで分布し、その分布は主としてps-1弱面下盤の成層構造が発達する部分の強風化部に限定される。このことから、ps-1弱面の分布に着目し、ps-1弱面の影響が及ぶ範囲を「変状弱面の分布評価範囲」と設定し、変状弱面と重要な安全機能を有する施設との位置関係から基準適合性を評価する。
- 評価の結果、変状弱面は重要な安全機能を有する施設の基礎地盤に分布せず、第四条*対象である。
- 以上のことから、変状弱面は、第四条対象であり震源として考慮する活断層に該当しない。
- したがって、変状弱面は、重要な安全機能を有する施設の安全上問題とならない。よって、変状も安全上問題とならない。

*: 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年六月二十八日原子力規制委員会規則第五号)。

1. 敷地の断層等の概要	1-1
1.1 敷地の調査	1-1
1.2 敷地の地形	1-7
1.3 敷地の地質・地質構造	1-22
1.4 敷地の断層等の分類	1-30
1.5 敷地の断層等の評価概要	1-38
1.5.1 断層等の活動性評価の考え方	1-38
1.5.2 断層等と重要な安全機能を有する施設との関係	1-41
1.5.3 断層等の総合評価	1-47
2. 断層	
3. シーム	
4. 後期更新世に生じた変状	4-1
4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象	4-8
4.2 変状弱面の形成メカニズムの検討	4-59
4.3 変状弱面の分布範囲の特定	4-79
4.4 変状弱面の分布評価範囲による基準適合性の評価	4-101
4.5 変状のまとめ	4-111
5. まとめ	5-1



1.1 敷地の調査

1. 敷地の断層等の概要

1.1 敷地の調査

1.2 敷地の地形

1.3 敷地の地質・地質構造

1.4 敷地の断層等の分類

1.5 敷地の断層等の評価概要

1.5.1 断層等の活動性評価の考え方

1.5.2 断層等と重要な安全機能を有する施設との関係

1.5.3 断層等の総合評価

2. 断層

3. シーム

4. 後期更新世に生じた変状

4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象

4.2 変状弱面の形成メカニズムの検討

4.3 変状弱面の分布範囲の特定

4.4 変状弱面の分布評価範囲による基準適合性の評価

4.5 変状のまとめ

5. まとめ



敷地の調査の流れ

敷地の調査は、敷地周辺及び近傍の調査を踏まえ、相互に整合を図り実施した。

①敷地の地質・地質構造の調査 (調査位置はP.1-3参照)

文献調査, 変動地形学的調査, 地球物理学的調査, 地表地質調査, グリッドボーリング, その他

- 断層地形の可能性のある地形及び地すべり地形の有無を確認
- 地質・地質構造を把握(震源として考慮する活断層の有無を確認)

②重要な安全機能を有する施設*の基礎地盤の調査 (調査位置はP.1-4参照)

基礎地盤確認ボーリング
・鉛直孔, 斜め孔

試掘坑調査
・坑壁地質観察

掘削面調査
・掘削面地質観察

将来活動する可能性のある断層等の有無を確認

【評価対象】
・震源として考慮する活断層
〔敷地内の地盤〕

※: 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第三条の「耐震重要施設」及び第三十八条の「重大事故等対処施設」をいう。

【評価対象】
・震源として考慮する活断層
・地震活動に伴って永久変位が生じる断層
・支持地盤まで変位及び変形が及ぶ地すべり面
〔重要な安全機能を有する施設の基礎地盤〕

③断層・シームの活動性評価の調査 (調査位置はP.1-5参照)

断層の活動性評価に係るボーリング
・鉛直孔, 斜め孔

トレンチ調査
・トレンチ法面地質観察

掘削面調査
・掘削面地質観察

補足調査坑調査
・坑壁地質観察

試料分析
・薄片, XRD, 年代測定等

活動性評価
(上載地層との関係, 断層相互の切断関係, 鉱物脈との関係等)

シーム付近の岩盤とその直上の段丘堆積物に変位・変形を示す形状が認められる箇所があったため、調査④で変状及び変状弱面の調査を実施

④変状及び変状弱面の調査 (調査位置はP.1-6参照)

変動地形学的調査
・地形判読等

掘削面調査
・掘削面地質観察

トレンチ調査
・トレンチ法面地質観察

変状及び変状弱面の評価
(変状及び変状弱面の分布・性状等, 重要な安全機能を有する施設との位置関係)

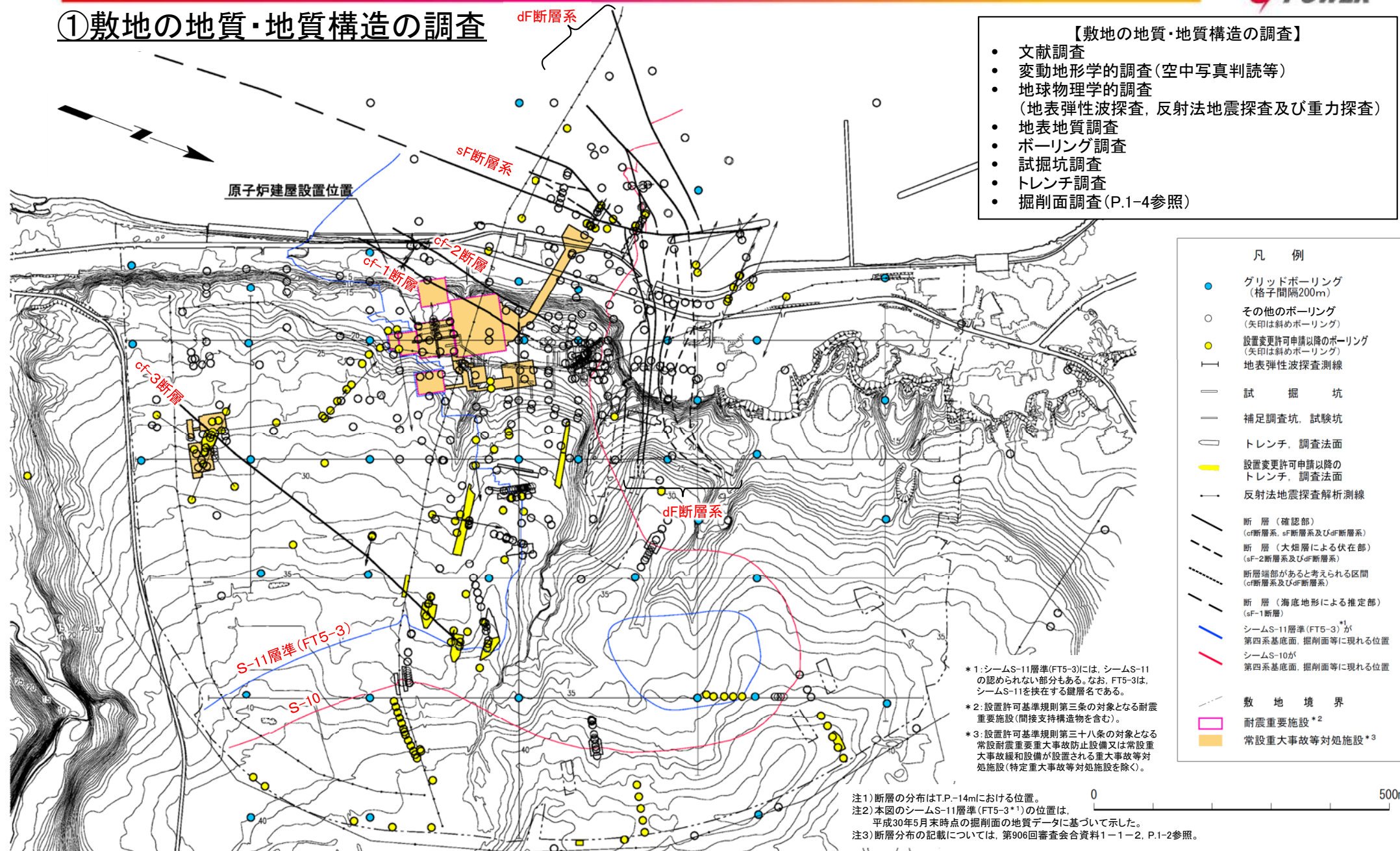
- 敷地内の調査①②によりcf断層系, sF断層系, dF断層系及びシームを確認した。
- 各断層及びシームについて調査③により活動性を評価した。
- 調査③の過程でシームS-10, S-11付近の岩盤とその直上の段丘堆積物中に変位・変形を示す形状(以下, 「変状」という。)が認められる箇所があった。
- そのため, 変状及び後期更新世の変状形成時に変位を生じた地質弱面(以下, 「変状弱面」という。)について調査④により, 基準適合性を評価した。

1.1 敷地の調査(2/5)

第906回審査会合
資料1-1-1 P.1-3 一部修正



①敷地の地質・地質構造の調査



- 【敷地の地質・地質構造の調査】
- 文献調査
 - 変動地形学的調査(空中写真判読等)
 - 地球物理学的調査
(地表弾性波探査, 反射法地震探査及び重力探査)
 - 地表地質調査
 - ボーリング調査
 - 試掘坑調査
 - トレンチ調査
 - 掘削面調査(P.1-4参照)

凡 例

- グリッドボーリング (格子間隔200m)
- その他のボーリング (矢印は斜めボーリング)
- 設置変更許可申請以降のボーリング (矢印は斜めボーリング)
- 地表弾性波探査測線
- 試掘坑
- 補足調査坑, 試験坑
- トレンチ, 調査法面
- 設置変更許可申請以降のトレンチ, 調査法面
- 反射法地震探査解析測線
- 断層(確認部)
(cf断層系, sf断層系及びdf断層系)
- 断層(大畑層による伏在部)
(sf-2断層系及びdf断層系)
- 断層端部があると考えられる区間
(cf断層系及びdf断層系)
- 断層(海底地形による推定部)
(sf-1断層)
- シームS-11層準(FT5-3)^{*1}が
第四系基底面, 掘削面等に現れる位置
- シームS-10^{*2}が
第四系基底面, 掘削面等に現れる位置
- 敷地境界
- 耐震重要施設^{*2}
- 常設重大事故等対処施設^{*3}

*1: シームS-11層準(FT5-3)には, シームS-11の認められない部分もある。なお, FT5-3は, シームS-11を挟む鍵層名である。
*2: 設置許可基準規則第三条の対象となる耐震重要施設(間接支持構造物を含む)。
*3: 設置許可基準規則第三十八条の対象となる常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く)。

注1) 断層の分布はT.P.-14mにおける位置。
注2) 本図のシームS-11層準(FT5-3^{*1})の位置は, 平成30年5月末時点の掘削面の地質データに基づいて示した。
注3) 断層分布の記載については, 第906回審査会合資料1-1-2, P.1-2参照。

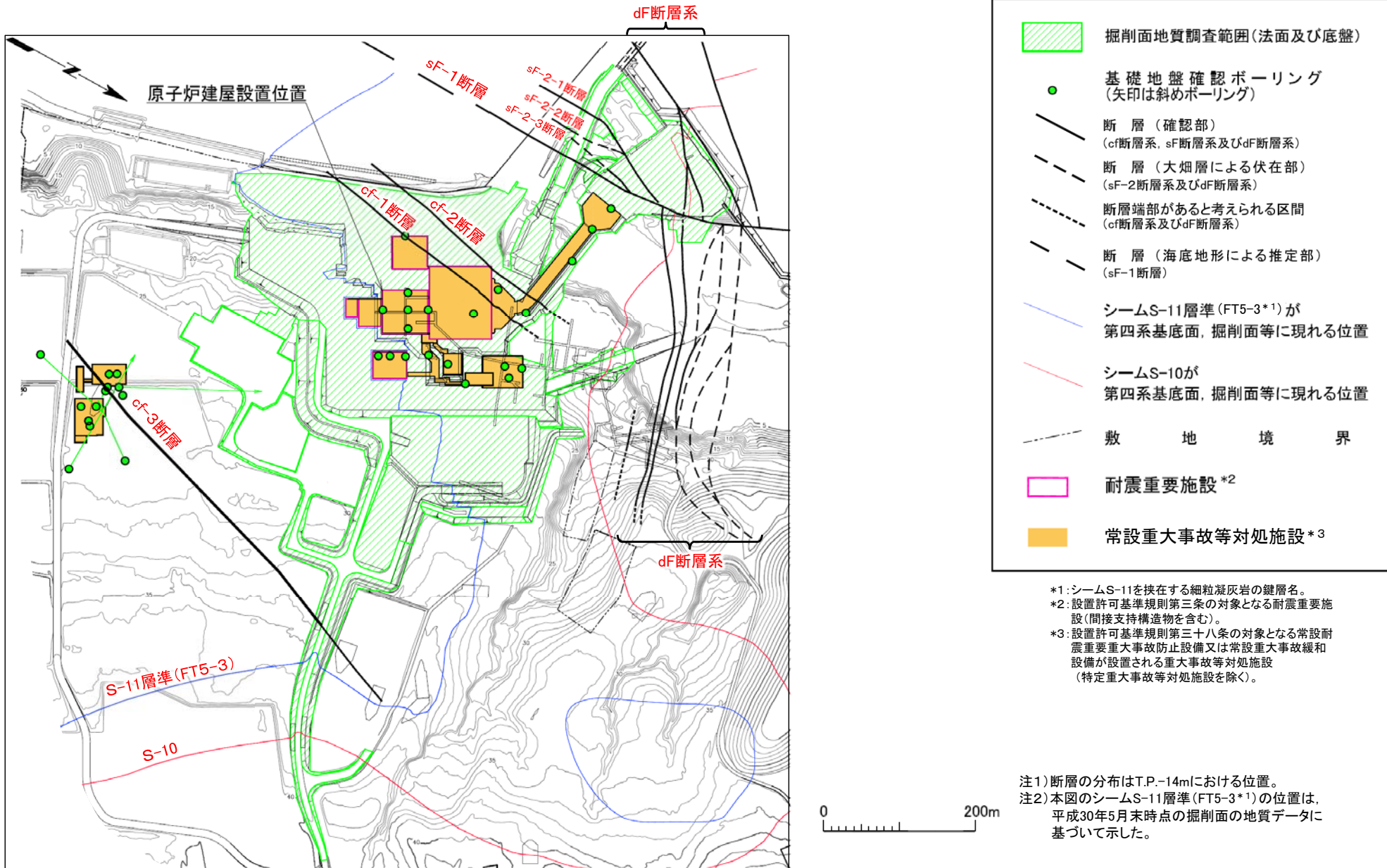
500m

「敷地の地質・地質構造の調査」として, 文献調査, 変動地形学的調査, 地球物理学的調査, 地表地質調査, グリッドボーリング等を行い, 断層地形の可能性のある地形及び地すべり地形の有無を確認するとともに, 地質・地質構造を把握することにより, 震源として考慮する活断層の有無を確認する。



1.1 敷地の調査 (3/5)

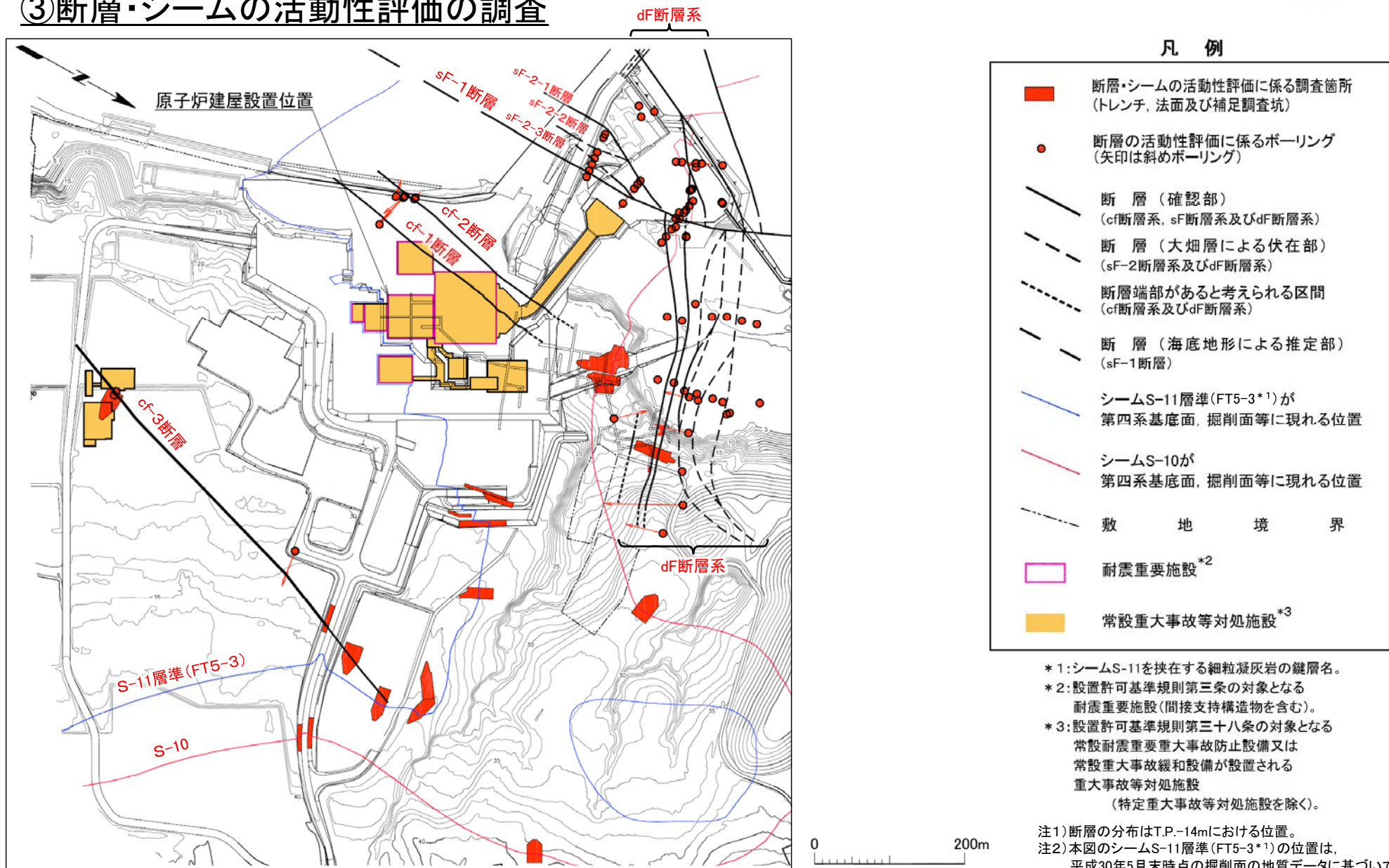
②重要な安全機能を有する施設の基礎地盤の調査



「重要な安全機能を有する施設の基礎地盤の調査」として、基礎地盤確認ボーリング、試掘坑調査及び掘削面調査を行い、将来活動する可能性のある断層等の有無を確認する。

1.1 敷地の調査(4/5)

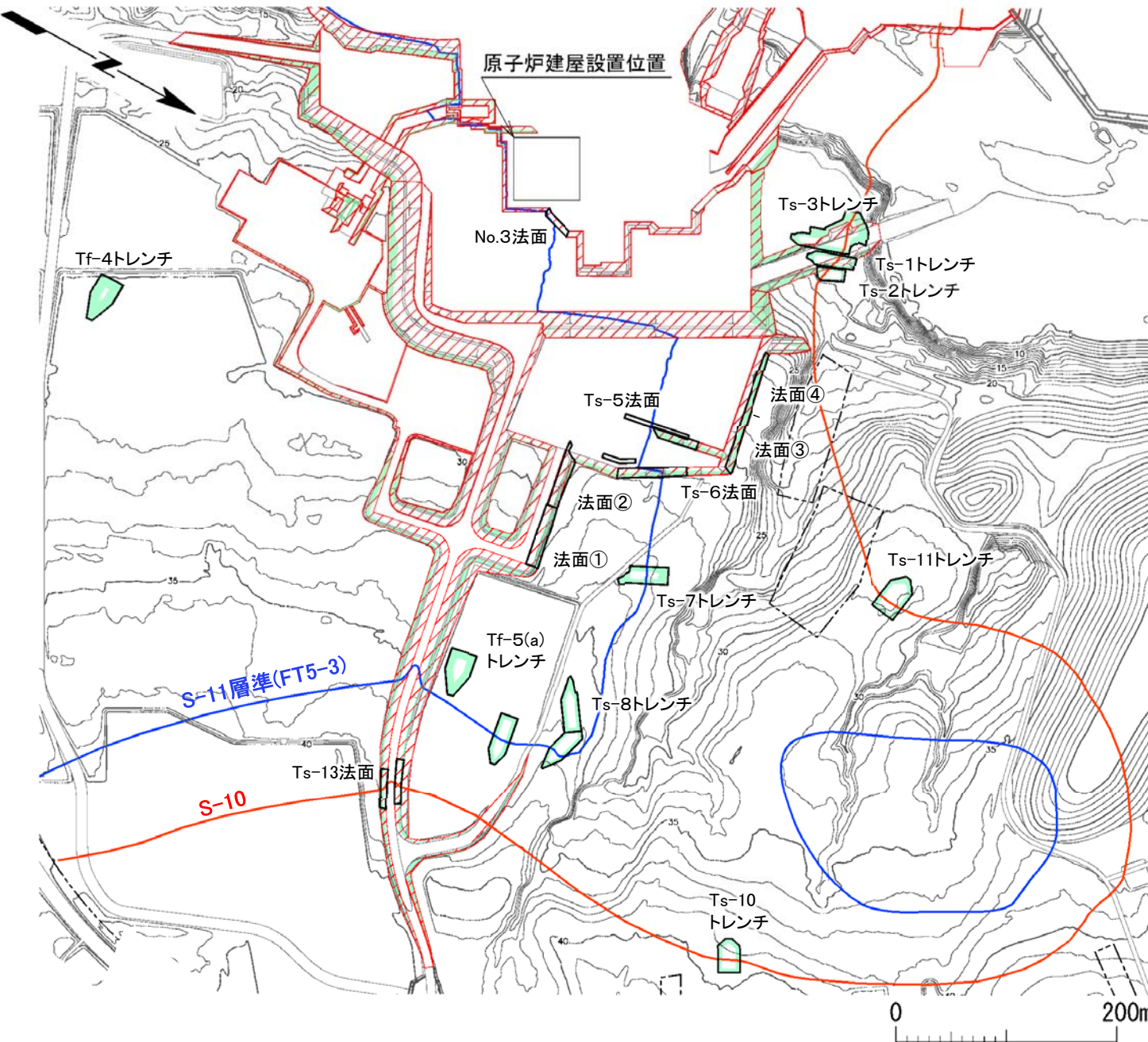
③断層・シームの活動性評価の調査



「断層・シームの活動性評価の調査」として、ボーリング調査、トレンチ調査、掘削面調査、補足調査坑調査及び試料分析を行い、対象とする断層・シームの活動性を評価する。



④変状及び変状弱面の調査



凡例

- 掘削面地質観察範囲
- トレンチ・法面調査範囲
- 敷地境界
- 第四系がトレンチ・掘削面に現れる位置
- シームS-10が第四系基底面、掘削面等に現れる位置
- シームS-11層準(FT5-3*)が第四系基底面、掘削面等に現れる位置

*1: シームS-11を挟在する細粒凝灰岩の鍵層名。

「変状及び変状弱面の調査」として、変動地形学的調査、掘削面調査及びトレンチ調査を行い、変状及び変状弱面*2の分布・性状を調査し、基準適合性を評価する。

*2: 変状及び変状弱面の詳細については、P.1-36、1-37及び4章を参照。

注) シームS-10及びシームS-11層準(FT5-3*)の位置は、ボーリング、トレンチ及び法面の調査結果に基づく。

1.2 敷地の地形

1. 敷地の断層等の概要

1.1 敷地の調査

1.2 敷地の地形

1.3 敷地の地質・地質構造

1.4 敷地の断層等の分類

1.5 敷地の断層等の評価概要

1.5.1 断層等の活動性評価の考え方

1.5.2 断層等と重要な安全機能を有する施設との関係

1.5.3 断層等の総合評価

2. 断層

3. シーム

4. 後期更新世に生じた変状

4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象

4.2 変状弱面の形成メカニズムの検討

4.3 変状弱面の分布範囲の特定

4.4 変状弱面の分布評価範囲による基準適合性の評価

4.5 変状のまとめ

5. まとめ

1.2 敷地の地形(1/14)



敷地及び敷地近傍における文献調査及び空中写真判読



凡 例

断層地形の可能性が ある地形のランク	記 号
Dランク	
Eランク	

断層地形の可能性がある地形の分類は、断層地形の蓋然性が高いものからA~Eの5ランクとした(第732回審査会合資料2-1, P.1-37参照)。記号の短線は縦ずれの低下側を示す。

番号	名称	当社によるランク※1	文献 ※2	空中写真で 判読した長さ	敷地からの 距離	震源として考慮する 活断層
①	ニツ石リニアメント	E	なし	約0.4km	約2km	該当しない
②	材木リニアメント	D	なし	約1km	約5km	該当しない

※1: 区間によりランクが異なる場合は、最大ランクを表示。
※2: 活断層研究会編(1991)¹⁾による記載。

- 敷地及び敷地近傍の文献調査及び空中写真判読を行った。調査結果を平面図及び表に示す。
- 敷地及び敷地近傍に文献活断層は認められない。
- 敷地内には「断層地形の可能性のある地形」は判読されない※3。

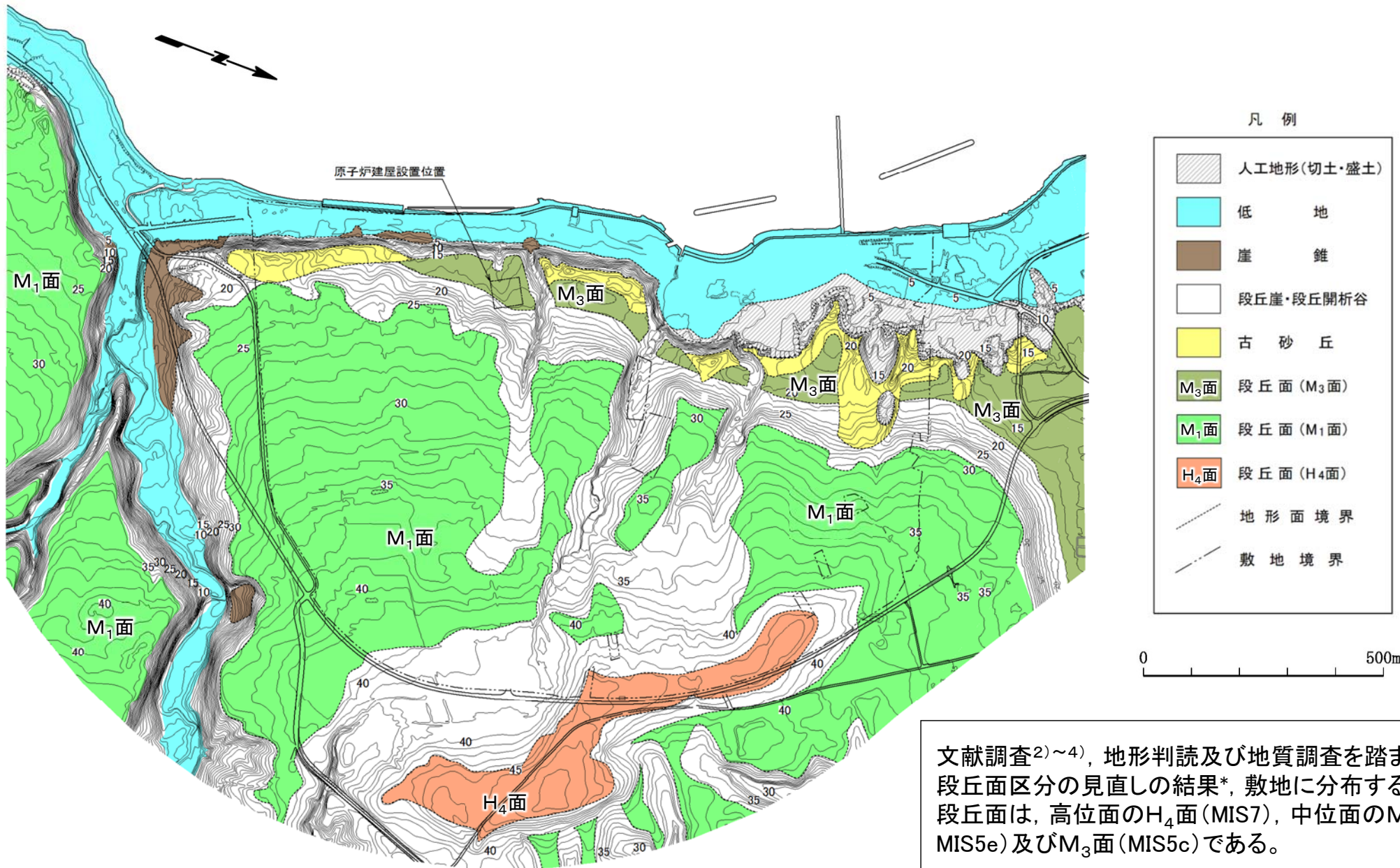
敷地及び敷地近傍の文献調査及び空中写真判読結果

※3 敷地近傍から連続するものも含めて検討した。



1.2 敷地の地形(2/14)

敷地の段丘面区分(1/2)



地形面区分図

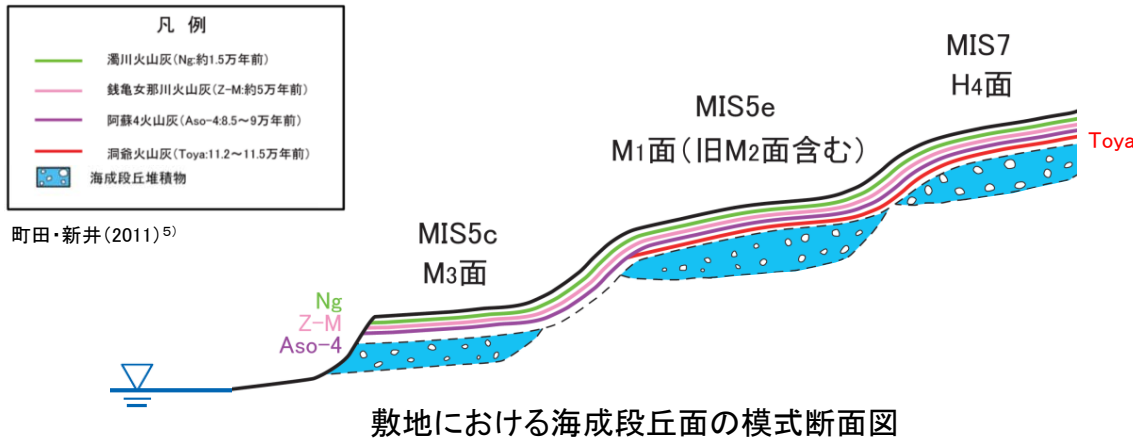
文献調査^{2)~4)}、地形判読及び地質調査を踏まえた段丘面区分の見直しの結果*、敷地に分布する海成段丘面は、高位面のH₄面(MIS7)、中位面のM₁面(MIS5e)及びM₃面(MIS5c)である。

*: 第526回審査会合(H29.11.10)でご説明。



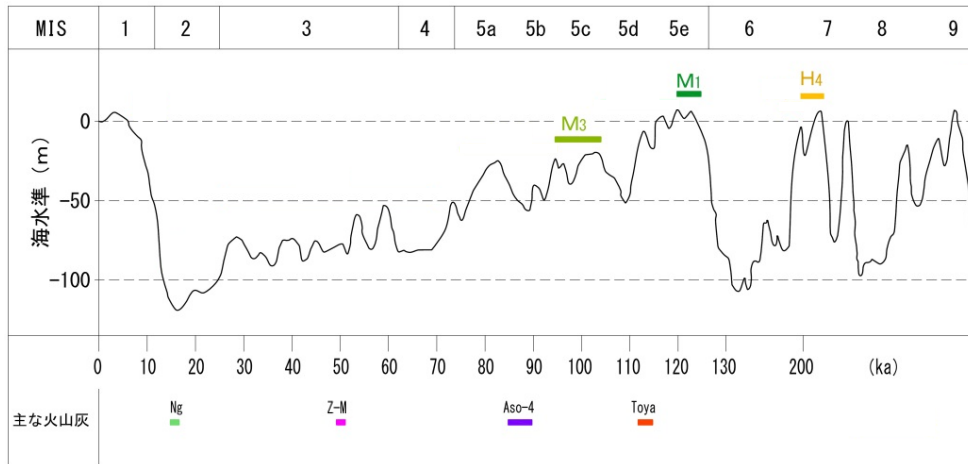
1.2 敷地の地形(3/14)

敷地の段丘面区分(2/2)



町田・新井(2011)⁵⁾

敷地における海成段丘面の模式断面図



海水準変動曲線と主要テフラ Machida(1999)⁶⁾を基に作成

第四系の地質層序表

		申請時				見直し後				火山灰(年代)*								
地質時代	地層名	構成物		火山灰質粘性土と砂	地質時代	地層名	構成物		火山灰質粘性土と砂									
完新世	沖積層	古砂丘堆積物	崖錐堆積物	シルト・砂・礫	細粒と中粒砂	火山灰質粘性土と砂	沖積層	古砂丘堆積物	崖錐堆積物	シルト・砂・礫	細粒と中粒砂	火山灰質粘性土と砂	火山灰質粘性土と砂					
														M ₃ 面 段丘堆積物	中粒～粗粒砂 砂礫	M ₃ 面 段丘堆積物	中粒～粗粒砂 砂礫	阿蘇4火山灰層 (8.5～9万年前)
														M ₂ 面 段丘堆積物	中粒～粗粒砂 砂礫	M ₁ 面 段丘堆積物	中粒～粗粒砂 砂礫	洞爺火山灰層 (11.2～11.5万年前)
後期更新世	M ₁ 面 段丘堆積物	中粒～粗粒砂 砂礫	中粒～粗粒砂 砂礫	中期更新世	H ₄ 面 段丘堆積物	砂礫	砂礫											

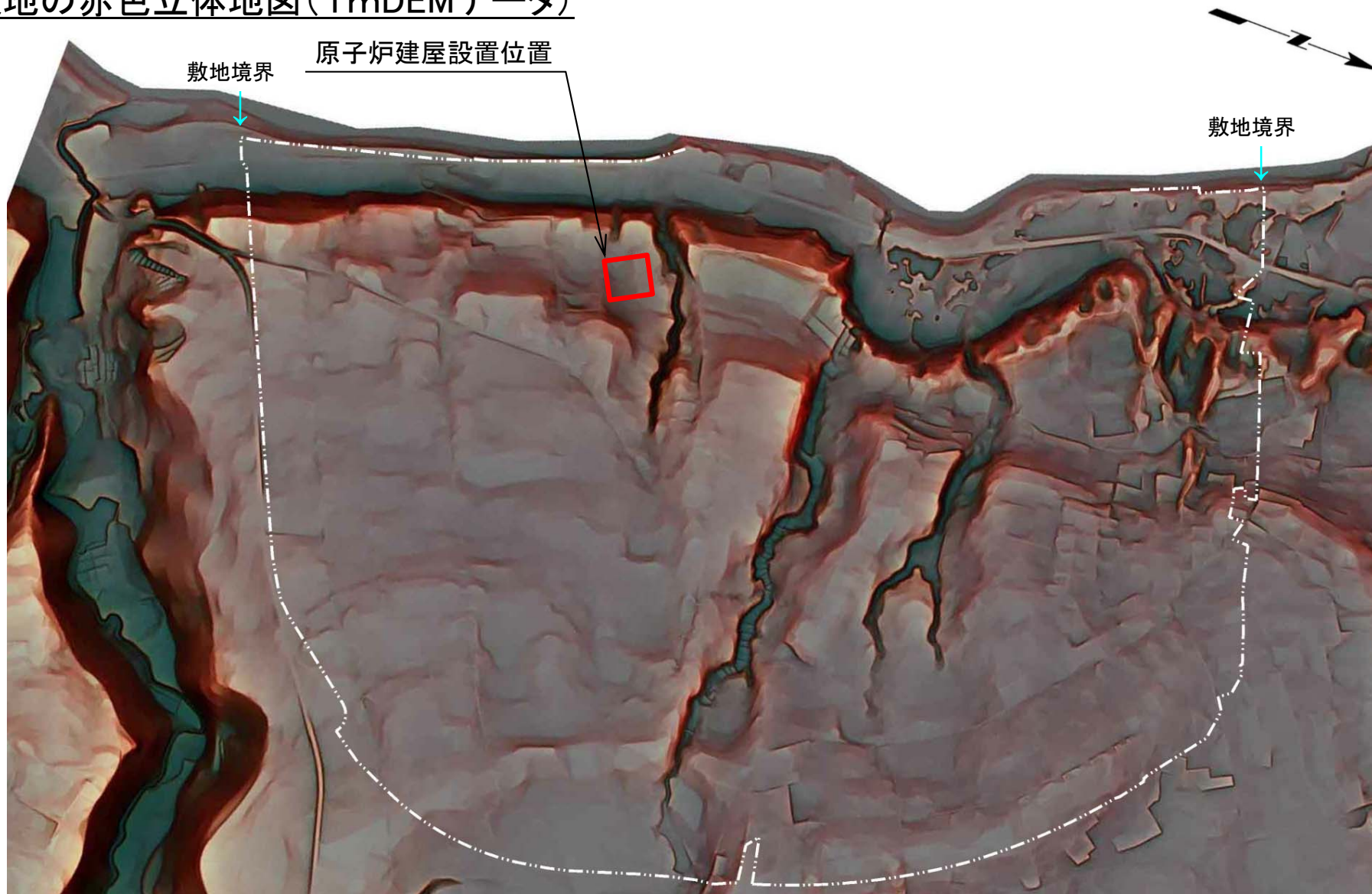
* : 町田・新井(2011)⁵⁾

- 段丘面区分の見直しの結果, 旧M₁面(MIS5e)の比較的標高の高い部分をH₄面(MIS7)として新たに認定した。
- 旧M₁面と旧M₂面(MIS5e)は両者の境界に明瞭な段丘崖は認められないこと等から, M₁面に統合した。
- 上記の変更は, 上載地層との関係による断層の活動性評価に影響しない。

注)海成層の根拠として用いた生痕化石に関する資料をP.1-19に示す。

1.2 敷地の地形(4/14)

敷地の赤色立体地図(1mDEMデータ)



空中写真(昭和50年国土地理院撮影)から取得した1mDEMデータに基づいて作成

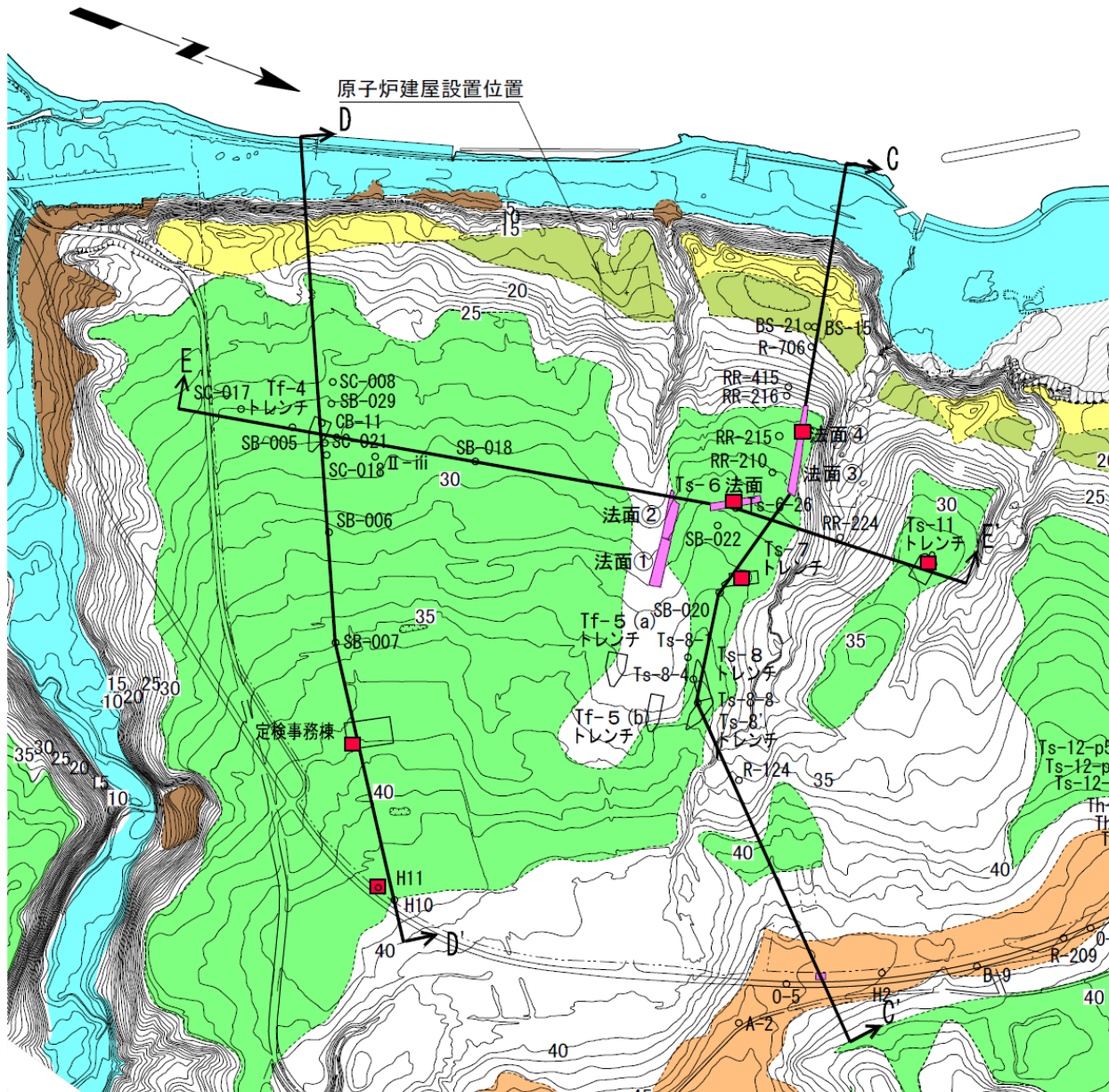
- 1mDEMデータに基づく赤色立体地図等を用いて工事着手前の原地形を詳細に再判読した。
- 敷地内に地すべり地形及び断層地形の可能性のある地形は判読されない。





1.2 敷地の地形(5/14)

敷地のM1面段丘堆積物の分布と堆積年代



- 地形面区分で確認したM₁面上で、ボーリング調査, トレンチ調査及び法面観察を行い, 段丘堆積物の分布状況の確認を行った。
- Tf-4トレンチと法面④は同じ段丘面上に位置しており, 両者ともM₁面段丘堆積物が分布する。
- 図に示すトレンチ及び法面等でM₁面段丘堆積物を覆うローム層中に洞爺火山灰層を確認した。したがって, M₁面段丘堆積物は後期更新世(MIS5e)に堆積したものと判断される。
- C-C', D-D' 及びE-E' の各断面にM₁面段丘堆積物及び洞爺火山灰層の分布を示す(P.1-13~P.1-15参照)。

凡例

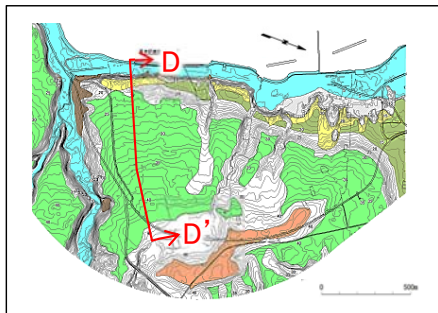
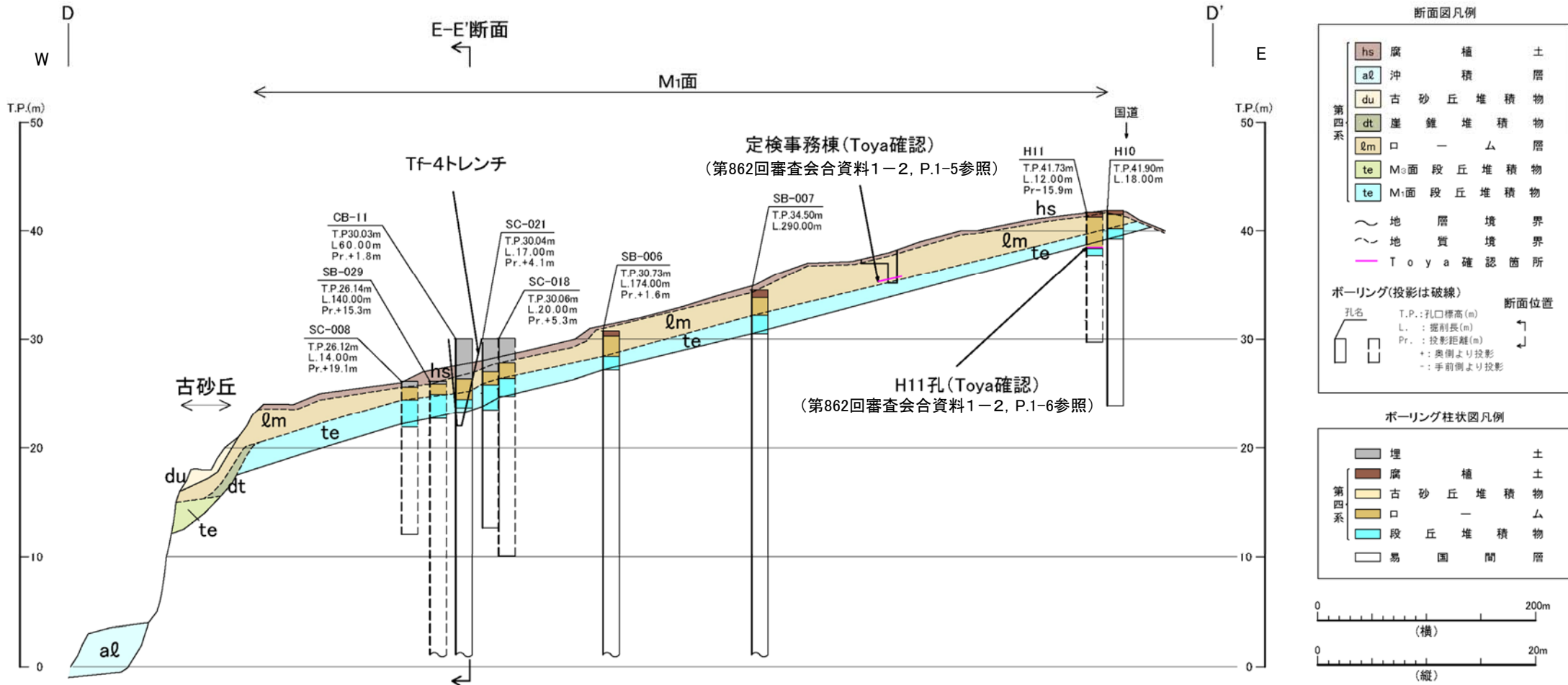
	人工地形(切土・盛土)		地形面境界
	低地		敷地境界
	崖		断面線
	段丘崖・段丘開析谷		ボーリング
	古砂丘		トレンチ
	段丘面(M ₃ 面)		観察法面
	段丘面(M ₁ 面)		トレンチ・法面等での洞爺火山灰層確認箇所
	段丘面(M ₄ 面)		





1.2 敷地の地形(6/14)

段丘面・段丘堆積物の分布(1/3):D-D'断面(Tf-4トレンチ)



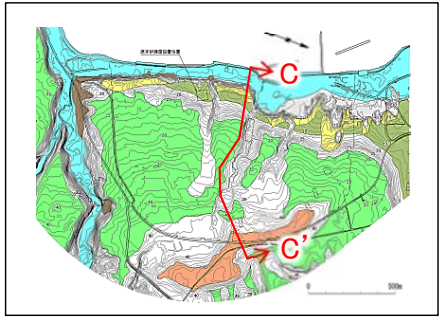
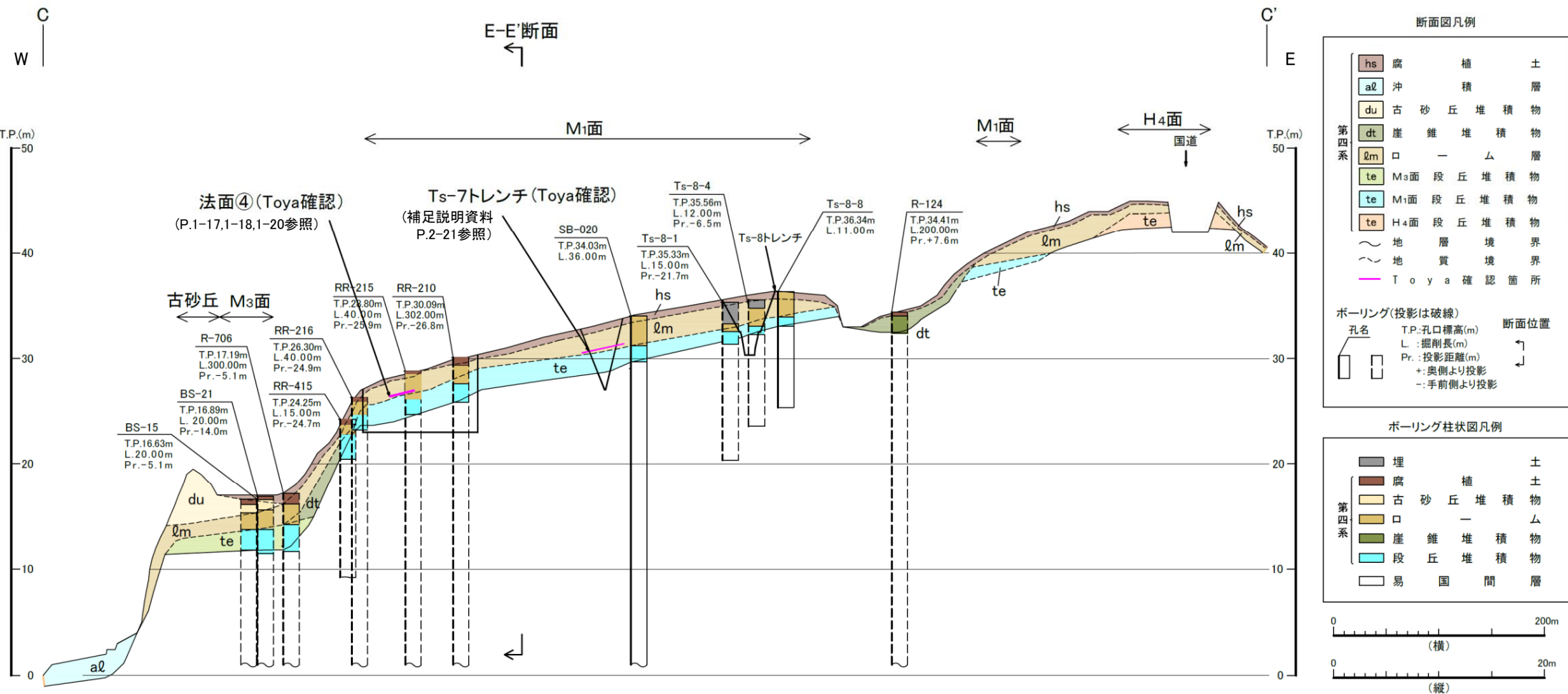
断面位置図

- 敷地南部のD-D'断面においては、M₁面が分布し、段丘堆積物及びローム層が基盤岩を覆って連続的に分布する。
- 断面上の定検事務棟用地及びボーリングH11孔にてM₁面段丘堆積物を覆うローム層中に洞爺火山灰層が確認された(第862回審査会合資料1-2, P.1-5, 1-6参照)。



1.2 敷地の地形(7/14)

段丘面・段丘堆積物の分布(2/3):C-C'断面



断面位置図

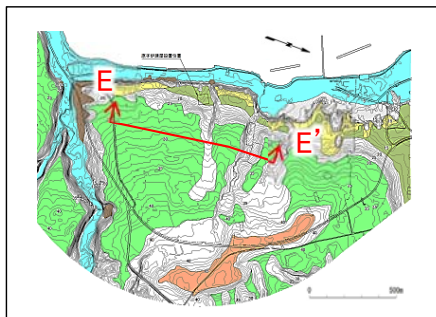
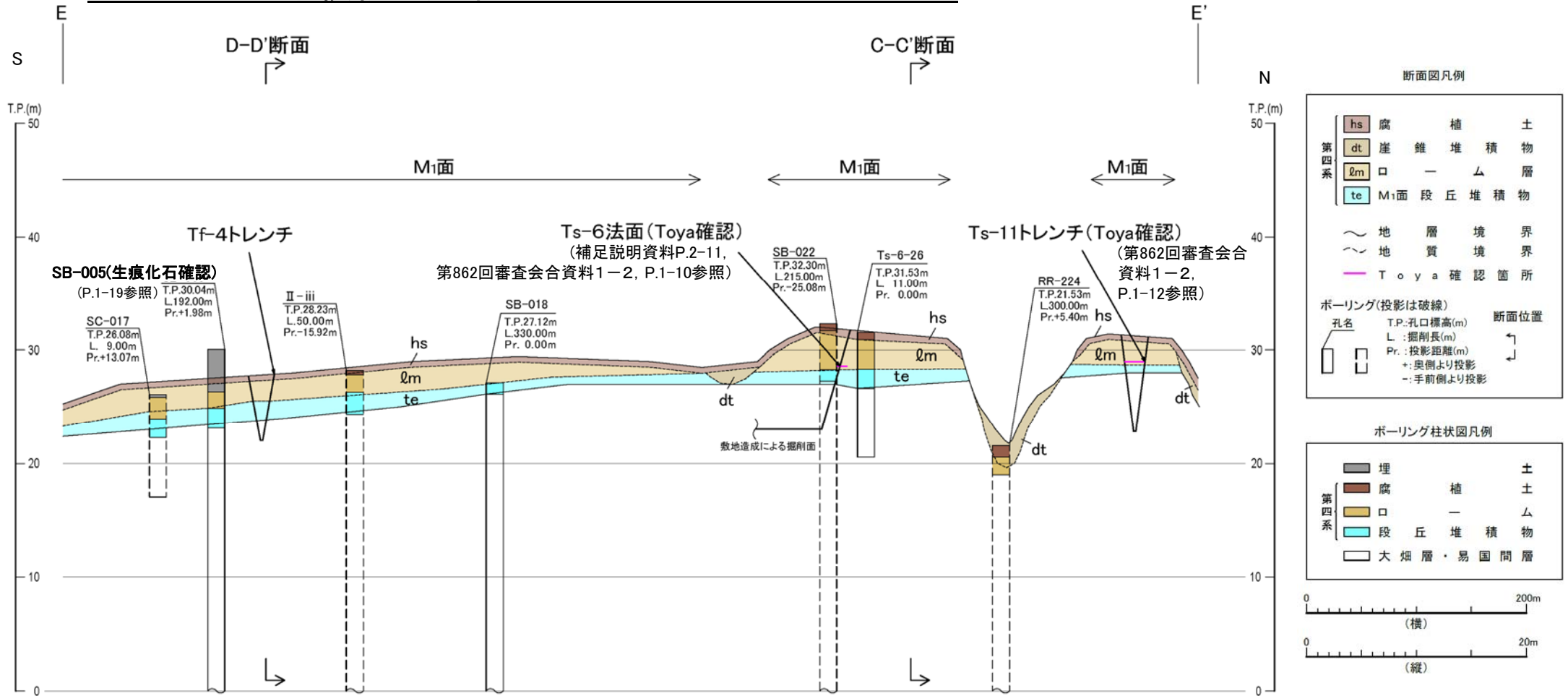
- 敷地中央部のC-C'断面においては、M₁面、M₃面及びH₄面が分布し、各面には段丘堆積物及びローム層が基盤岩を覆って連続的に分布する。
- 断面上のTs-7トレンチ(補足説明資料P.2-21参照)及び法面④(P.1-17, 1-18, 1-20)において、M₁面段丘堆積物を覆うローム層中に洞爺火山灰層が確認された。

1.2 敷地の地形(8/14)

第862回審査会合
資料1-1 P.1-15 一部修正



段丘面・段丘堆積物の分布(3/3):E-E'断面(Tf-4トレンチ)



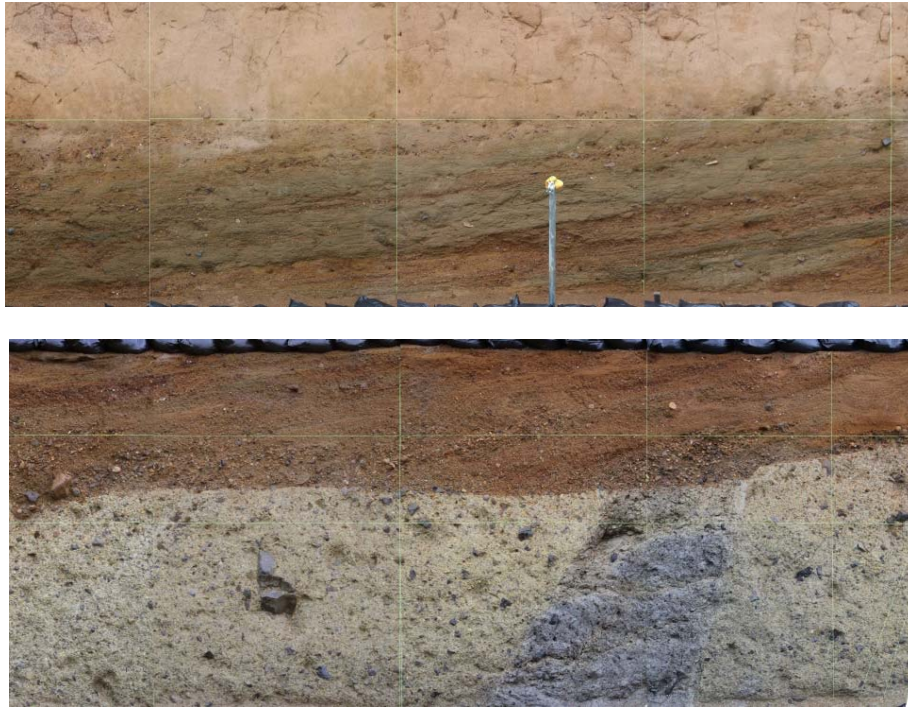
断面位置図

- E-E'断面においては、段丘開析谷で侵食されている箇所があるが、一連のM₁面が分布し、段丘堆積物及びローム層が基盤岩を覆って連続的に分布する。
- Tf-4トレンチ近傍で掘削されたボーリングSB-005孔の段丘堆積物中には、段丘堆積物が海成層であることを示唆する生痕化石が確認された(P.1-19参照)。
- 断面上のTs-11トレンチ及びTs-6法面において、M₁面段丘堆積物を覆うローム層中に洞爺火山灰層が確認された(補足説明資料P.2-11, 第862回審査会合資料1-2, P.1-10, 1-12参照)。

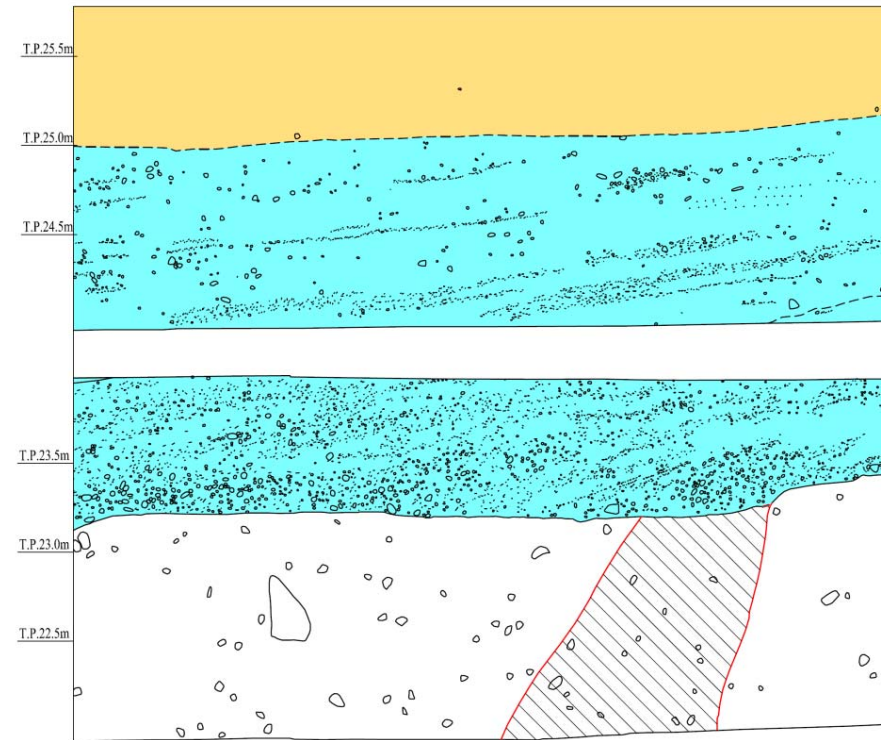


1.2 敷地の地形(9/14)

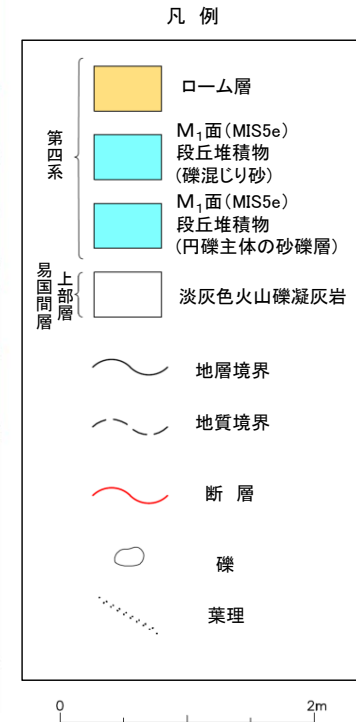
Tf-4トレンチで観察されるM1面段丘堆積物



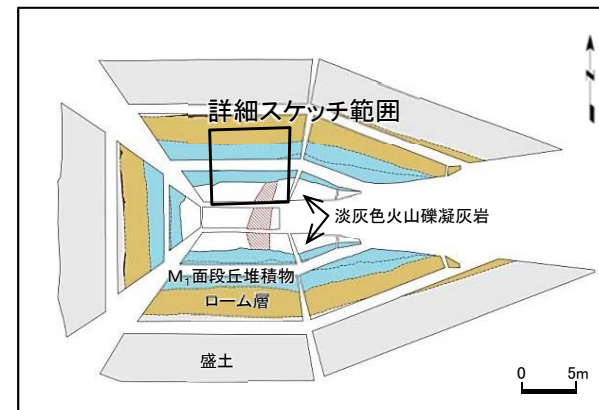
Tf-4トレンチ詳細画像



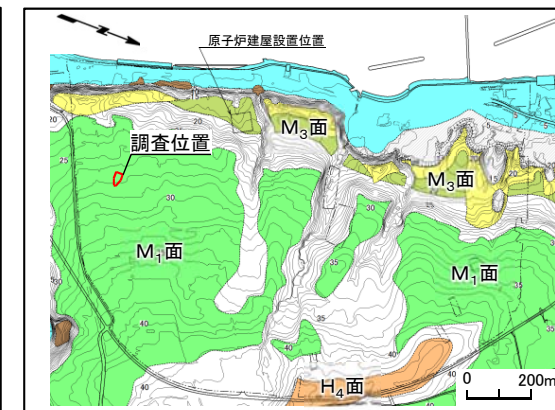
Tf-4トレンチ詳細スケッチ



- Tf-4トレンチでは、cf-3断層の上載層として、M₁面段丘堆積物が分布する。
- 段丘堆積物の基底付近では円礫を主体とする砂礫層が分布し、砂礫層中の葉理は緩やかに海側(西側)に傾斜している。
- ローム層中に洞爺火山灰層が確認された法面④の段丘堆積物にも類似の性状(P.1-17, 1-18, 1-20参照)が見られ、両者は同様の堆積環境で堆積したものと推察される。



Tf-4トレンチ展開図



位置図

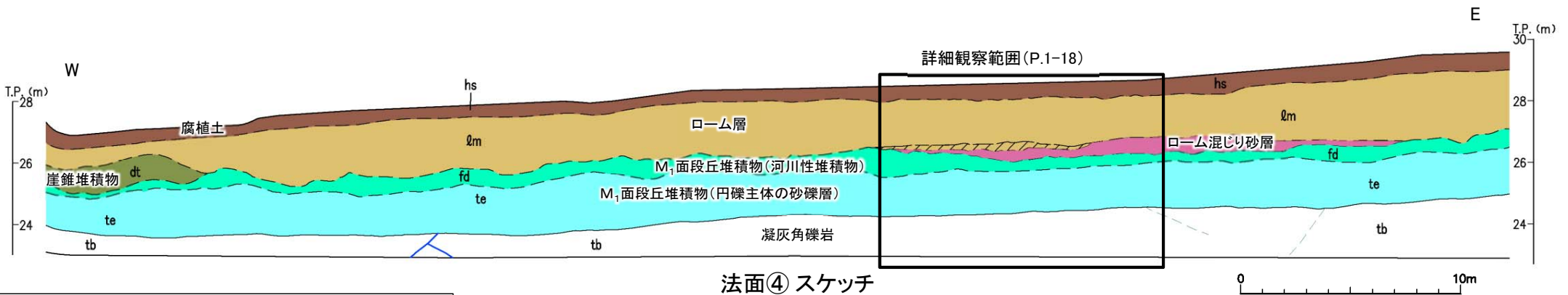


1.2 敷地の地形(10/14)

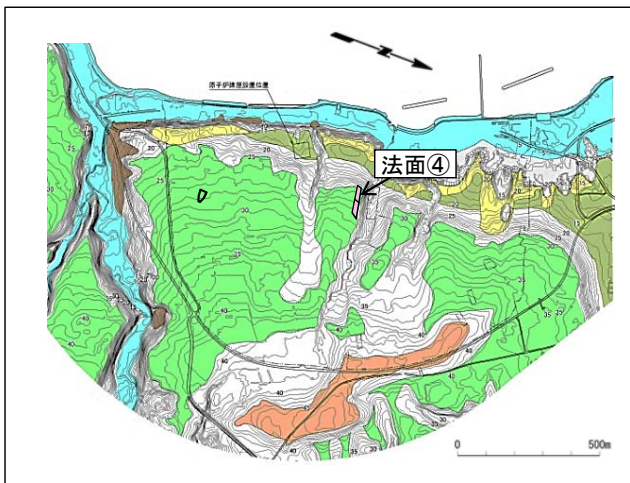
法面④で観察されるM₁面段丘堆積物(1/2): 法面全体



法面④ 写真



法面④ スケッチ



位置図

凡例

hs	腐植土	tb	凝灰角礫岩
lm	ローム層		洞爺火山灰層
lm(sd)	ローム混じり砂層		地層境界
dt	崖錐堆積物		地質境界
fd	M ₁ 面段丘堆積物 (河川性堆積物)		変位を伴う不連続面及び節理
te	M ₁ 面段丘堆積物 (円礫主体の砂礫層)		筋状構造(不明瞭なもの)

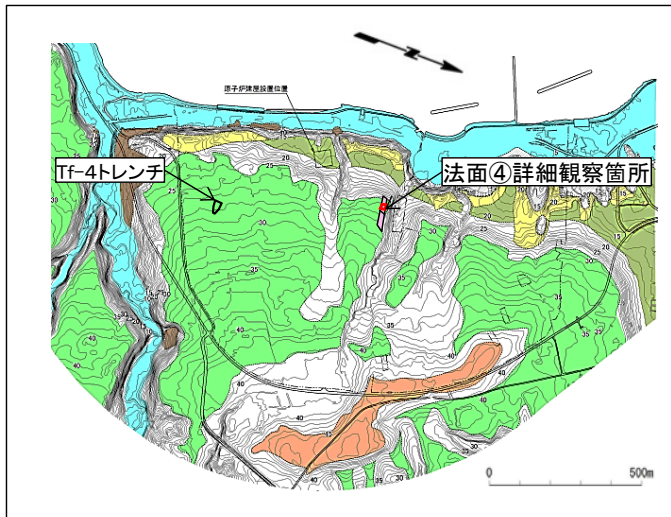
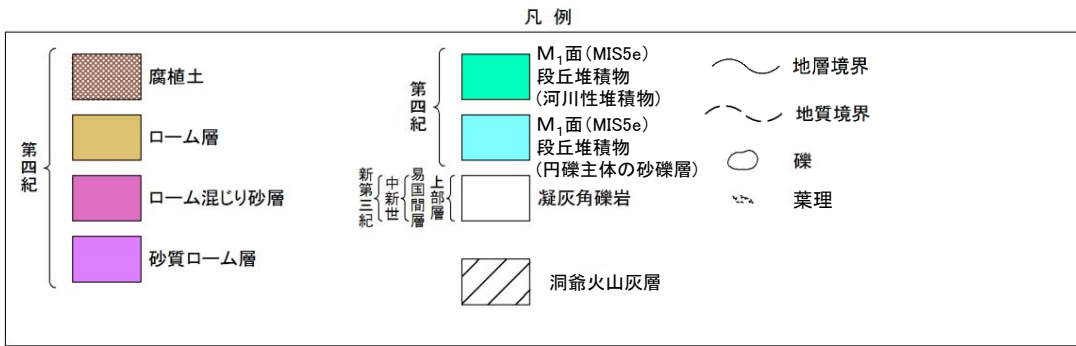
新第三紀 { 中新世 { 易国間層 {
 第四紀

- 法面④におけるM₁面段丘堆積物は円礫を主体とする砂礫から成り、海側(西側)に傾斜する明瞭な葉理が認められることから、本法面付近は河口に近い堆積環境にあったと推定される。
- M₁面段丘堆積物の上部の河川性堆積物は、角礫を多く含む淘汰の悪い泥質の砂礫から成り、海退に伴う陸化を示唆する。



1.2 敷地の地形(11/14)

法面④で観察されるM₁面段丘堆積物(2/2): 詳細観察範囲

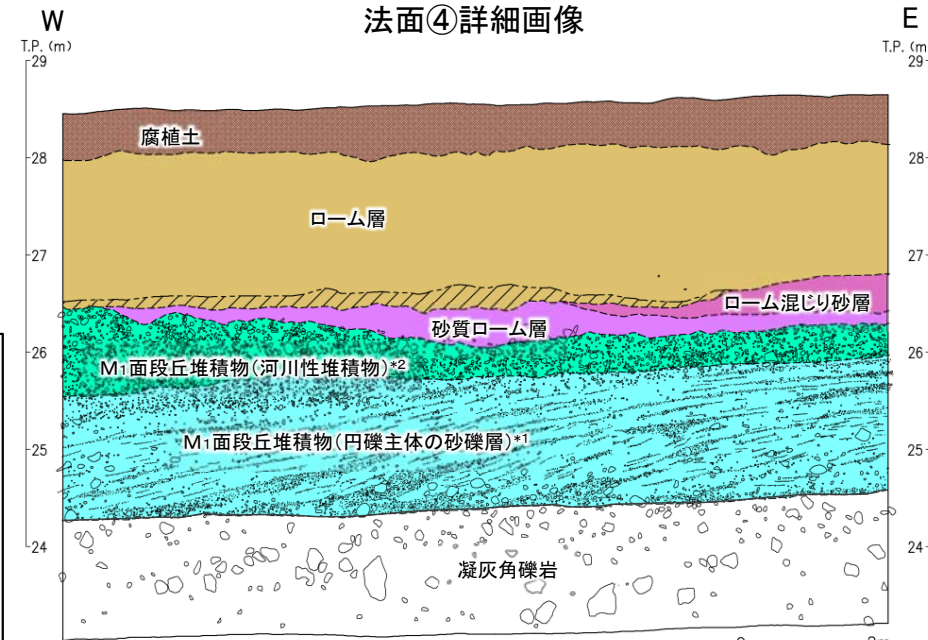


位置図

- *1: M₁面段丘堆積物は円礫を主体とする砂礫から成り、海側(西側)に傾斜する葉理が認められる。
- *2: 河川性堆積物は角礫を多く含む淘汰の悪い泥質の砂礫から成る。



法面④詳細画像



法面④詳細スケッチ

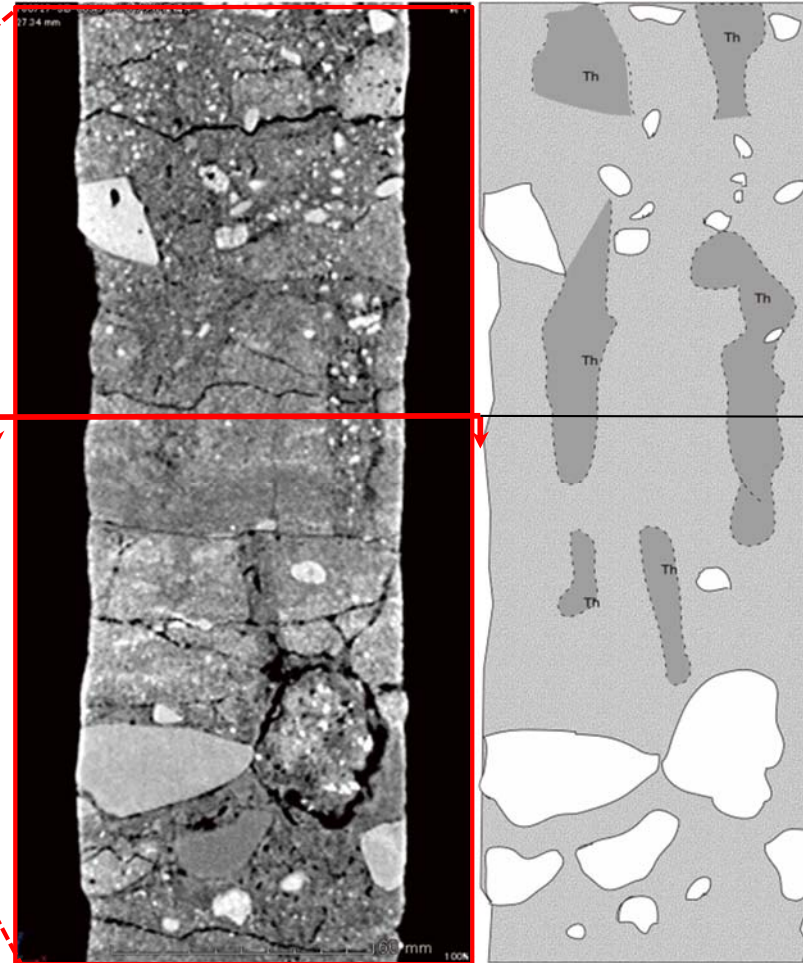
- 法面④のM₁面段丘堆積物中には、円礫主体の砂礫層が見られ、海側に傾斜する葉理が認められる。この性状は、Tf-4トレンチの段丘堆積物にも同様に認められる。
- Tf-4トレンチ近傍のSB-005孔の段丘堆積物中には、生痕化石が認められることから、段丘堆積物は海成層と判断される(P.1-19参照)。
- また、法面④詳細観察箇所の測線A-2において10cm間隔でテフラ分析を実施し、ローム層の下部に洞爺火山灰降下層準(11.2~11.5万年前)を確認した(P.1-20参照)。
- 以上のことから、M₁面はMIS5eの海成段丘面と判断される。

1.2 敷地の地形(12/14)

M₁面段丘堆積物が海成層である根拠: SB-005孔

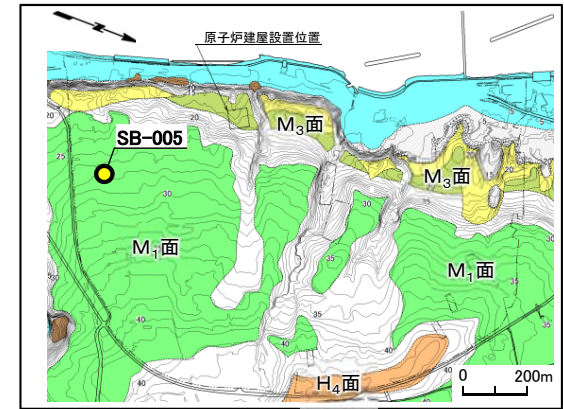


注) 全体画像より少し回転

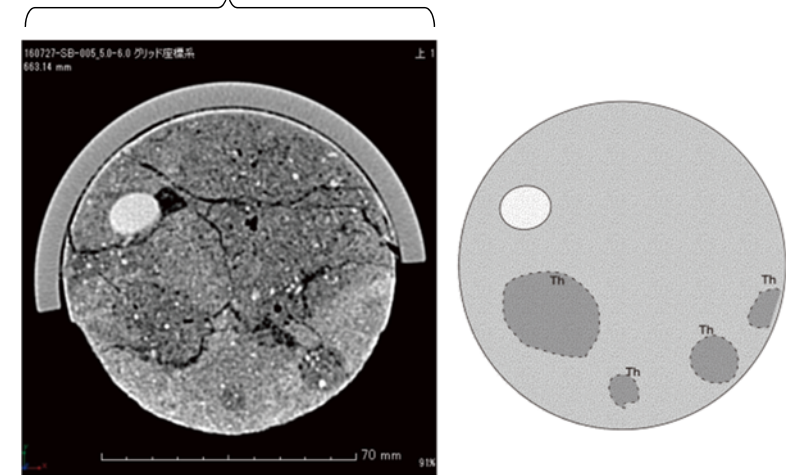


鉛直方向CT画像(左)と解釈図(右)

M₁面段丘堆積物中の生痕CT画像(SB-005)



位置図



水平方向CT画像(左)と解釈図(右)

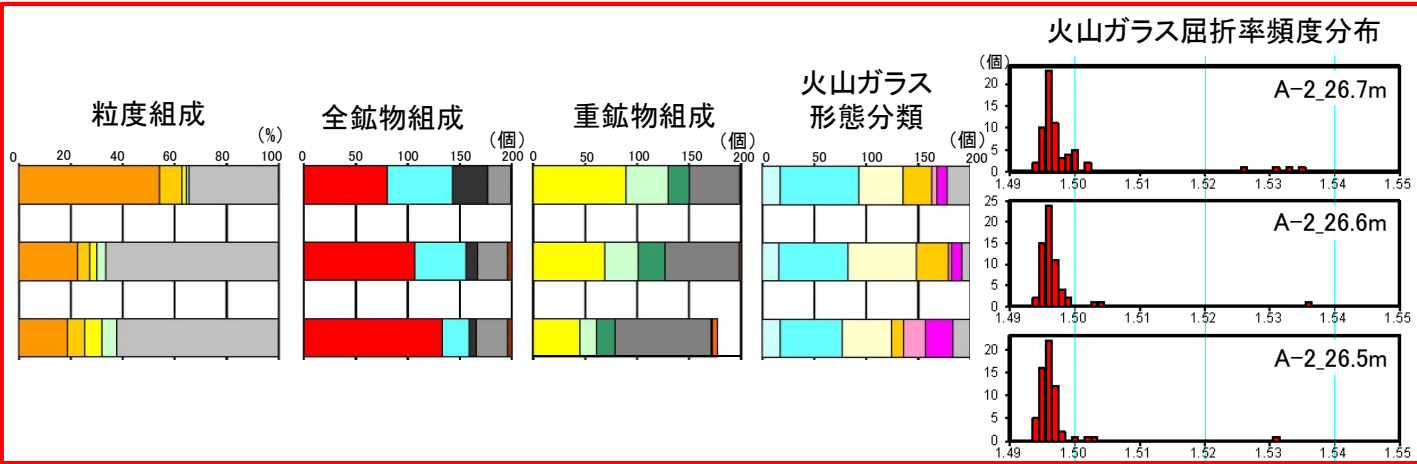
Th: *Thalassinoides* isp.と推定される生痕

- M₁面で採取したボーリングコアのCT画像で砂礫層中に *Thalassinoides* isp.と推定される生痕が複数認められる。
- *Thalassinoides* isp.は主として海岸に生息するスナモグリ(甲殻類の一種)が形成する生痕であること(Bromley,1990⁷⁾)から、この堆積物が海成であると判断される。

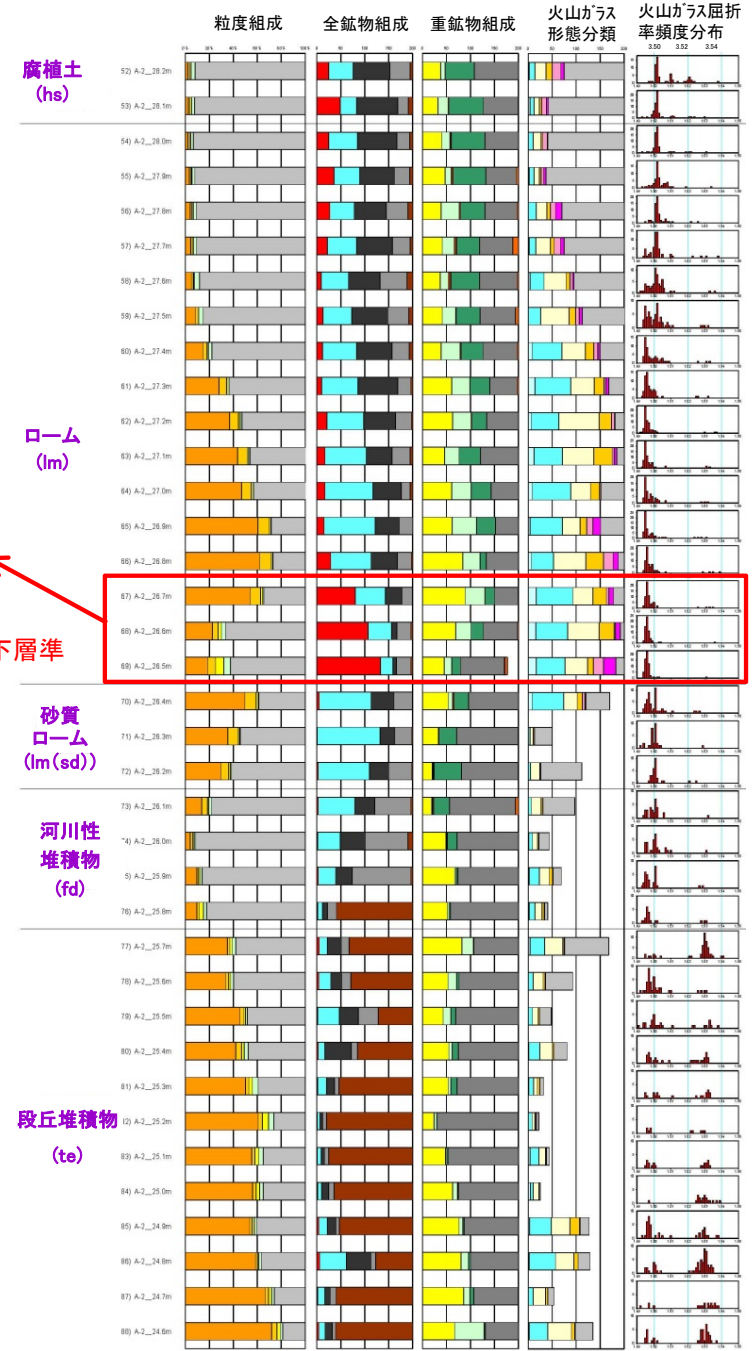


1.2 敷地の地形(13/14)

法面④における測線A-2テフラ分析結果



注) 測線A-2の位置図についてはP.1-18参照。



Toya 降下層準

凡例

粒度組成	<ul style="list-style-type: none"> >#16 (>1.00mm) #16-#30 (500 μm-1.00mm) #30-#60 (250 μm-500 μm) #60-#120 (125 μm-250 μm) #120-#250 (63 μm-125 μm) #250> (63 μm>) 懸濁部
全鉱物組成	<ul style="list-style-type: none"> 火山ガラス 軽鉱物 重鉱物 岩片 その他
重鉱物組成	<ul style="list-style-type: none"> カンラン石 斜方輝石 単斜輝石 褐色普通角閃石 緑色普通角閃石 不透明(鉄)鉱物 カミングトン閃石 ジルコン 黒雲母 アパタイト
火山ガラス形態分類	<ul style="list-style-type: none"> Ha (扁平型) Hb (扁平型) Ca (中間型) Cb (中間型) Ta (多孔質型) Tb (多孔質型) It (不規則型) バブル・ウォール型 軽石型

文献による洞爺火山灰の特徴*

主な鉱物		斜方輝石, 単斜輝石, 普通角閃石, 石英
火山ガラス	タイプ	軽石型, バブル・ウォール型
	屈折率	1.494-1.498

* : 町田・新井(2011)⁵⁾を基に作成。

ローム層下部(T.P.26.5m~26.7m)は火山ガラスの含有量が多く、バブル・ウォール型の形態及び屈折率等の特徴(町田・新井(2011)⁵⁾)から洞爺火山灰降下層準と判断される。

敷地のM₁面段丘堆積物のまとめ

【文献調査・空中写真判読】

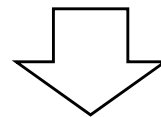
- 文献調査及び空中写真判読の結果、敷地には海成段丘面のM₁面が広く分布する。

【地質調査】

- ボーリング調査、トレンチ調査及び法面観察により、M₁面段丘堆積物は一連の面を構成する海成堆積物であると判断される。

【テフラ分析】

- M₁面段丘堆積物を覆うローム層中に洞爺火山灰降下層準(11.2~11.5万年前)を確認した。



敷地のM₁面段丘堆積物は後期更新世(MIS5e)に堆積した海成堆積物であると判断される。

1.3 敷地の地質・地質構造

1. 敷地の断層等の概要

1.1 敷地の調査

1.2 敷地の地形

1.3 敷地の地質・地質構造

1.4 敷地の断層等の分類

1.5 敷地の断層等の評価概要

1.5.1 断層等の活動性評価の考え方

1.5.2 断層等と重要な安全機能を有する施設との関係

1.5.3 断層等の総合評価

2. 断層

3. シーム

4. 後期更新世に生じた変状

4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象

4.2 変状弱面の形成メカニズムの検討

4.3 変状弱面の分布範囲の特定

4.4 変状弱面の分布評価範囲による基準適合性の評価

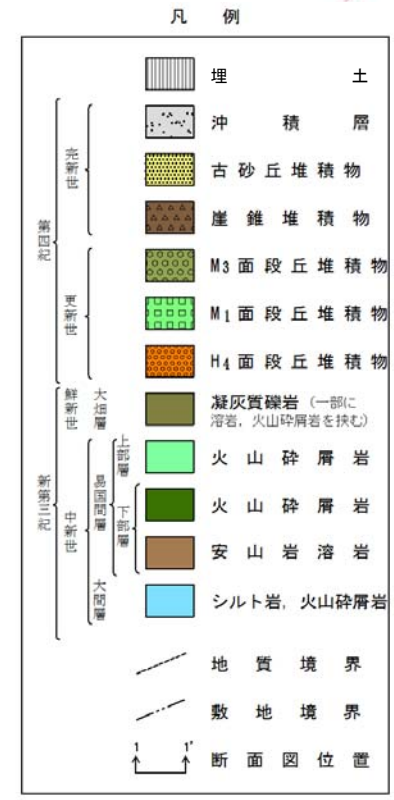
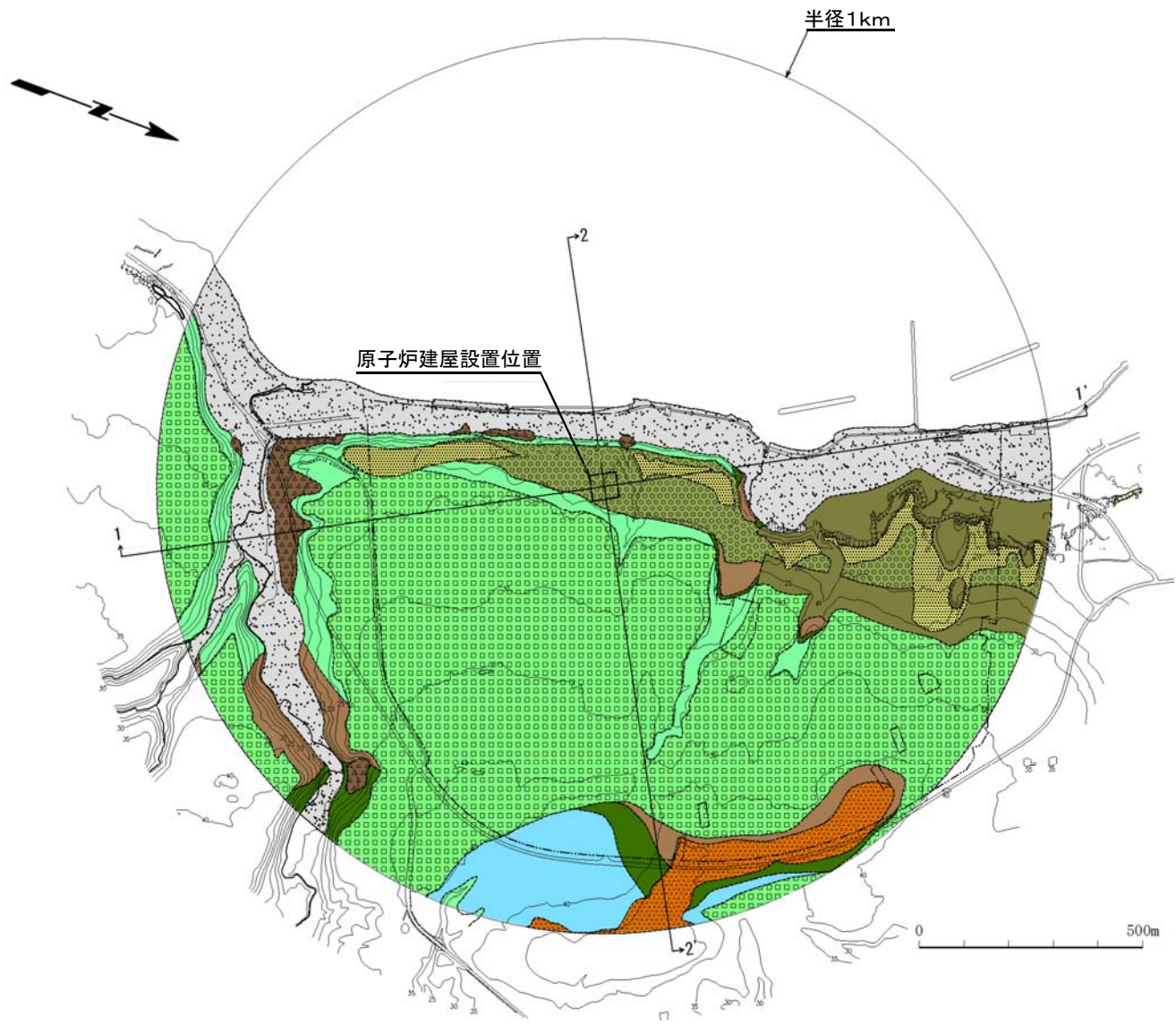
4.5 変状のまとめ

5. まとめ



1.3 敷地の地質・地質構造(1/7)

敷地の地質平面図



敷地の地質層序表

地質時代	地層名	主要岩相	
第四紀	第四系	火山灰質粘性土, シルト, 砂及び礫	
鮮新世	大畑層	凝灰質礫岩 (一部に溶岩, 火山砕屑岩を挟在)	
	新第三紀	上部層	火山砕屑岩 (淡灰色火山礫凝灰岩, 凝灰角礫岩)
		下部層	安山岩溶岩, 火山砕屑岩 (細粒凝灰岩, 粗粒凝灰岩, 暗灰色火山礫凝灰岩) 及びシルト岩並びにそれらの互層
大間層	シルト岩及び火山砕屑岩 (酸性凝灰岩, 軽石凝灰岩, 粗粒凝灰岩, 暗灰色火山礫凝灰岩)		

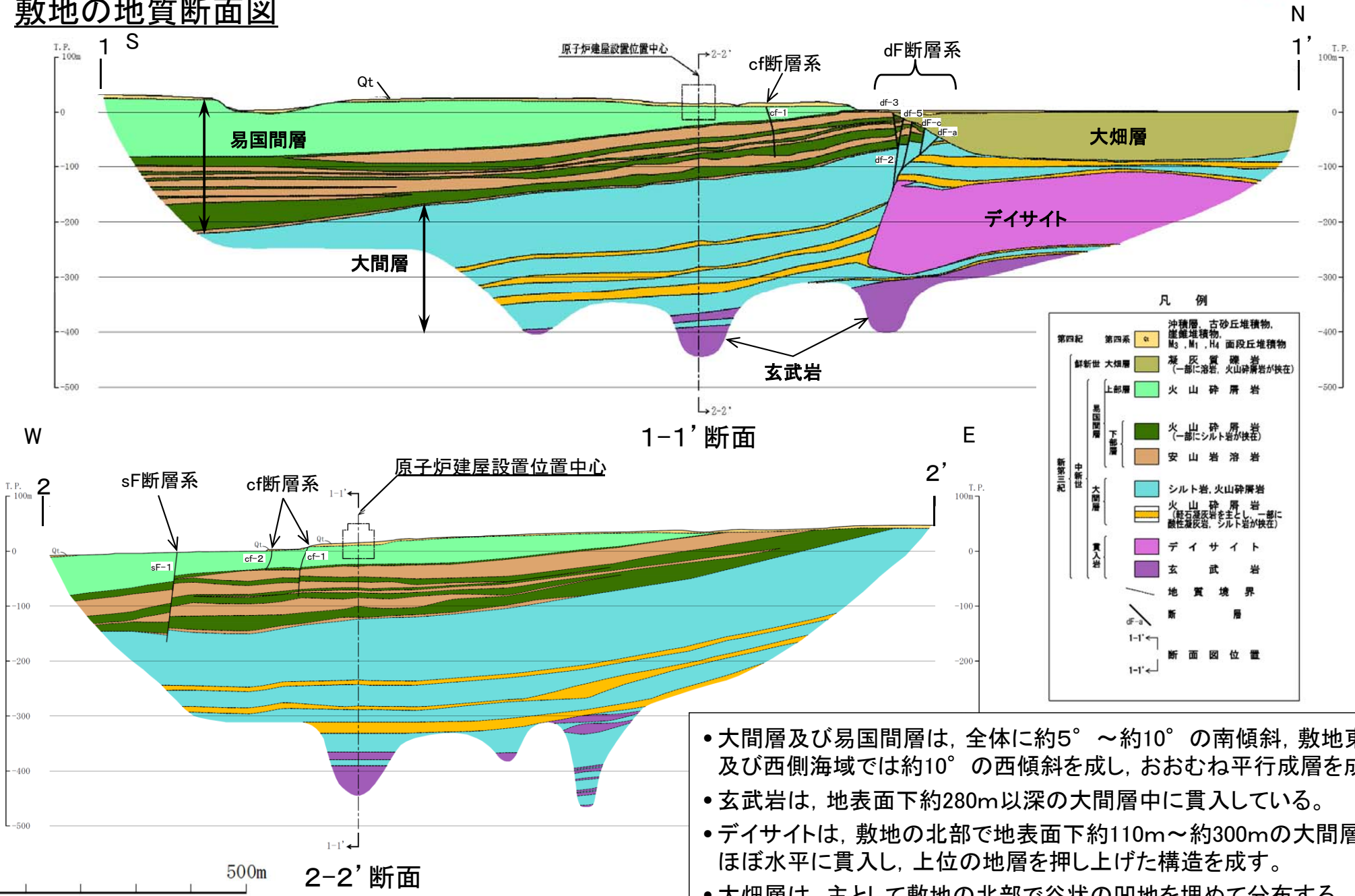
敷地の地質は、新第三紀中新世の大間層及び易国間層、鮮新世の大畑層※並びにそれらを覆う第四系から構成される。

※ 敷地の大畑層の年代は約2.7Ma～約3.8Ma(第906回審査会合資料1-1-2, P.1-4参照)。

—— 整合 ~~~~~ 不整合



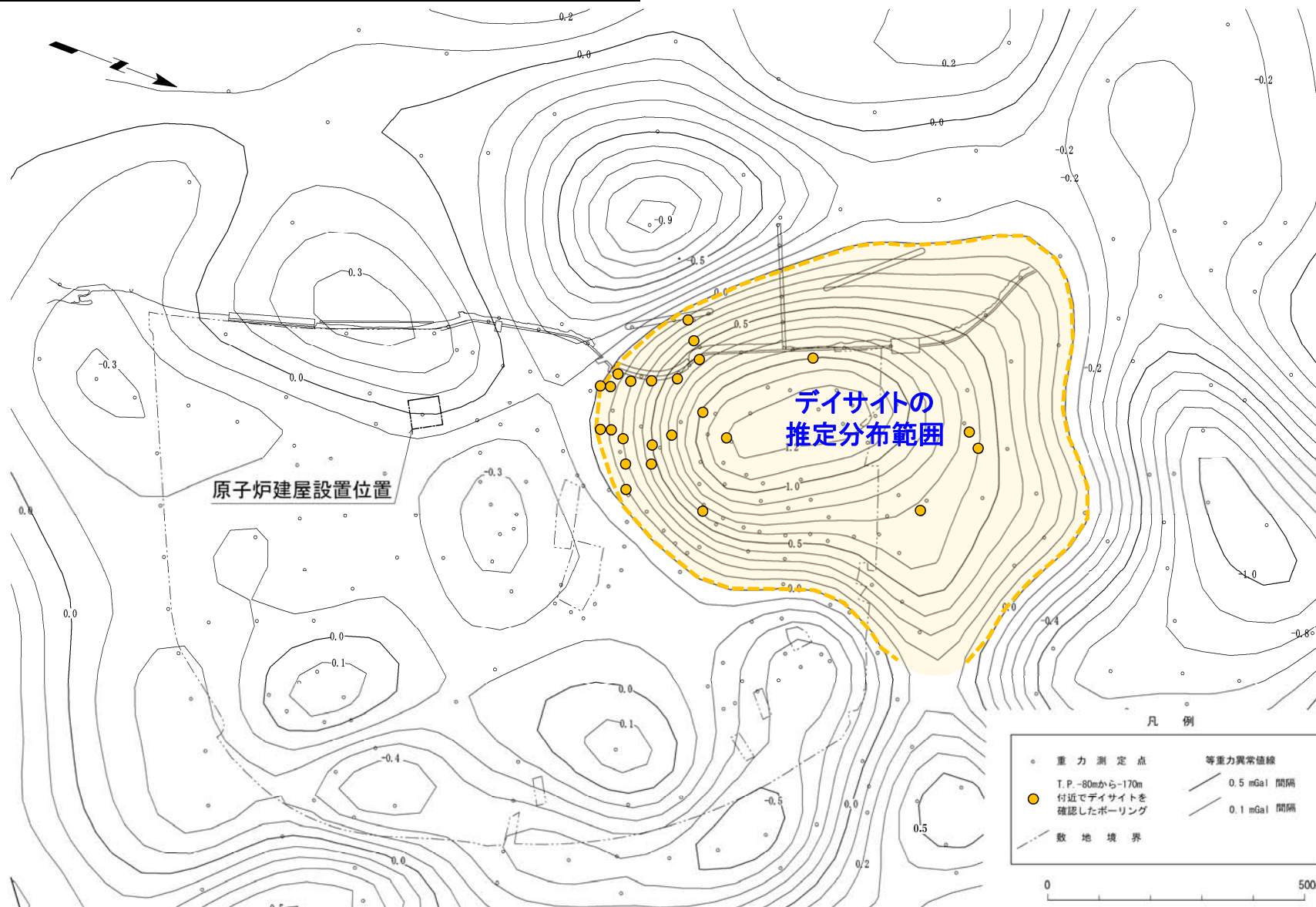
敷地の地質断面図



- 大間層及び易国間層は、全体に約5°～約10°の南傾斜、敷地東部及び西側海域では約10°の西傾斜を成し、おおむね平行成層を成す。
- 玄武岩は、地表面下約280m以深の大間層中に貫入している。
- デイサイトは、敷地の北部で地表面下約110m～約300mの大間層にほぼ水平に貫入し、上位の地層を押し上げた構造を成す。
- 大畑層は、主として敷地の北部で谷状の凹地を埋めて分布する。



短波長重力異常図とデイサイトの推定分布範囲



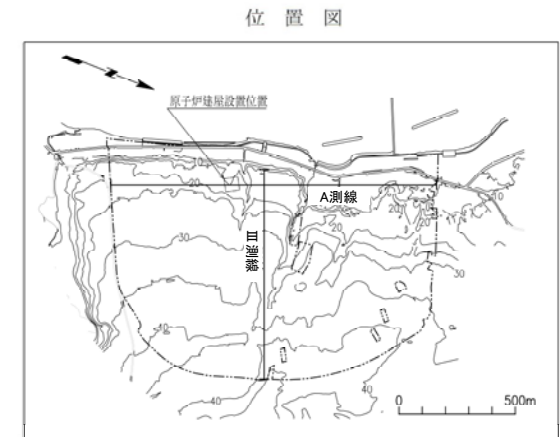
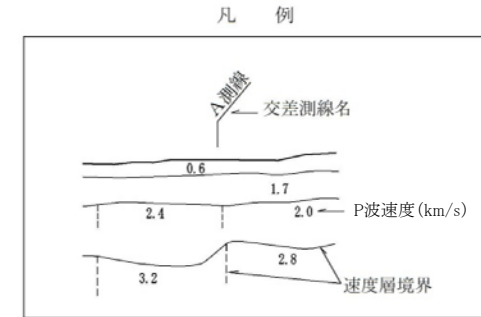
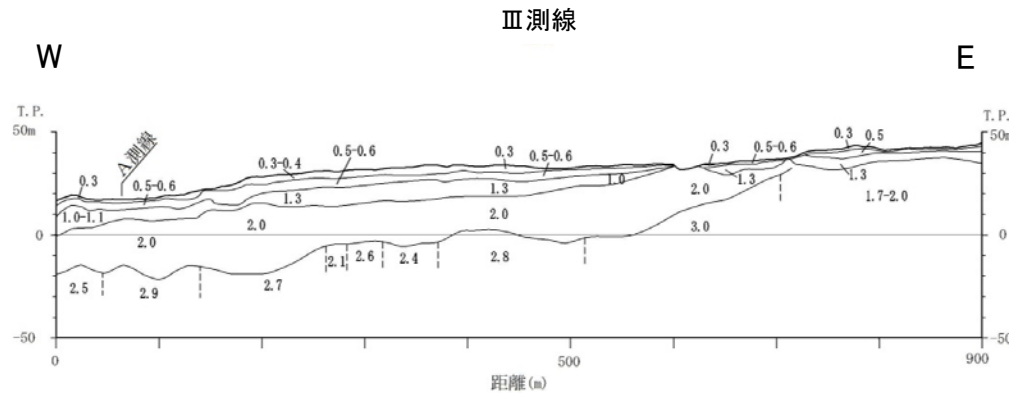
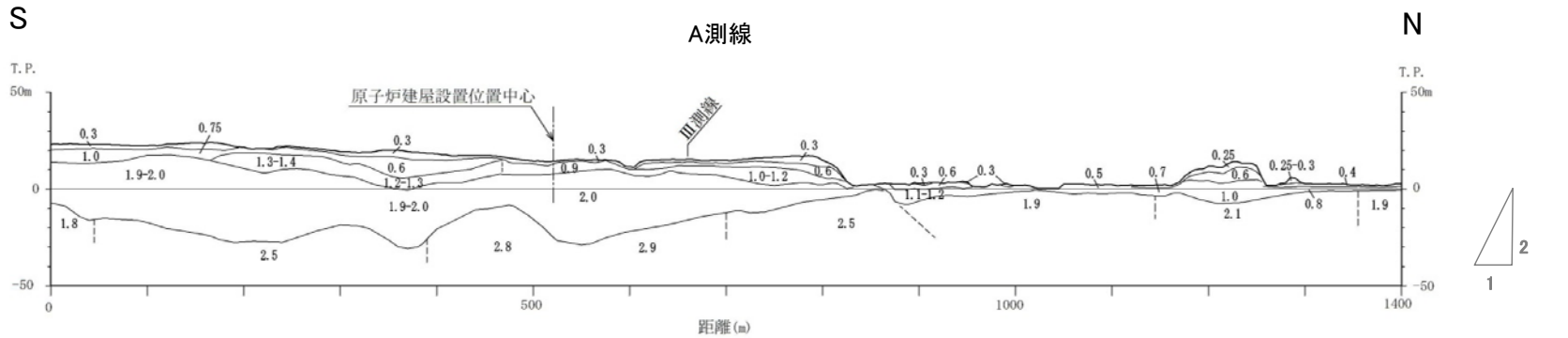
(約300m沖合の低重力力域は、密度の低い大間層のシルト岩が地表付近まで分布する領域と一致する。)

- 重力探査結果によれば、原子炉建屋の北方において南北1km程度、東西0.7km程度の範囲の高重力異常域が分布する。
- ボーリング調査の結果から、この高重力異常域にはデイサイトが餅盤状に分布すると推定される。



1.3 敷地の地質・地質構造(4/7)

地表弾性波探査速度分布断面図

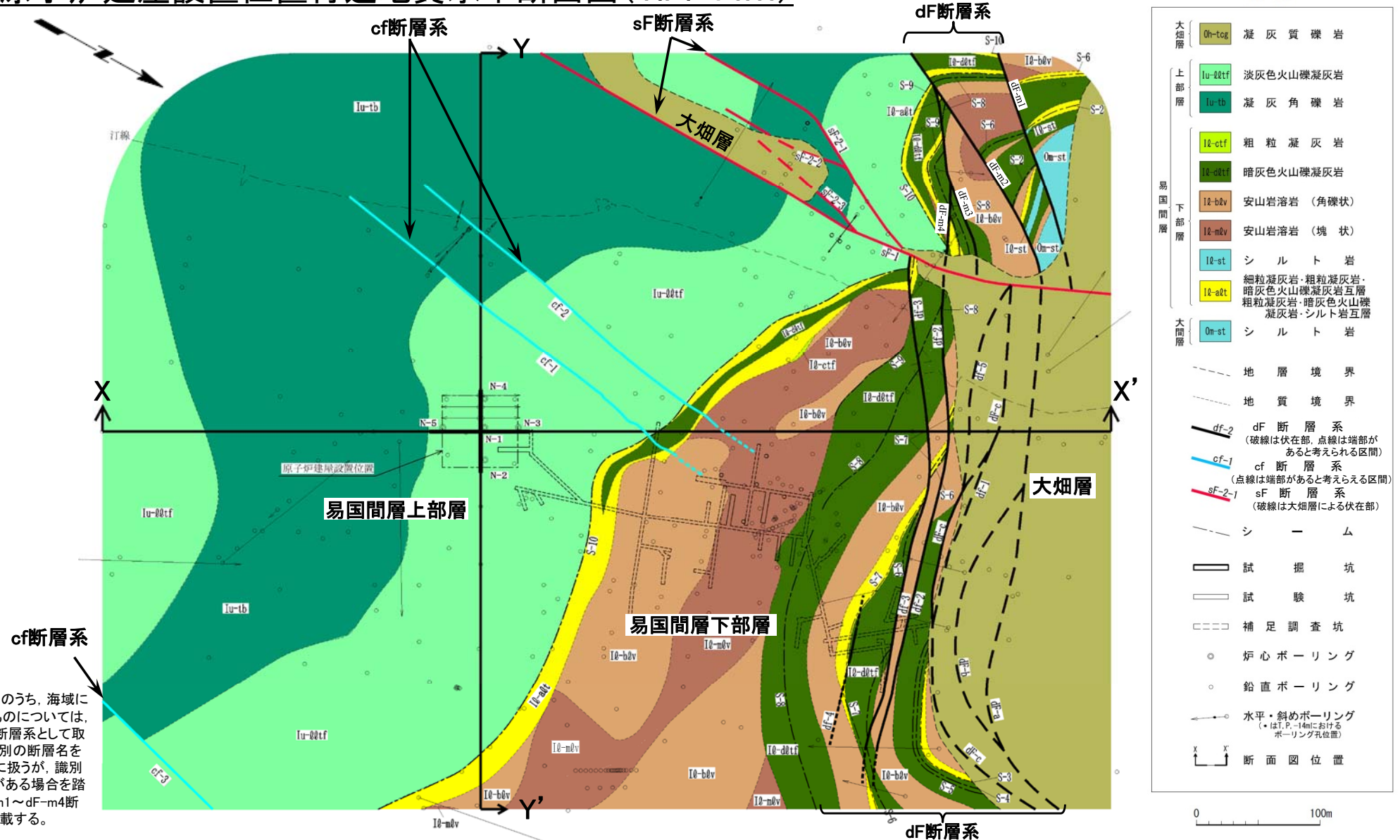


地表弾性波探査の速度分布の構造は地質構造と調和的で、N-S方向にほぼ水平ないし緩やかな南傾斜を成し、E-W方向ではほぼ水平ないし緩やかな西傾斜を成す。

注) 原子炉建屋設置位置付近を通る南北方向及び東西方向の測線のデータを代表として示した。



原子炉建屋設置位置付近地質水平断面図(T.P.-14m)

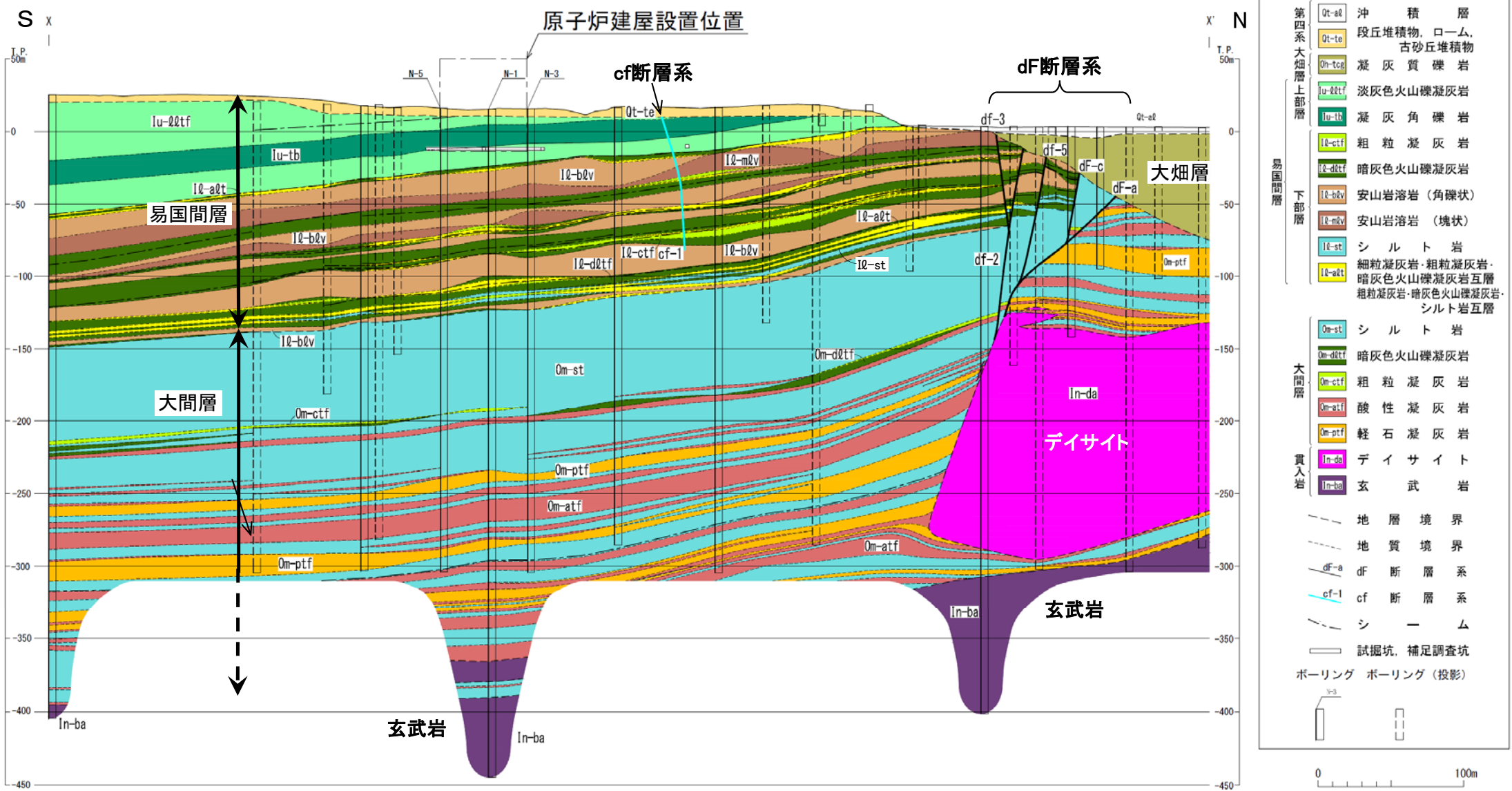


注) dF断層系のうち、海域に分布するものについては、海域のdF断層系として取り扱い、個別の断層名を区別せずに扱うが、識別する必要がある場合を踏まえ、dF-m1～dF-m4断層として記載する。

- 原子炉建屋設置位置には易国間層の淡灰色火山礫凝灰岩が分布する。
- 敷地内には複数の断層が認められ、走向・傾斜及び性状により、cf断層系、sF断層系及びdF断層系に区分される。
- 断層が大畑層に不整合で覆われる区間は伏在部として破線(---)で示した。断層端部があると考えられる区間は点線(.....)で示した。



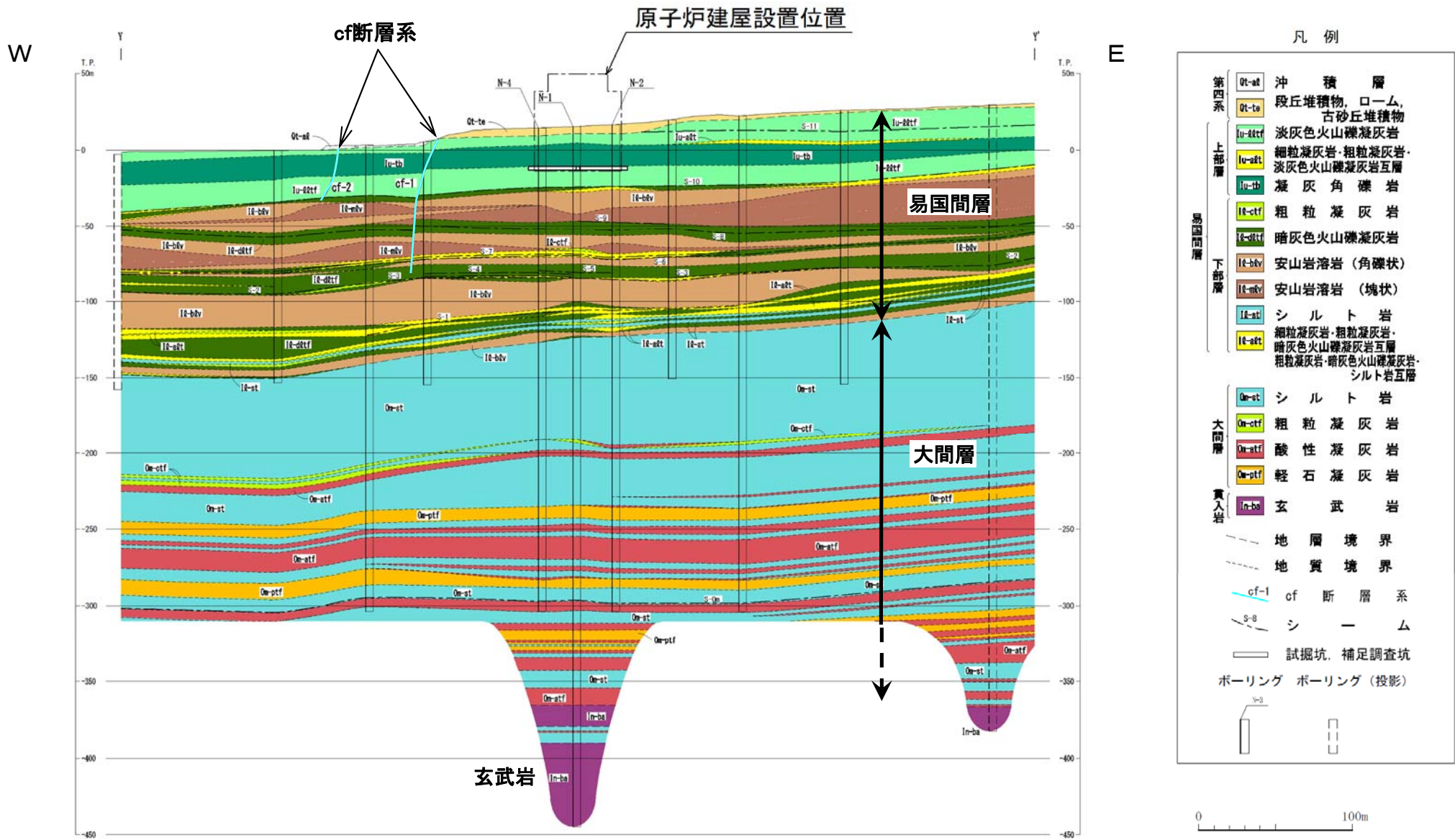
原子炉建屋設置位置付近地質鉛直断面図(南北方向X-X')



- 大間層はシルト岩と火山碎屑岩, 易国間層は安山岩溶岩と火山碎屑岩等から成り, それらを不整合に覆って大畑層が分布する。
- 北部では, デイサイトが大間層にほぼ水平に貫入し上位の地層を押し上げているが, 下位の地層及び大畑層には変位を与えていない。
- デイサイトの南側縁辺部から上方に延びる複数の断層(dF断層系)は, 大畑層の基底面に変位を与えていないと判断される。



原子炉建屋設置位置付近地質鉛直断面図(東西方向Y-Y')



原子炉建屋設置位置の西側の易国間層中には南北性の走向で高角度の傾斜の断層(cf断層系)が2条分布する。

1.4 敷地の断層等の分類

1. 敷地の断層等の概要

1.1 敷地の調査

1.2 敷地の地形

1.3 敷地の地質・地質構造

1.4 敷地の断層等の分類

1.5 敷地の断層等の評価概要

1.5.1 断層等の活動性評価の考え方

1.5.2 断層等と重要な安全機能を有する施設との関係

1.5.3 断層等の総合評価

2. 断層

3. シーム

4. 後期更新世に生じた変状

4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象

4.2 変状弱面の形成メカニズムの検討

4.3 変状弱面の分布範囲の特定

4.4 変状弱面の分布評価範囲による基準適合性の評価

4.5 変状のまとめ

5. まとめ



断裂の分類の流れ

凡例

[文献*1による分類]

□ 断裂等

[大間地点での分類]

□ 断裂

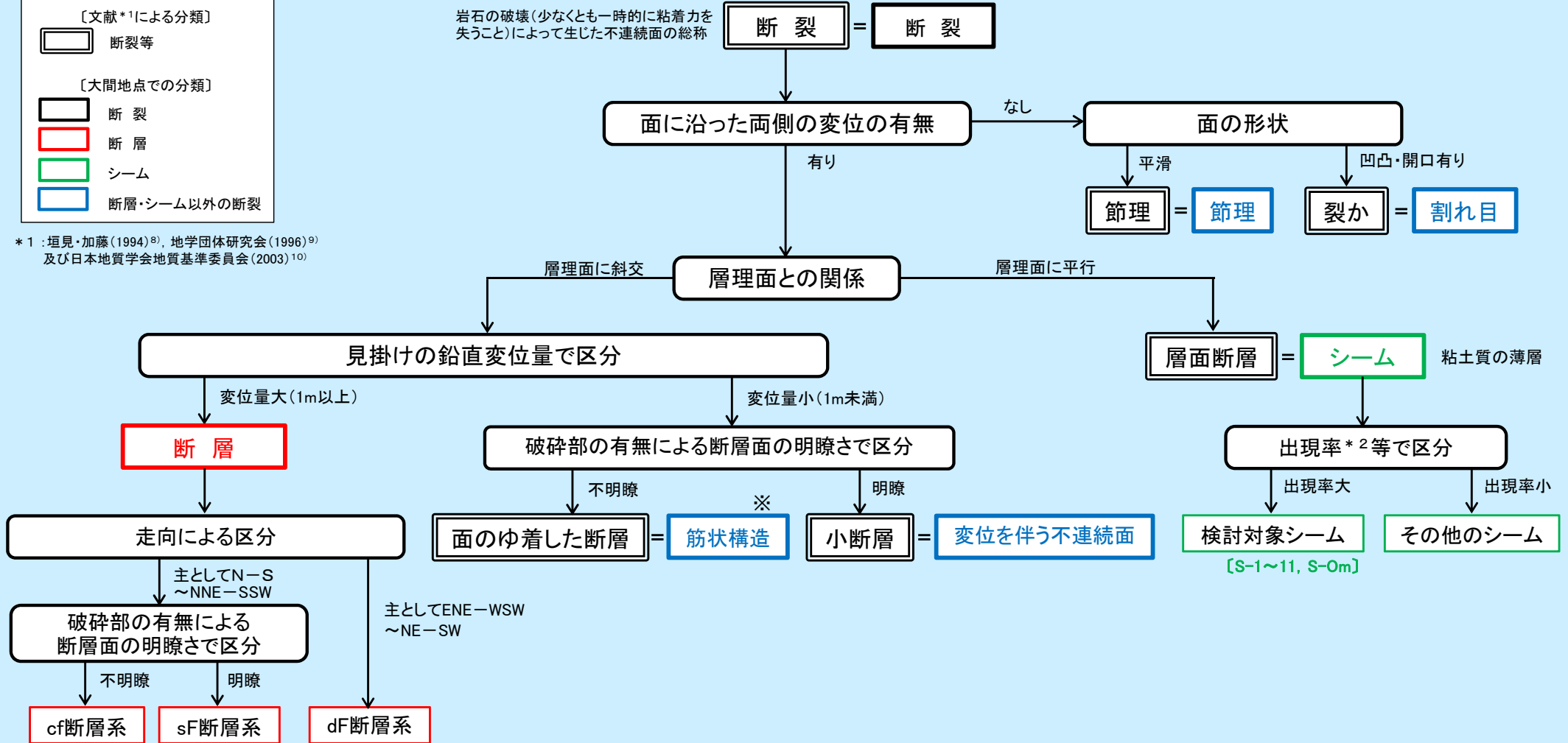
□ 断層

□ シーム

□ 断層・シーム以外の断裂

*1: 垣見・加藤(1994)⁸⁾, 地学団体研究会(1996)⁹⁾ 及び日本地質学会地質基準委員会(2003)¹⁰⁾

岩石の破壊(少なくとも一時的に粘着力を失うこと)によって生じた不連続面の総称



*2: シームの出現率(%) = 原子炉建屋設置位置付近鉛直地質断面図(X-X', Y-Y')における(シーム確認孔数/シーム層準通過孔数) × 100

※: 申請時には「筋状組織」と称していたもの。筋状構造とcf断層系の比較については第615回審査会合資料2-2, P.1-7~P.1-16を参照。

大間地点における岩盤中の断裂について、変位の有無、層理面との関係、見掛けの鉛直変位量等に基づいて区分している。

1.4 敷地の断層等の分類(2/7)

断層の分類と定義

文献*1による分類と定義		大間地点における分類		
分類	定義	分類	見掛けの鉛直変位量	性状等
断 裂	岩石の破壊によって生じた不連続面の総称である。破壊とは、少なくとも一時的に、粘着力の失われる面または帯が生ずることをいう。	断 裂	—	以下の断層、シーム等の総称として使用。
断 層	面に沿って両側の岩石の部分が相対的に変位していることが認められる断層のことをいう。	断 層	1m以上	<ul style="list-style-type: none"> 断層面を境に新第三紀の地層の変位(見掛けの鉛直変位量1m以上)が認められ、地質構造を規制しており連続性が大きい*3。 走向及び破碎部*4の有無による断層面の明瞭さにより、cf断層系、sF断層系及びdF断層系に区分。
層面断層	地層面そのものとまったく平行している断層。層面は地層の異方性を表わす不連続面となりやすいために、層面に沿って地層がすべっていることは多いが、移動の方向と量を測定することは一般に困難である。	シーム	—*2	<ul style="list-style-type: none"> 易国間層の細粒凝灰岩及び大間層の酸性凝灰岩に挟在する粘土質の薄層。地質境界を横切ることなく、地層に平行に分布する。 出現率*5の大小により、検討対象シーム(出現率大)とその他のシーム(出現率小)に区分。
面のゆ着した断層 (面なし断層*)	落差の小さな断層の中には、面なし断層と呼ばれ、断層面の間の破碎物が両側の岩石と同じ程度に固結し、ときには“面”自体もよく追跡できないものが見られる。面なし断層の破碎物は、少なくとも物物的には両側の岩石と同一であって、一時的に失われた粘着力が完全に回復していることを示している。*:文献では面なし断層と記載されている。	筋状構造	1m未満	易国間層中の筋状の見掛けを呈する固結部。周辺岩盤よりも細粒で境界は密着しており、明瞭な断層面は認められない。周辺岩盤と同じ構成物から成るが、より細粒で硬く固結している。筋状構造を境に地層の変位(見掛けの鉛直変位量1m未満)が認められ、連続性が小さい。
小断層	その隔離が、大きくても一露頭以内に収まり、小さくても肉眼で判定できるもの、すなわち、変位量が数mmから数mの断層を指す。	変位を伴う不連続面	1m未満	新第三紀の地層に変位(見掛けの鉛直変位量1m未満)が認められる断層。連続性が小さい。
節 理	地質学的成因による岩石・岩盤中の明瞭かつ平滑な割れ目で、割れ目の面に平行な方向への相対的変位がみられないか、あってもごくわずかなものをいう。	節 理	なし	新第三紀の地層に明瞭な変位が認められない凹凸の少ない平滑な断層。連続性が小さい。
裂 か	岩石・岩盤中の割れ目のうち、面に沿っての変位は認められないが、面に直交方向に変位が認められるものをいう。すなわち、面が開口していたり粘土等の充填物によって満たされているものである。	割れ目	なし	新第三紀の地層に明瞭な変位が認められない凹凸のある断層。開口していることが多く、連続性が小さい。

*1: 垣見・加藤(1994)⁸⁾、地学団体研究会(1996)⁹⁾及び日本地質学会地質基準委員会(2003)¹⁰⁾。

*2: 層理面に沿う方向にせん断変位を示す条線及び複合面構造が認められるが、面に沿う両側の変位量は不明である。

*3: 長さ数百m程度以上のものを連続性大とした。

*4: 破碎部とは粘土質物質・破碎された岩片を含む部分である。

*5: シームの連続性は出現率で評価。

出現率(%) = 原子炉建屋設置位置付近鉛直地質断面図(X-X', Y-Y')における(シーム確認孔数/シーム層準通過孔数) × 100

- 大間地点における岩盤中の断層のうち、連続性が大きく、地質構造を規制する断層及びシームを断層等の評価対象とする。
- 断層及びシーム以外の小規模な断層(筋状構造、変位を伴う不連続面、節理及び割れ目)については、岩盤(rock mass)の要素として扱い、断層等の評価対象外とする。



1.4 敷地の断層等の分類(3/7)

断層の概要

断層名		走向	傾斜	最大 破砕幅 (cm)	見掛けの 最大変位量 (m)		断層面 の 明瞭さ	固結度	変位 センス	確認位置	重要な安全機能 を有する施設*2 直下での分布	
cf 断層系	cf-1	N36° E~3° W*3	68° E~60° W*3	—*4	4.8 (鉛直)	35 (水平)	不明瞭	周辺岩盤 より高い	右横ずれ	掘削面・補足調査坑 ボーリング	分布する	
	cf-2	N41° E~6° W*3	70° E~70° W*3	—*4	1.3 (鉛直)	16 (水平)				掘削面 ボーリング		
	cf-3	N34° E~4° W*3	73° E~60° W*3	—*4	1.5*3 (鉛直)	36*3 (水平)				掘削面・トレンチ ボーリング		
sF 断層系	sF-1		N13° E~26° W	68° E~58° W	57*3	45 (鉛直)	73 (水平)	明瞭	周辺岩盤 より低い	右横ずれ	分布しない	
	sF 1 2 断層系	sF-2-1	N9° ~45° E	60° E~78° W	3	6 (鉛直)	71 (水平)	明瞭	周辺岩盤と同 等か低い	左横ずれ		掘削面底盤 掘削法面 ボーリング
		sF-2-2	N1° W	66° W	4*3	3 (鉛直)	—					
		sF-2-3	N11° ~22° E	75° ~90° W	密着	3 (鉛直)	9 (水平)					
dF 断層系	主要な 断層	dF-a	E-W	41° S	15	110 (鉛直)		明瞭	周辺岩盤と同 等か低い	南側落下の 縦ずれ	ボーリング	分布しない
		dF-b	ほぼE-W	80° S	6	15 (鉛直)						
		dF-c	N2° ~88° E	36° ~79° SE	19	45 (鉛直)						
	その 他の 断層	df-1	N60° ~70° E	45° S	密着	3.6 (鉛直)						
		df-2	N59° E~87° W	64° ~83° N*3	25	5.1 (鉛直)						
		df-3	N58° E~78° W*3	58° ~83° N*3	24	2.4*3 (鉛直)						
		df-4	N75° ~86° E	78° ~90° N	4	1.1 (鉛直)						
		df-5	ほぼE-W	80° ~85° S	密着	6 (鉛直)						
	海域のdF断層系		N4° W~41° E	55° ~76° SE, 72° W	70	25*5 (鉛直)					ボーリング・トレンチ	

敷地に分布する断層は以下の①～③である。

① cf断層系
ほぼ南北走向(NNE-SSW)で高角度の傾斜を成す3条の右横ずれ断層である。

② sF断層系*6
ほぼ南北走向(NNW-SSE~NNE-SSW)で高角度の傾斜を成す4条の横ずれ断層である。

③ dF断層系*1
陸域ではほぼENE-WSW走向で8条の断層、海域ではほぼNE-SW走向の断層系である。これらは中～高角度の傾斜を成す南側落下の縦ずれセンスの断層系である。

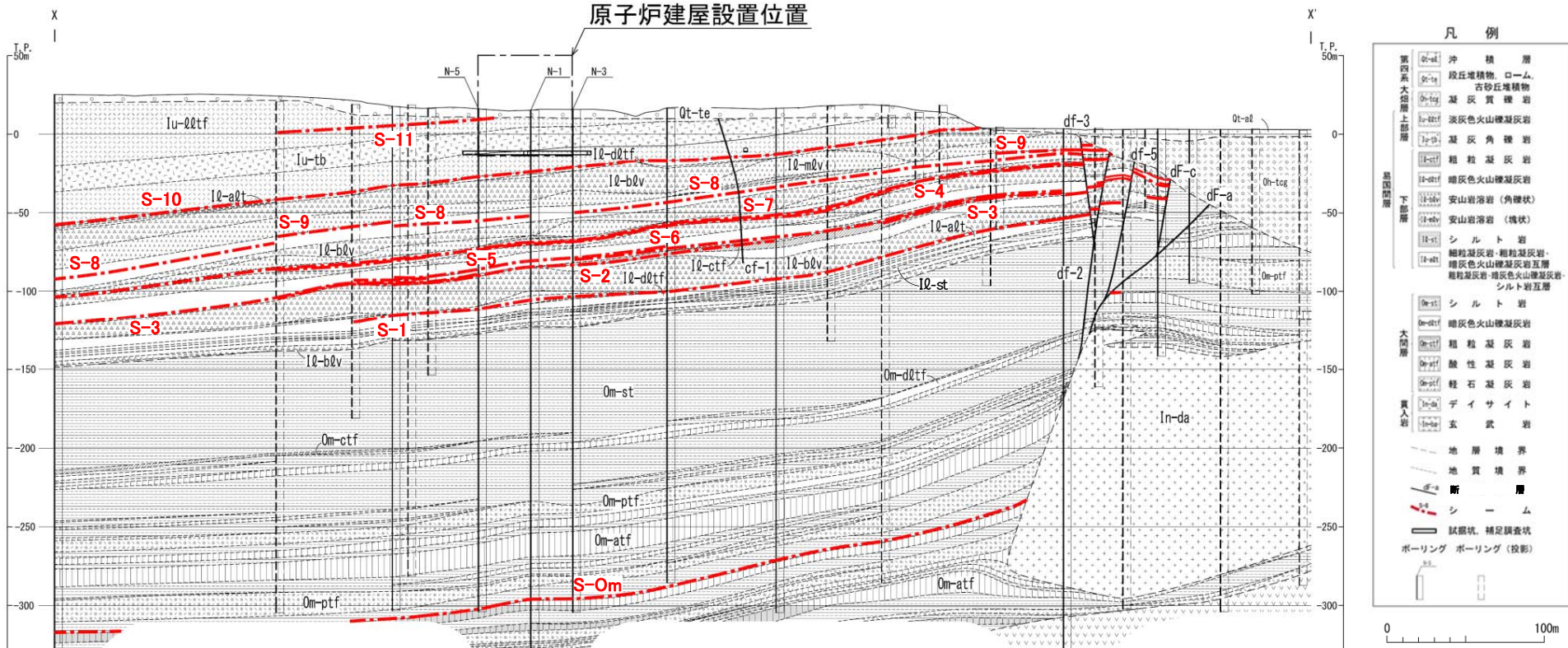
*1: dF断層系については、陸域では見掛けの最大鉛直変位量が10m以上のものを「主要な断層」、見掛けの最大鉛直変位量が10m未満のものを「その他の断層」として区分、海域では「海域のdF断層系」として区分。
 *2: 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第三条の「耐震重要施設」及び第三十八条の「重大事故等対処施設」をいう。
 *3: 設置変更許可申請書提出以降平成30年5月までに追加取得した調査データを取り入れた数値。
 *4: cf-1～3断層は周辺岩盤より固結度が高く、明瞭な破砕部は認められない。
 *5: 海域のdF断層系は南側落下の縦ずれセンスが卓越するため(第906回審査会合資料1-1-1, P.2-31～P.2-34及びP.2-38参照)、鉛直変位量を表示。
 *6: sF断層系は重要な安全機能を有する施設の基礎地盤には分布せず、sF-1断層が敷地の外に続くことを確認したことから、敷地極近傍の断層として扱う。

1.4 敷地の断層等の分類(4/7)

第804回審査会合
資料1-1 P.1-34 一部修正



各シームの概要:原子炉建屋設置位置付近地質鉛直断面(南北方向X-X')



シーム一覧表

シーム名	平均厚さ (cm)	最大厚さ (cm)	色	構成粒子
S-11	1.5	4.3	黄褐色～淡黄褐色	主に粘土～シルトサイズ
S-10	3.5*	17.5	黄褐色～淡黄褐色	主に粘土～シルトサイズ、一部に岩片を含む
S-9	1.7*	11.2	黄褐色～黄灰色	主に粘土～シルトサイズ、一部に岩片を含む
S-8	3.0	14.5	黄褐色～黄灰色	主に粘土～シルトサイズ、一部に岩片を含む
S-7	2.3	11.0	淡黄褐色～黄灰色	主に粘土～シルトサイズ、一部に岩片を含む
S-6	2.2	13.0	淡黄褐色～暗黄褐色	主に粘土～シルトサイズ、一部に岩片を含む
S-5	1.6*	7.2	黄褐色～褐灰色	主に粘土～シルトサイズ、一部に岩片を含む
S-4	1.8*	13.8	黄灰色	主に粘土～シルトサイズ、一部に岩片を含む
S-3	1.5*	6.6	暗褐色～暗黄灰色	主に粘土～シルトサイズ
S-2	1.6	9.6	暗褐色～暗灰色	主に粘土～シルトサイズ
S-1	2.8*	9.0	淡黄褐色～暗褐色	主に粘土～シルトサイズ、岩片を含むものが多い
S-Om	4.4*	16.7	灰色～暗灰色	主に粘土～シルトサイズ、一部に岩片を含む

- 易国間層の細粒凝灰岩及び大間層の酸性凝灰岩に挟在する粘土質の薄層を「シーム」として認定する。
- 分布・性状を検討するシームとしてシームS-1～11, S-Omの12枚を選定し、検討対象シームとする。
- 検討対象シームの厚さ、粒度等は一覧表のとおりである。
- 各シームの構成粒子は、主に粘土～シルトサイズである。

*設置変更許可申請書提出以降平成29年3月までに追加取得した調査データを取り入れた数値。

注)断面位置はP.1-27参照。

1.4 敷地の断層等の分類(5/7)

変状をシームと切り離して基準適合性を評価する考え方

地表付近においてシームS-10, S-11付近の変位・変形を示す形状

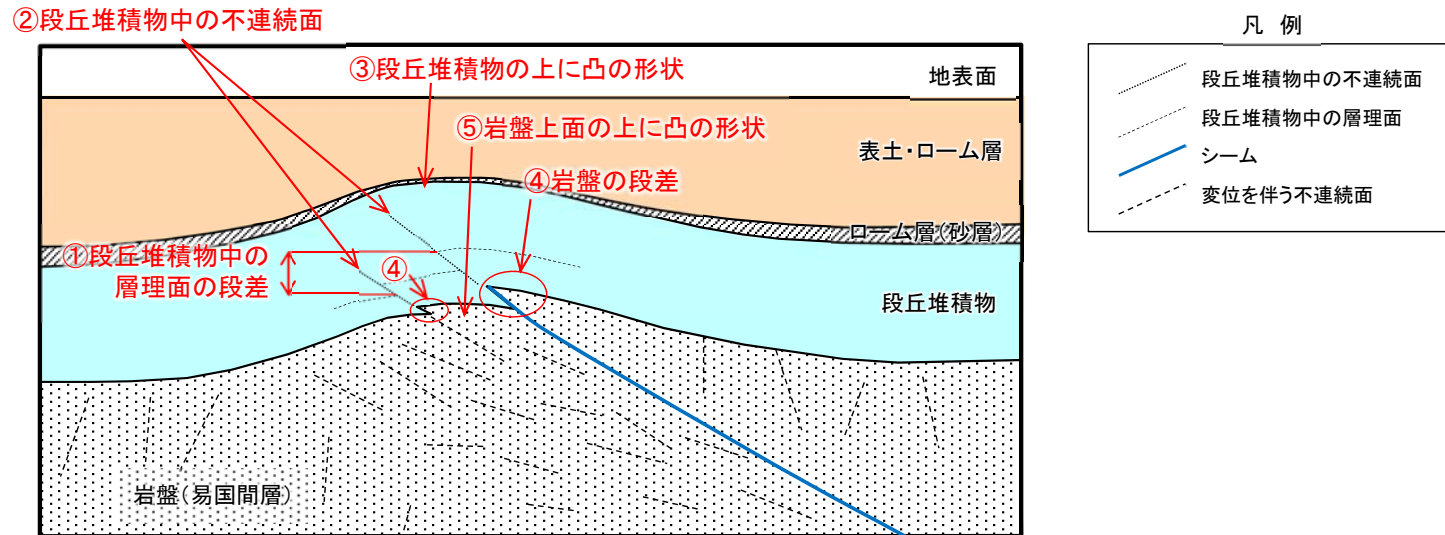
- シームS-10, S-11は後期更新世以降の活動のないcf断層系又はdF断層系に切られており, 後期更新世以降の活動はないと判断される。
- 一方, 断層との切断関係を確認した箇所から第四系にシームが達する箇所までシームS-10, S-11を追跡すると, 地表付近においてシームS-10, S-11付近の岩盤及びその直上の段丘堆積物中に変位・変形を示す形状が認められる箇所がある。この形状は, 後期更新世に堆積した段丘堆積物中にも認められ, 後期更新世に生じたものであると判断される。



- 地表付近においてシームS-10, S-11付近の変位・変形を示す形状は, シームの活動時期とは別の後期更新世に形成されたと判断される。
- したがって, 地表付近においてシームS-10, S-11付近の岩盤及びその直上の段丘堆積物中の変位・変形を示す形状について, 「後期更新世に生じた変状」として, シームと切り離して基準適合性を評価する。

1.4 敷地の断層等の分類(6/7)

後期更新世に生じた変状



後期更新世に生じた変状の概念図

- シームと第四系との関係をトレンチ及び法面で詳細地質観察した結果、シームS-10及びシームS-11付近において、後期更新世に堆積したM₁面又はM₃面段丘堆積物中に、層理面の段差(①)、不連続面(②)及び上に凸の形状(③)を示す箇所が確認された。
- 上記①～③直下の易国間層の岩盤にも段差(④)及び上に凸の形状(⑤)が認められ、①～③と調和的な構造であることから、①～③は④、⑤の岩盤の変位・変形により同時期に形成されたものと判断される。
- ③の上に凸の形状の形成は、段丘堆積物の上位のローム層(砂質)の層厚が上に凸の頂部では薄く、その両翼に向かうにつれて厚くなっており、ローム層(砂質)の堆積前であると判断されること(補足説明資料P.2-11, 2-12参照)及び②の不連続面は、後期更新世の段丘堆積物中のみ認められる(補足説明資料P.2-46参照)ことから、①～⑤の形状等は後期更新世に生じたものと判断される。
- これらのシームS-10, S-11付近の岩盤とその直上の段丘堆積物に認められる変位・変形を示す形状等を「後期更新世に生じた変状」という。

1.4 敷地の断層等の分類(7/7)



変状の評価対象(後期更新世の変状形成時に変位を生じた地質弱面)

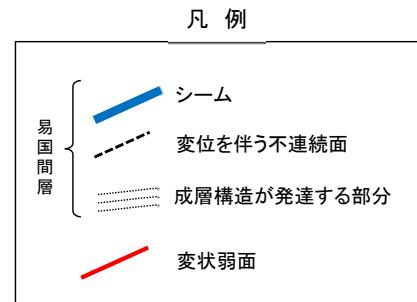
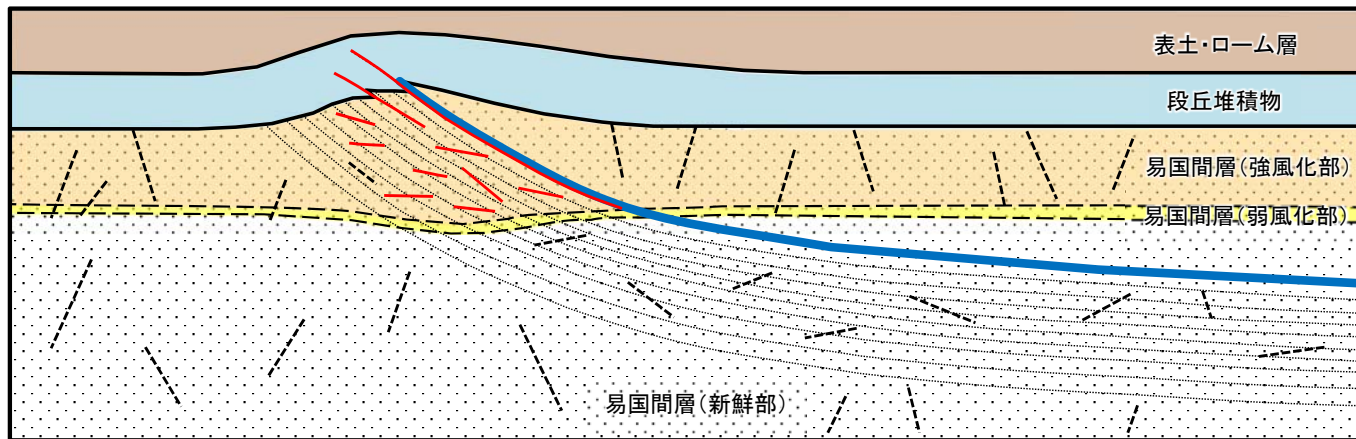


図1 変状弱面の分布

表1 変状弱面及び変状弱面によって生じる岩盤の変位・変形の特徴

変状弱面の名称		分布	岩盤の風化性状	面の性状	変状弱面によって生じる岩盤の変位・変形の特徴
変状弱面	ps系弱面	ps-1弱面	強風化部	低角で傾斜方向に明瞭な条線	上盤が上方に変位
		ps-2弱面			
	pd系弱面	主としてシームS-11下盤の成層構造が発達する部分			上盤が上方に変位 岩盤上面が上に凸の変形

注)「地質弱面」は、地すべり等の応用地質学分野において、すべり面の元となる粘土層、小断層等に対して用いられる用語。

- シームS-10, S-11の一部を利用して形成された弱面をps系弱面、一部の低角の変位を伴う不連続面を利用して形成された弱面をpd系弱面とする。これらは、それぞれの延長上の段丘堆積物中の不連続面を含む。
- ps系弱面のうち、ps-1弱面はシームS-11、ps-2弱面はシームS-10付近の強風化部の一部に分布が限定され、それぞれ上盤が上方に変位しており、傾斜方向に明瞭な条線が認められる。
- pd系弱面は、主としてシームS-11下盤の成層構造が発達する部分の強風化部に分布し、上盤が上方に変位している。見掛けの鉛直変位量が数cm~10数cmの小規模な変位が主体で、それら変位が岩盤内で集積することにより岩盤上面の上に凸の変形が生じたと考えられ、部分的に変位が岩盤上面にまで達する部分がある。傾斜方向に明瞭な条線が認められる。
- 観察結果から、ps系弱面及びpd系弱面はシーム付近の強風化部に分布し、いずれも上盤が上方に変位し、傾斜方向に明瞭な条線が認められる共通の特徴を有する。
- 以上のことから、ps系弱面及びpd系弱面を合わせて、後期更新世の変状形成時に変位を生じた地質弱面(以下「変状弱面」という。)とする。
- したがって、変状の基準適合性の評価対象は変状弱面である。変状弱面は、基準に照らすと後期更新世以降の活動で生じたものであり、将来活動する可能性のある断層等に該当するが、地下深部には続かず震源として考慮する活断層には該当しない。

1.5 敷地の断層等の評価概要

1.5.1 断層等の活動性評価の考え方

1. 敷地の断層等の概要

1.1 敷地の調査

1.2 敷地の地形

1.3 敷地の地質・地質構造

1.4 敷地の断層等の分類

1.5 敷地の断層等の評価概要

1.5.1 断層等の活動性評価の考え方

1.5.2 断層等と重要な安全機能を有する施設との関係

1.5.3 断層等の総合評価

2. 断層

3. シーム

4. 後期更新世に生じた変状

4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象

4.2 変状弱面の形成メカニズムの検討

4.3 変状弱面の分布範囲の特定

4.4 変状弱面の分布評価範囲による基準適合性の評価

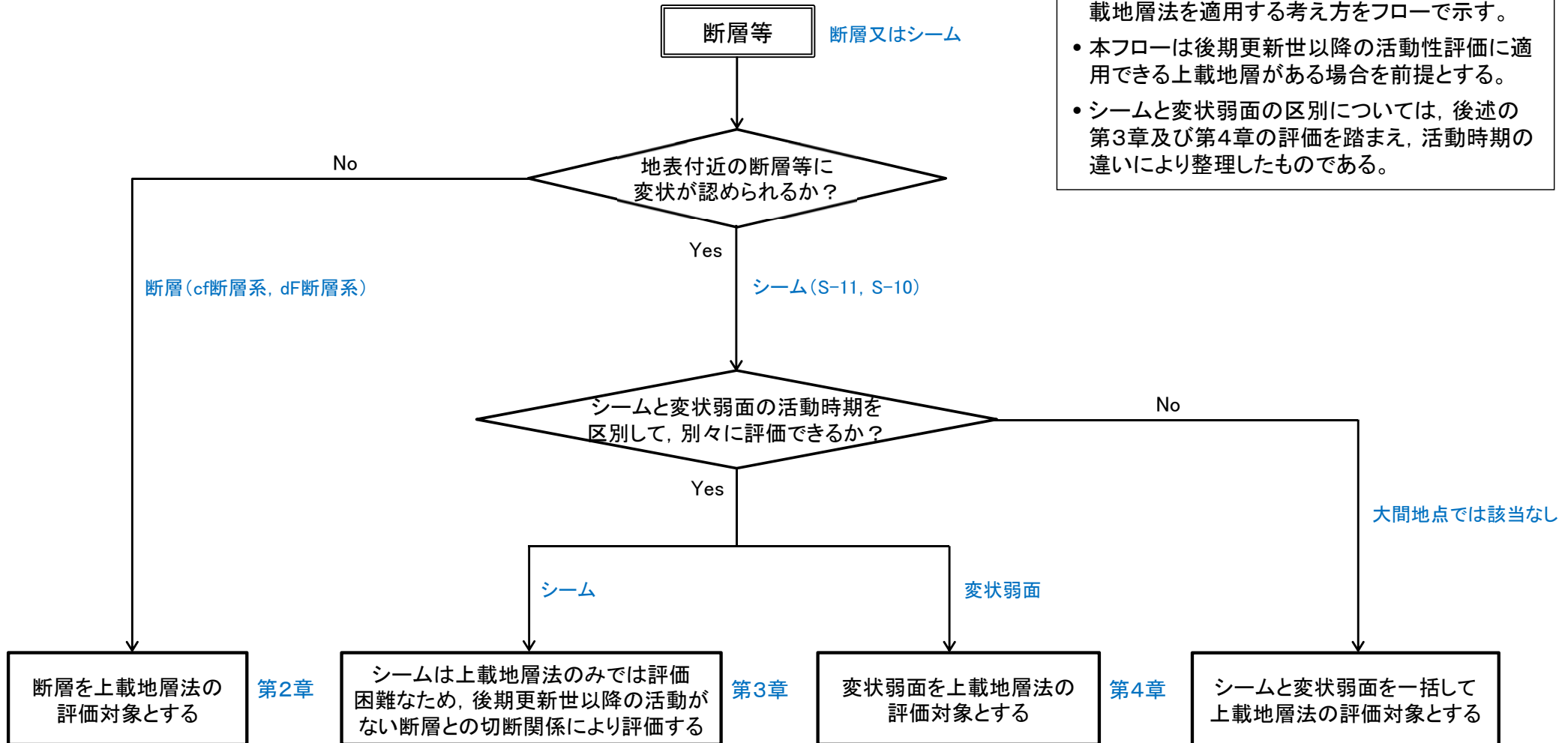
4.5 変状のまとめ

5. まとめ



大間地点における上載地層法適用の考え方

- 変状が認められる大間地点の敷地において、断層又はシームの活動性評価を行う際に、上載地層法を適用する考え方をフローで示す。
- 本フローは後期更新世以降の活動性評価に適用できる上載地層法がある場合を前提とする。
- シームと変状弱面の区別については、後述の第3章及び第4章の評価を踏まえ、活動時期の違いにより整理したものである。





1.5.1 断層等の活動性評価の考え方(2/2)

敷地の断層等の新旧関係

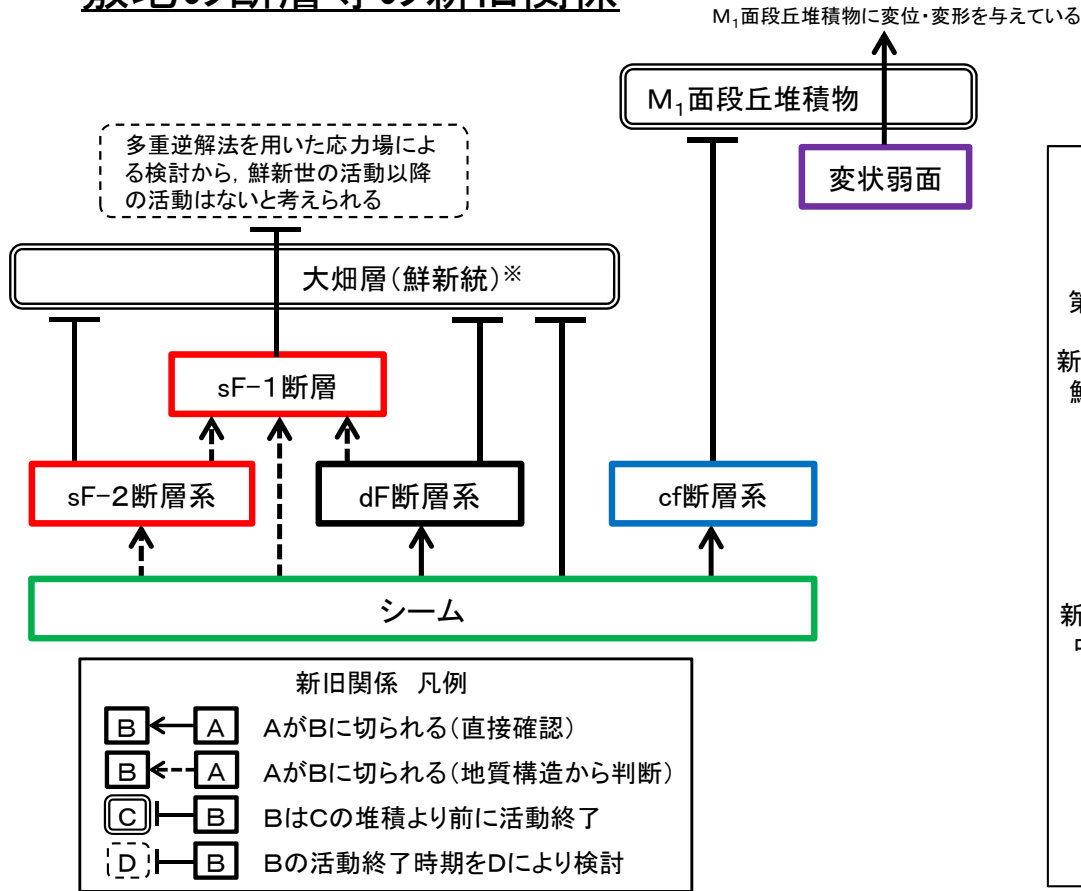


図1 断層等の新旧関係 模式図

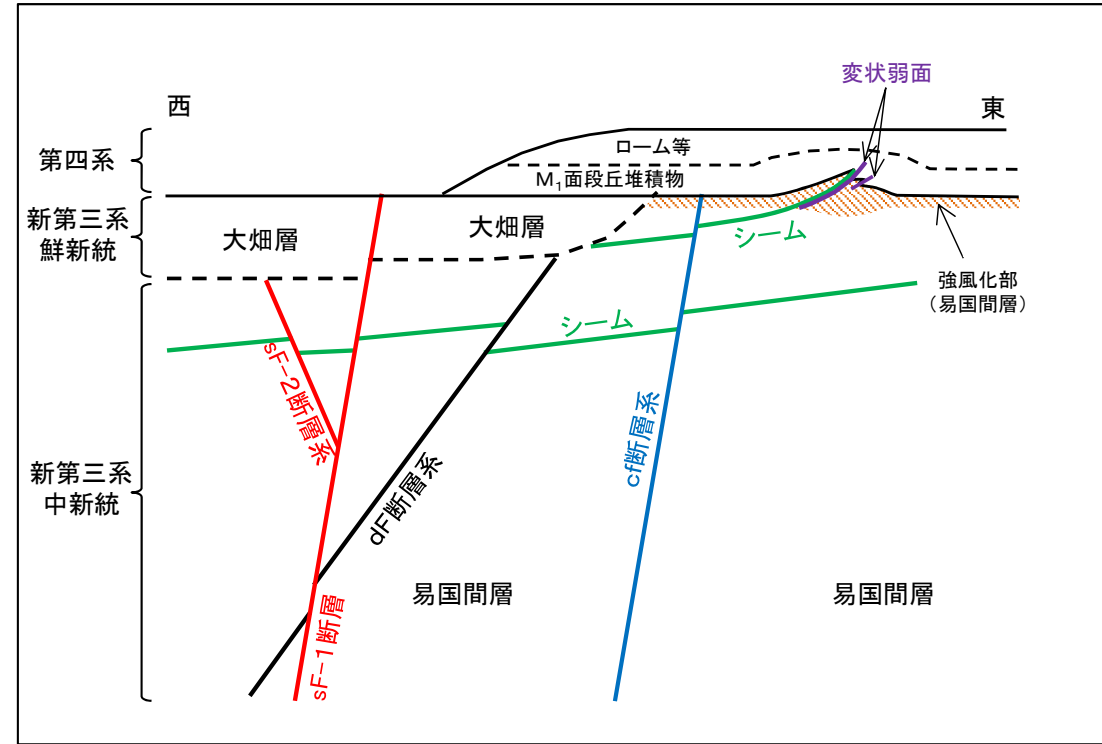


図2 断層等の新旧関係 模式断面図

- シームは各断層に切れ、大畑層(鮮新統)*に変位・変形を与えていない(第804回審査会合資料1-1, P.3-33~P.3-36等参照)。
- dF断層系とsF-2断層系はsF-1断層に切れ、大畑層(鮮新統)に変位・変形を与えていない(第906回審査会合資料1-1-1, P.2-45~P.2-69, 第906回審査会合資料1-2-1, P.2-72~P.2-75参照)。
- cf断層系はM₁面段丘堆積物に変位・変形を与えていない(第862回審査会合資料1-1, P.2-28~P.2-34参照)。
- sF-1断層は大畑層に変位・変形を与えているが、多重逆解法を用いた応力場による検討から、鮮新世の活動以降の活動はないと考えられる(第906回審査会合資料1-2-1, P.2-49~P.2-59参照)。
- 変状弱面は、M₁面段丘堆積物に変位・変形を与えている。

※:敷地の大畑層の年代は約2.7Ma~約3.8Ma(第906回審査会合資料1-1-2, P.1-4参照)。

1.5.2 断層等と重要な安全機能を有する施設との関係

1. 敷地の断層等の概要

1.1 敷地の調査

1.2 敷地の地形

1.3 敷地の地質・地質構造

1.4 敷地の断層等の分類

1.5 敷地の断層等の評価概要

1.5.1 断層等の活動性評価の考え方

1.5.2 断層等と重要な安全機能を有する施設との関係

1.5.3 断層等の総合評価

2. 断層

3. シーム

4. 後期更新世に生じた変状

4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象

4.2 変状弱面の形成メカニズムの検討

4.3 変状弱面の分布範囲の特定

4.4 変状弱面の分布評価範囲による基準適合性の評価

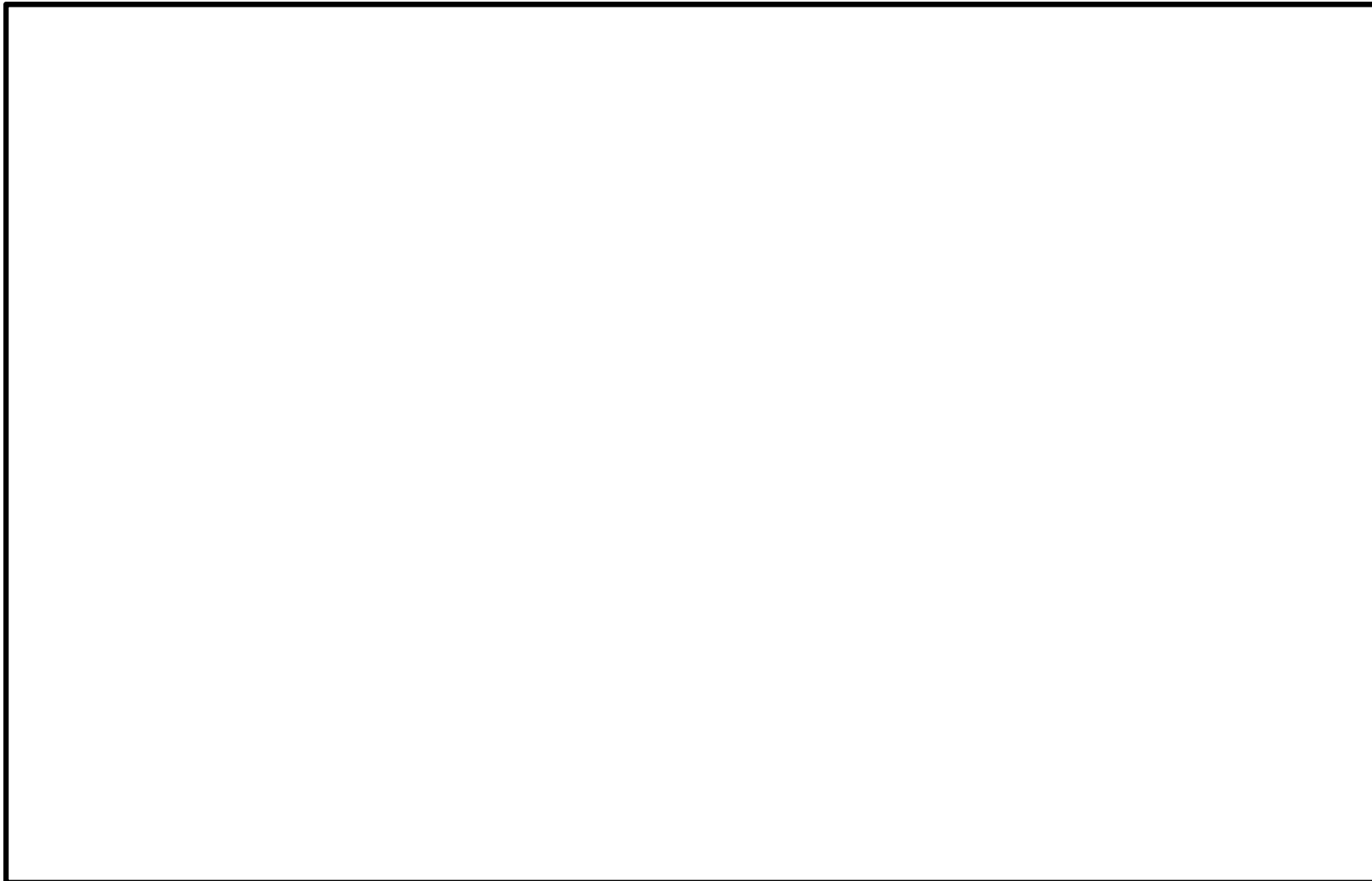
4.5 変状のまとめ

5. まとめ




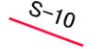

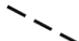
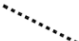
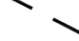


1.5.2 断層等と重要な安全機能を有する施設との関係(1/5)

断層・シームの平面的分布



凡 例


-  耐震重要施設*1
-  常設重大事故等対処施設*2
-  シームS-11層準(FT5-3)*3が第四系基底面、掘削面等に現れる位置
-  シームS-10が第四系基底面、掘削面等に現れる位置
-  断層（確認部）
(cf断層系, sF断層系及びdF断層系)
-  断層（大畑層による伏在部）
(sF-2断層系及びdF断層系)
-  断層端部があると考えられる区間
(cf断層系及びdF断層系)
-  断層（海底地形による推定部）
(sF-1断層)

- *1: 設置許可基準規則第三条の対象となる耐震重要施設（間接支持構造物を含む）。
- *2: 設置許可基準規則第三十八条の対象となる常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く）。
- *3: シームS-11を挟在する細粒凝灰岩の鑛層名。
- *4: 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第三条の「耐震重要施設」及び第三十八条の「重大事故等対処施設」をいう。



重要な安全機能を有する施設*4の基礎地盤には、cf断層系及びシームS-11の露頭は有るが、これら以外の断層及びシームの露頭はない。

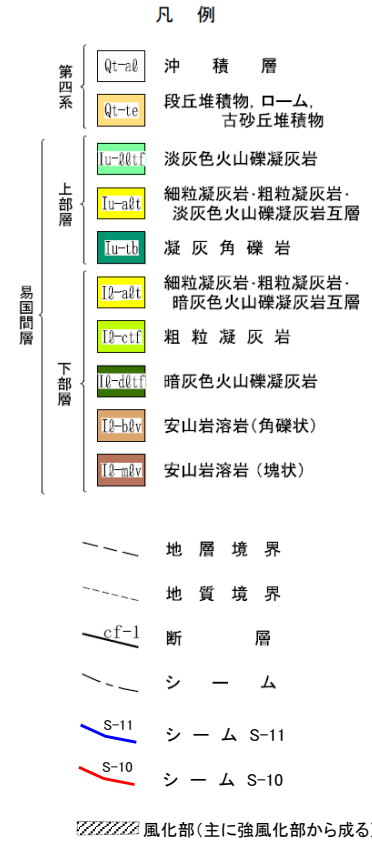
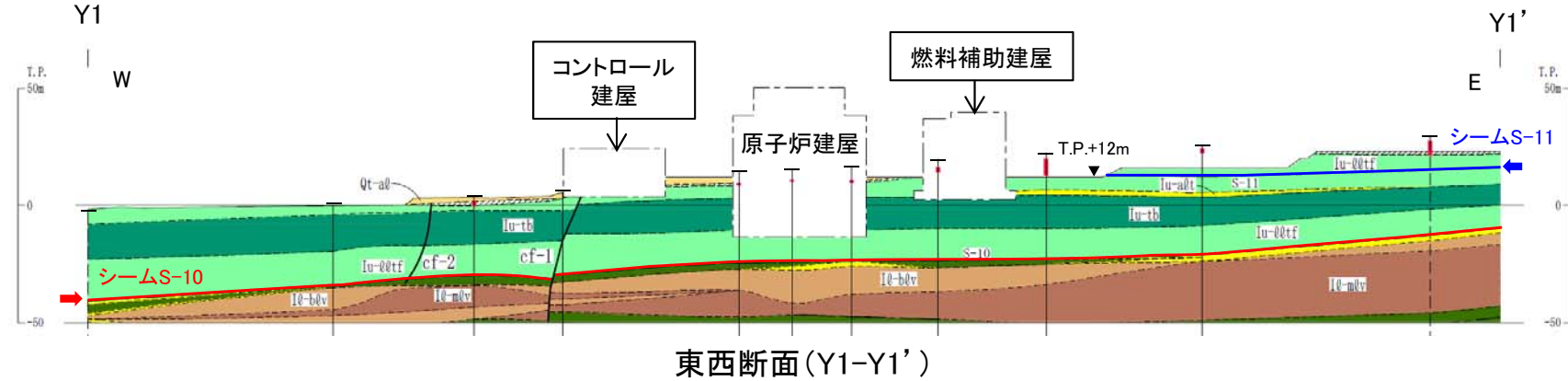
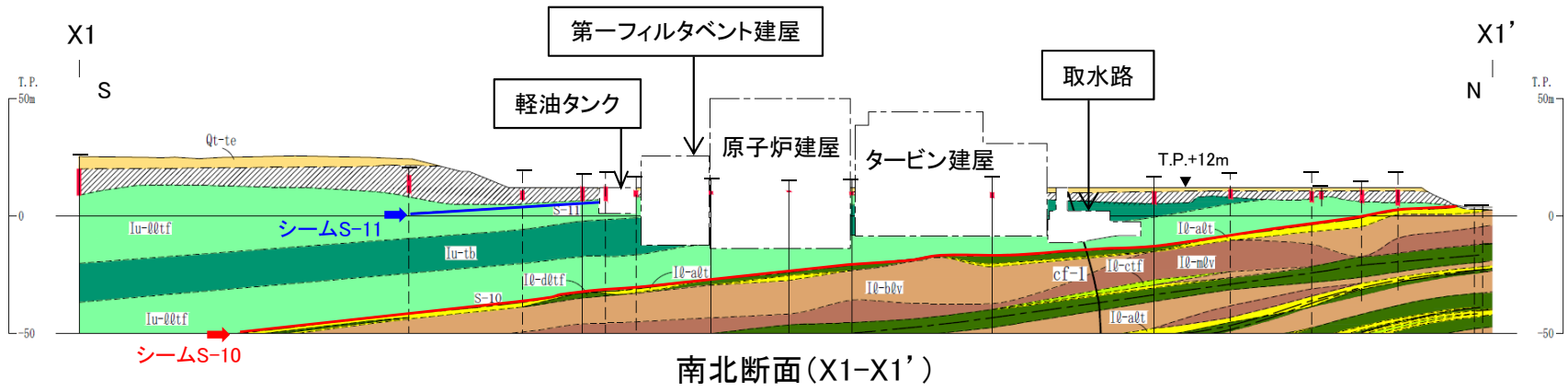
注1) 断層の分布はT.P.-14mにおける位置。
 注2) 本図のシームS-11層準(FT5-3)*3の位置は、平成30年5月末時点の掘削面の地質データに基づいて示した。なお、今後掘削する計画の軽油タンク、第一フィルタベント建屋及び燃料補助建屋の部分については、構造物側面に沿って鉛直に掘削するものとして表示した。
 注3) 海域のdF断層系の断層については、個別の断層名を区別せずに加えるが、識別する必要がある場合を踏まえ、dF-m1～dF-m4断層として記載する。

 示す箇所は、商業機密あるいは防護上の観点から公開不可としているもので、白抜きとしてあります。



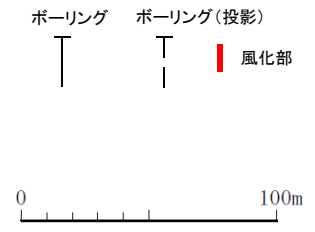
1.5.2 断層等と重要な安全機能を有する施設との関係(2/5)

原子炉建屋付近の断層・シームの分布(X1-X1', Y1-Y1')



注1) ボーリングは工事着手前の原地形で掘削。
 注2) 重要な安全機能を有する施設の埋戻し部については、MMR等で埋め戻す予定。

- X1-X1' 及び Y1-Y1' 断面では原子炉建屋付近の重要な安全機能を有する施設のうち、コントロール建屋及び取水路の基礎底面には cf-1 断層が分布する。sF 断層系及び dF 断層系の露頭はない。
- X1-X1' 断面では原子炉建屋付近の重要な安全機能を有する施設のうち、軽油タンクの南側側面にはシーム S-11 が分布する。基礎底面にシーム S-1~11 及び S-0m の露頭はない。

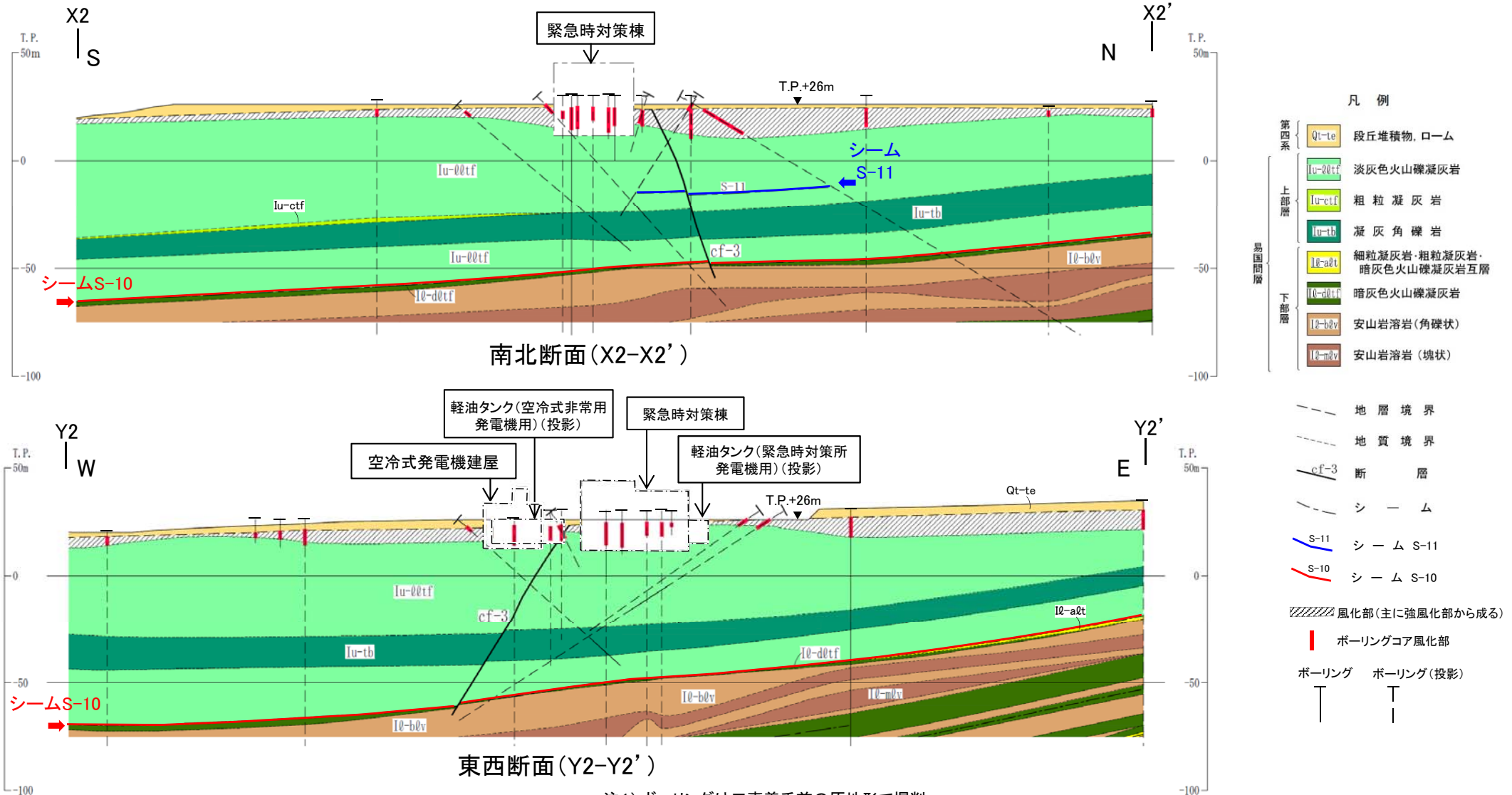


1.5.2 断層等と重要な安全機能を有する施設との関係(3/5)

第906回審査会合
資料1-1-1 P.1-23 再掲

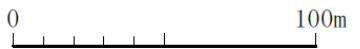


緊急時対策棟付近の断層・シームの分布(X2-X2', Y2-Y2')



注1) ボーリングは工事着手前の原地形で掘削。
注2) 重要な安全機能を有する施設の埋戻し部については、MMR等で埋め戻す予定。

- Y2-Y2' 断面では緊急時対策棟付近の重要な安全機能を有する施設のうち、軽油タンク(空冷式非常用発電機用)の基礎底面にはcf-3断層が分布する。
- cf-3断層以外の断層及びシームの露頭はない。





変状弱面の分布評価範囲の考え方

ps-1弱面の影響が及ぶ範囲＝「変状弱面の分布評価範囲」

- ①ps-1弱面に着目し「シームが風化部下限と交差する位置」まで保守的に広げた範囲
- ②ps-1弱面に着目し「強風化部中の成層構造が発達する部分の下限」まで保守的に広げた範囲

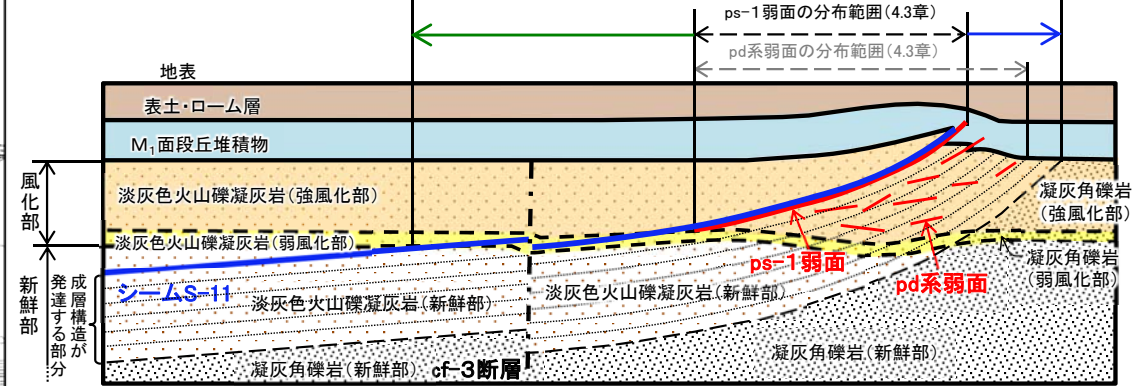


図1 変状弱面の分布評価範囲の概念断面図

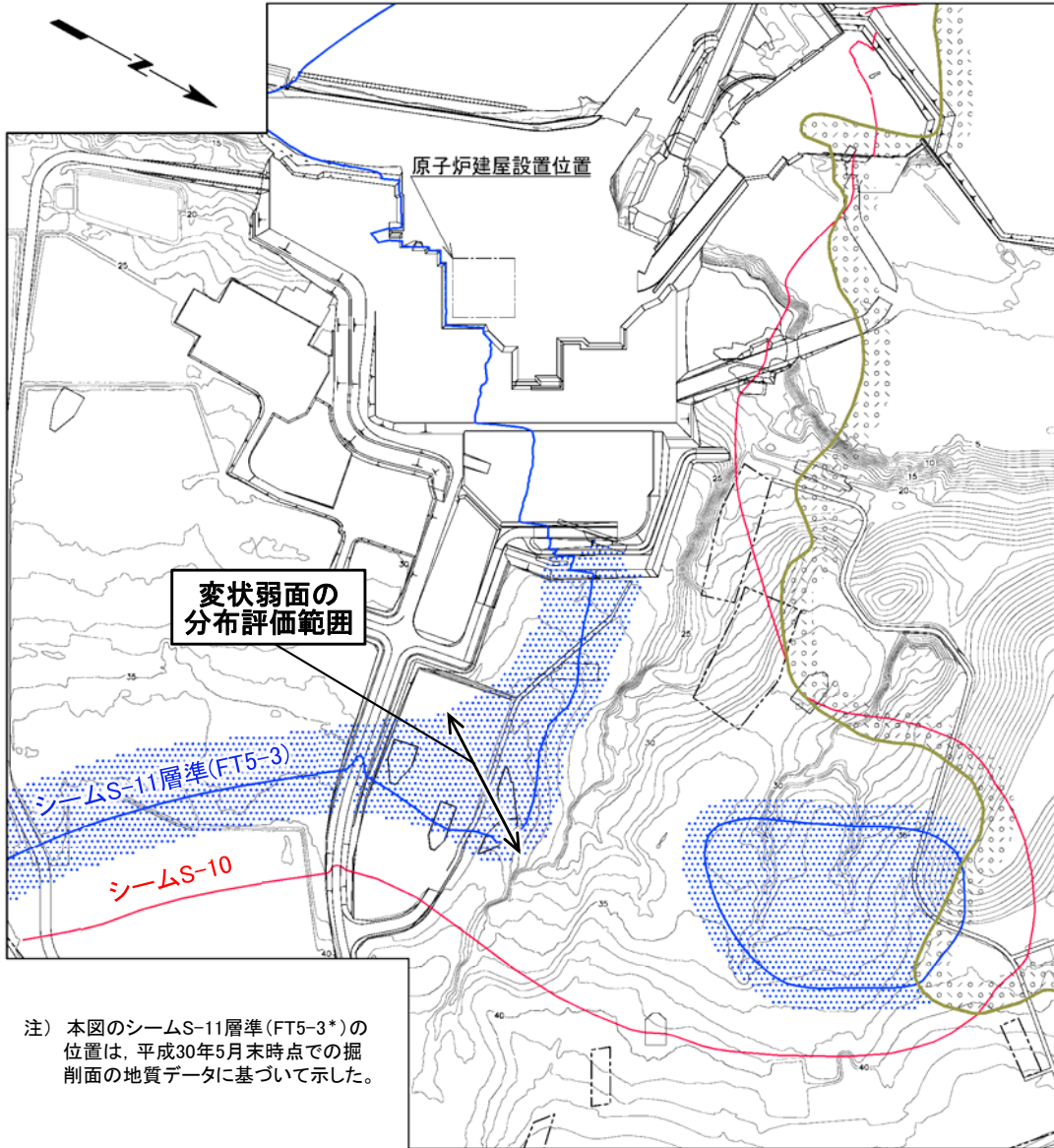
平面図凡例

- トレンチ・法面
- 敷地境界
- シームS-11層準(FT5-3*)が第四系基底面、掘削面等に現れる位置
- シームS-11層準付近の変状弱面の分布評価範囲
- シームS-10が第四系基底面、掘削面等に現れる位置
- 大畑層分布境界

*: シームS-11を挟む細粒凝灰岩の鍵層名。

変状弱面と重要な安全機能を有する施設との位置関係进行评估するため、評価上の分布範囲として「変状弱面の分布評価範囲」を、以下のとおり設定する。

- ps-1弱面は、シームS-11延長上の段丘堆積物中の不連続面からシームS-11上盤の強風化部がシームS-11に接する範囲に限定して分布する(4.3章参照)。
- pd系弱面は、主としてps-1弱面下盤の成層構造が発達する部分の強風化部に分布が限定され、成層構造が発達する部分の下端までは分布しない(4.3章参照)。
- また、変状弱面は連続性の大きいps-1弱面とその付近に多く分布する連続性の小さいpd系弱面がセットで分布し、少なくともpd系弱面のみが分布することはない(4.3章参照)。
- そこで、変状弱面のうち連続性の大きいps-1弱面に着目し、ps-1弱面の影響が及ぶ範囲を検討する。
- ①「シームが風化部下限と交差する位置」から②「強風化部中の成層構造が発達する部分の下限」までとして保守側に評価する。
- 以上のことから、ps-1弱面の影響が及ぶ範囲を「変状弱面の分布評価範囲」とする。



注) 本図のシームS-11層準(FT5-3*)の位置は、平成30年5月末時点での掘削面の地質データに基づいて示した。

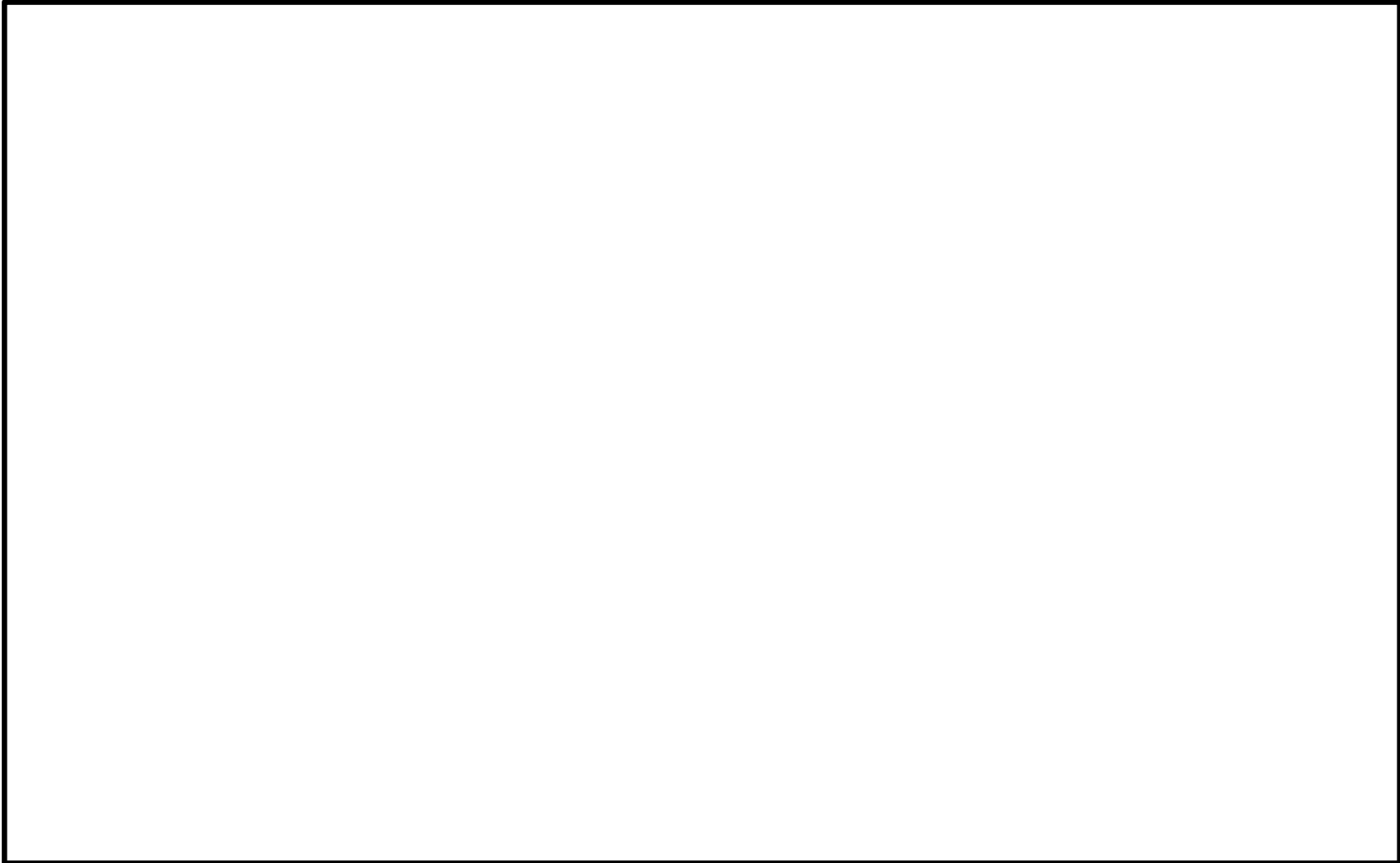
図2 「変状弱面の分布評価範囲」 平面図

0 200m



1.5.2 断層等と重要な安全機能を有する施設との関係(5/5)

変状弱面の分布評価範囲の平面的分布



凡 例

- 耐震重要施設 *1
- 常設重大事故等対処施設 *2
- シームS-11層準(FT5-3)が第四系基底面、掘削面等に現れる位置
- シームS-10が第四系基底面、掘削面等に現れる位置
- 断層 (確認部)
(cf断層系, sF断層系及びdF断層系)
- 断層 (大畑層による伏在部)
(sF-2断層系及びdF断層系)
- 断層端部があると考えられる区間
(cf断層系及びdF断層系)
- 断層 (海底地形による推定部)
(sF-1断層)
- シームS-11層準付近の変状弱面の分布評価範囲

- *1 設置許可基準規則第三条の対象となる耐震重要施設 (間接支持構造物を含む)。
- *2 設置許可基準規則第三十八条の対象となる常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く)。
- *3 シームS-11を挟む細粒凝灰岩の鍵層名。
- *4 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第三条の「耐震重要施設」及び第三十八条の「重大事故等対処施設」をいう。



変状弱面の分布評価範囲は、重要な安全機能を有する施設に位置しないことから、重要な安全機能を有する施設 *4 の基礎地盤には変状弱面は分布しない。

注1) 断層の分布はT.P.-14mにおける位置。
 注2) 本図のシームS-11層準(FT5-3*)の位置は、平成30年5月末時点の掘削面の地質データに基づいて示した。なお、今後掘削する計画の軽油タンク、第一フィルタベント建屋及び燃料補助建屋の部分については、構造物側面に沿って鉛直に掘削するものとして表示した。
 注3) 海域のdF断層系の断層については、個別の断層名を区別せずに扱うが、識別する必要がある場合を踏まえ、dF-m1～dF-m4断層として記載する。

で示す箇所は、商業機密あるいは防護上の観点から公開不可としているもので、白抜きしてあります。

1.5.3 断層等の総合評価

1. 敷地の断層等の概要

1.1 敷地の調査

1.2 敷地の地形

1.3 敷地の地質・地質構造

1.4 敷地の断層等の分類

1.5 敷地の断層等の評価概要

1.5.1 断層等の活動性評価の考え方

1.5.2 断層等と重要な安全機能を有する施設との関係

1.5.3 断層等の総合評価

2. 断層

3. シーム

4. 後期更新世に生じた変状

4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象

4.2 変状弱面の形成メカニズムの検討

4.3 変状弱面の分布範囲の特定

4.4 変状弱面の分布評価範囲による基準適合性の評価

4.5 変状のまとめ

5. まとめ



1.5.3 断層等の総合評価

総合評価

各種調査項目

変動地形学的調査
(文献調査, 空中写真判読等)
○断層地形の可能性がある地形の有無
○地すべり地形の有無

地質調査
(地表地質調査, ボーリング調査, 試掘坑調査, トレンチ調査, 掘削面調査)
○敷地内の断層の有無
○分布・性状等の確認

地球物理学的調査
(地表弾性波探査, 反射法地震探査, 重力探査)
○地下構造の確認
○深部の地震発生層から地表付近まで連続する断層の有無

敷地の断層等

分類と性状

シームと**変状弱面**(後期更新世の変状形成時に変位を生じた地質弱面)とは, 分布・性状に違いが認められ活動時期が異なると判断されることから, 区別して評価する。

断層等

cf断層系, dF断層系, sF断層系※1 (見掛けの鉛直変位量1m以上の断層)

シームS-1~11, S-0m (層面断層)

断層等(非構造的)

変状弱面

(シームS-10, S-11付近の段丘堆積物及び強風化部に分布, 非構造的)

活動性評価の検討対象とする断層等の整理

重要な安全機能を有する施設の基礎底面又は側面における分布

分布する

- ・cf断層系(cf-1~3)
- ・シームS-11

分布しない

- ・dF断層系(dF-a~c, df-1~5, 海域のdF断層系)
- ・シームS-1~10, S-0m
- ・**変状弱面(ps-1, 2弱面, pd系弱面)**

敷地極近傍の断層

(敷地周辺の地質・地質構造にて審議)

sF断層系※1

- ・sF-1断層
- ・sF-2断層系[sF-2-1~2-3]

※1:sF断層系は重要な安全機能を有する施設の基礎地盤には分布せず, sF-1断層が敷地の外に続くことを確認したことから, 敷地極近傍の断層として扱う。

赤字:本日のご説明部分

断層等の評価

cf断層系

シームS-11

dF断層系

シームS-1~10, S-0m

変状弱面

第三条※2に関する検討

- ・上載地層法による調査の結果, 代表のcf-3断層には後期更新世以降の活動なし【**cf断層系**】
- ・上載地層法で評価された断層との切断関係等による調査の結果, 後期更新世以降の活動なし【**シームS-11**】

将来活動する可能性のある断層等に該当しない

第四条※2に関する検討

- ・上載地層法による調査の結果, 代表のdF-a断層には後期更新世以降の活動なし【**dF断層系**】
- ・上載地層法で評価された断層との切断関係等による調査の結果, 代表のシームS-10には後期更新世以降の活動なし【**シームS-1~10, S-0m**】

震源として考慮する活断層に該当しない

第四条※2に関する検討

- ・調査の結果, **変状弱面は, 後期更新世の地層に変位・変形を与えているものの, 非構造的のもの**と判断され, **その分布はシームS-10, S-11付近の強風化部の一部に限定される。新鮮部には分布せず地下深部には続かない。**

震源として考慮する活断層に該当しない

総合評価

【第三条に関する検討】 cf断層系及びシームS-11は将来活動する可能性のある断層等に該当しない
【第四条に関する検討】 dF断層系, シームS-1~10, S-0m及び**変状弱面**は震源として考慮する活断層に該当しない

※2: 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則 (平成二十五年六月二十八日原子力規制委員会規則第五号)。

4. 後期更新世に生じた変状

1. 敷地の断層等の概要

1.1 敷地の調査

1.2 敷地の地形

1.3 敷地の地質・地質構造

1.4 敷地の断層等の分類

1.5 敷地の断層等の評価概要

1.5.1 断層等の活動性評価の考え方

1.5.2 断層等と重要な安全機能を有する施設との関係

1.5.3 断層等の総合評価

2. 断層

3. シーム

4. 後期更新世に生じた変状

4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象

4.2 変状弱面の形成メカニズムの検討

4.3 変状弱面の分布範囲の特定

4.4 変状弱面の分布評価範囲による基準適合性の評価

4.5 変状のまとめ

5. まとめ

4. 後期更新世に生じた変状(1/6)

はじめに

シームの活動時期(補足説明資料P.4-20参照)

- 重要な安全機能を有する施設の基礎地盤に分布するシームS-11は、後期更新世以降の活動がないcf-3断層により切られており、後期更新世以降の活動はないと判断される。
- 重要な安全機能を有する施設の基礎地盤に分布しないシームのうち、代表シームのシームS-10は、後期更新世以降の活動がないdF断層系により切られており、後期更新世以降の活動はないと判断される。

地表付近においてシームS-10, S-11付近の変位・変形を示す形状(P.4-3, 4-4参照)

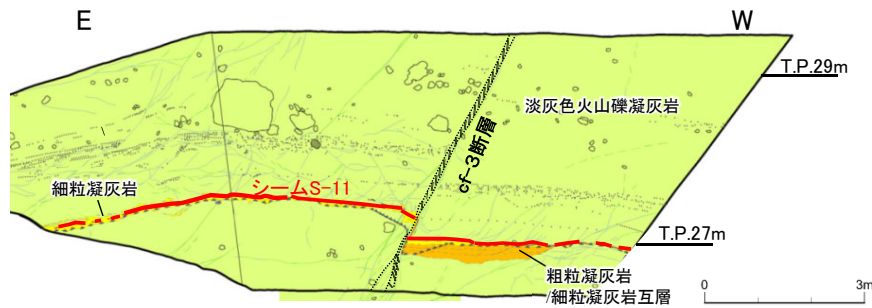
- 断層との切断関係を確認した箇所から第四系に達する箇所までシームS-10, S-11を追跡すると、地表付近においてシームS-10, S-11付近の岩盤とその直上の段丘堆積物中に変位・変形を示す形状が認められる箇所がある。

4. 後期更新世に生じた変状(2/6)

第804回審査会合
資料1-1 P.4-48 一部修正

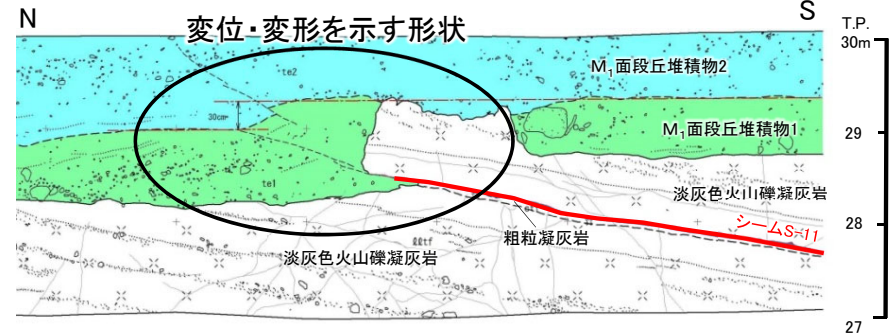


地表付近においてシームS-11付近の変位・変形を示す形状



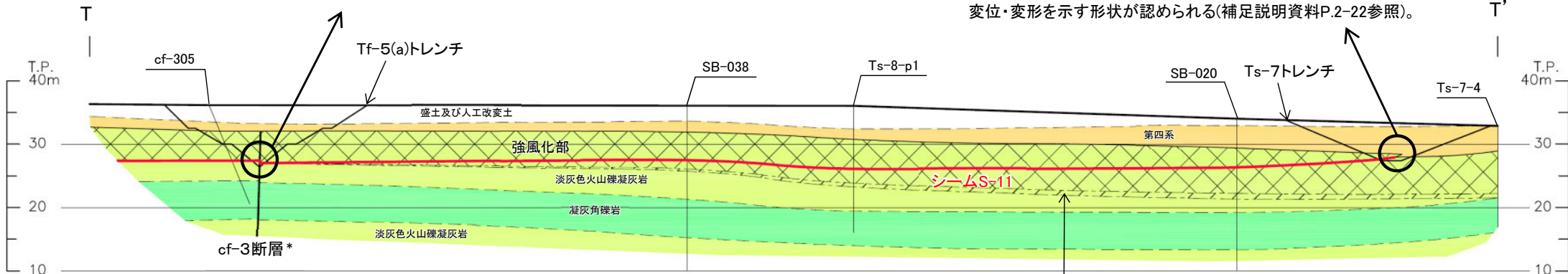
Tf-5(a)トレンチ南側法面スケッチ

シームS-11がcf-3断層に切断されている(補足説明資料P.4-16参照)。



Ts-7トレンチ東側法面スケッチ

第四系にシームS-11が達する箇所
変位・変形を示す形状が認められる(補足説明資料P.2-22参照)。



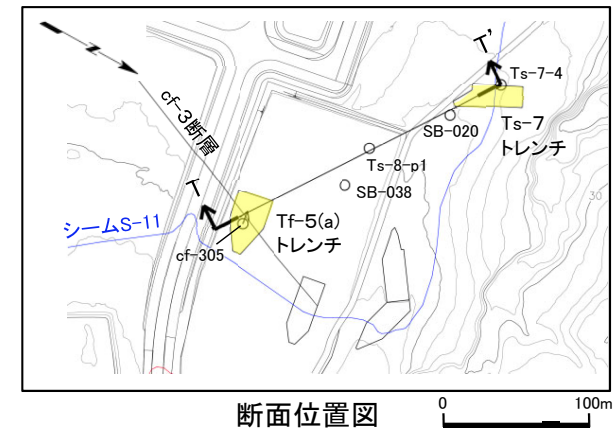
凡例

	盛土及び人工改変土		地層境界	ボーリング
	第四系		地質境界	
	淡灰色火山礫凝灰岩		風化境界	断層
	凝灰角礫岩		シームS-11	
	強風化部			
	弱風化部			

T-T' 断面図(Tf-5(a)トレンチ～Ts-7トレンチ)

*: cf-3断層には後期更新世以降の活動がない(第804回審査会合資料1-1, P.2-32参照)。

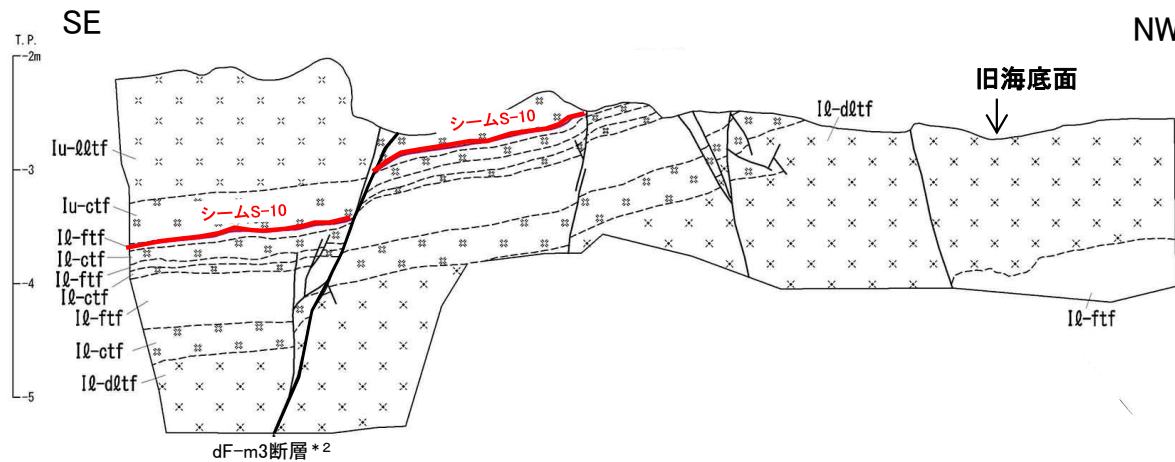
- 重要な安全機能を有する施設の基礎地盤に分布するシームS-11は、後期更新世以降の活動がないcf-3断層により切られており、後期更新世以降の活動はないと判断される(補足説明資料P.4-20参照)。
- 一方、cf-3断層との切断関係を確認した箇所(Tf-5(a)トレンチ)から第四系にシームが達する箇所(Ts-7トレンチ)までシームS-11を追跡すると、地表付近においてシームS-11付近の岩盤及びその直上の段丘堆積物中の変位・変形を示す形状が認められる箇所がある。この形状は、後期更新世に堆積した段丘堆積物中にも認められ、後期更新世に生じたものであると判断される。
- したがって、地表付近においてシームS-11付近の変位・変形を示す形状は、シームの活動時期とは別の後期更新世に形成されたと判断される。



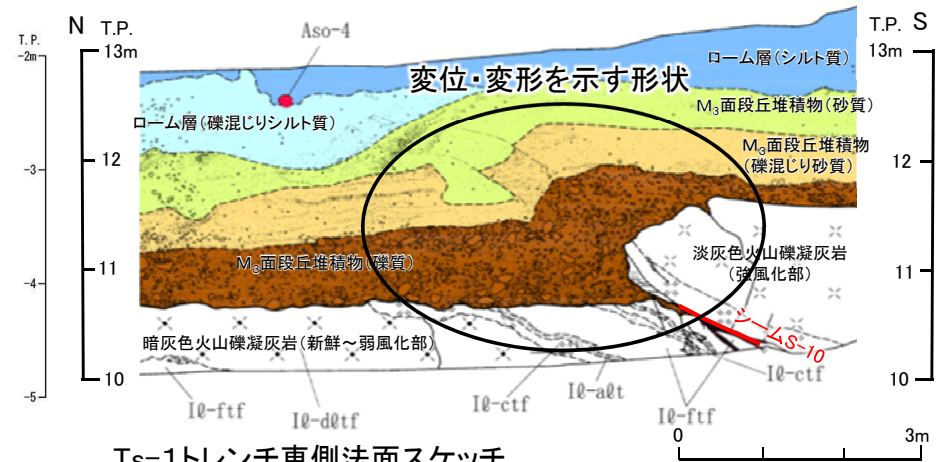
断面位置図

4. 後期更新世に生じた変状(3/6)

地表付近においてシームS-10付近の変位・変形を示す形状



Ts-4トレンチ*1南側法面スケッチ
シームS-10がdF-m3断層に切断されている(補足説明資料P.4-5参照)。



Ts-1トレンチ東側法面スケッチ
第四系にシームS-10が達する箇所
変位・変形を示す形状が認められる(補足説明資料P.2-38参照)。

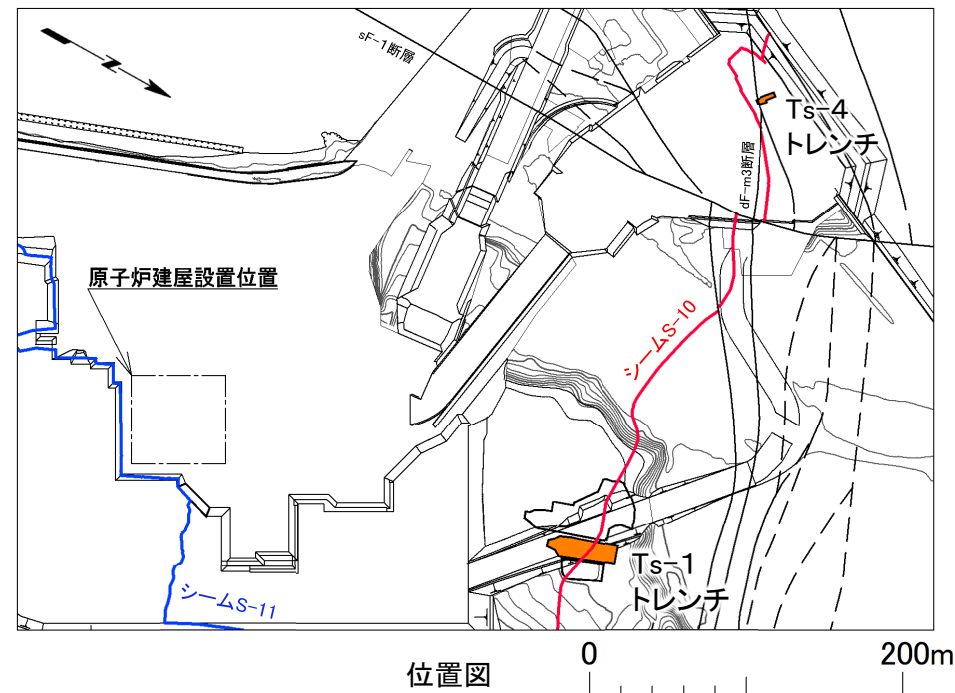
注1) Ts-1トレンチの凡例については、
補足説明資料P.2-38参照。

Ts-4トレンチ地質スケッチの凡例

易国間層 上部層	lu-d2tf	淡灰色火山礫凝灰岩	安山岩礫
	lu-ctf	粗粒凝灰岩	断層
易国間層 下部層	l2-ftf	細粒凝灰岩	地質境界
	l2-ctf	粗粒凝灰岩	シーム
	l2-d2tf	暗灰色火山礫凝灰岩	変位を伴う不連続面及び節理

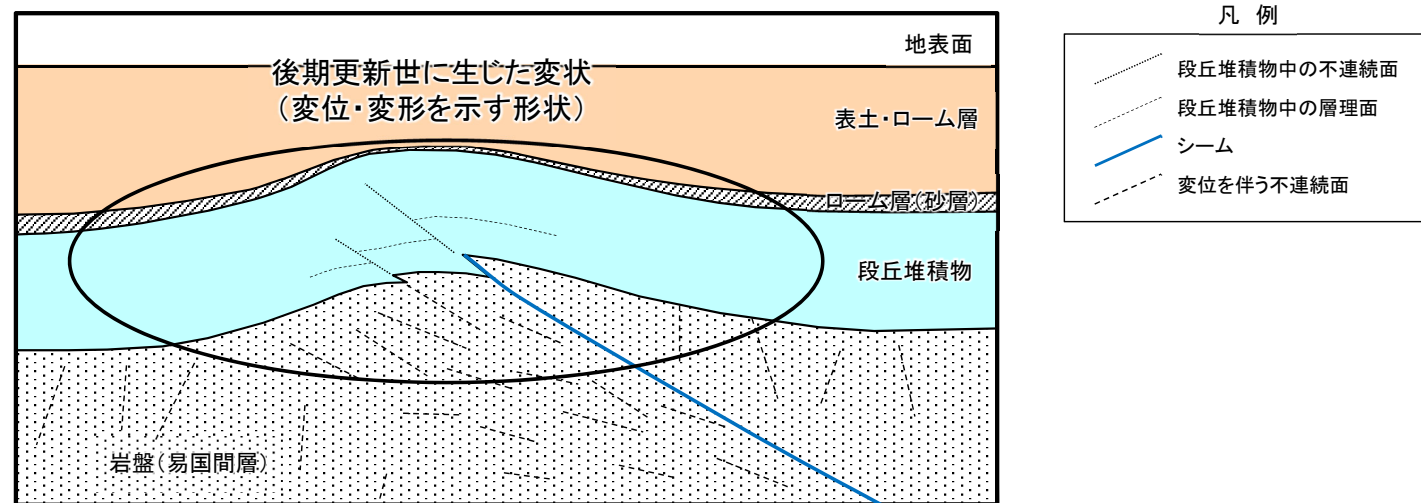
- * 1: 取水口掘削工事に際して海域を閉め切ったエリアでトレンチを掘削。
- * 2: dF断層系には後期更新世以降の活動はない(第906回審査会合資料1-1-1, P.2-67参照)。

- 重要な安全機能を有する施設の基礎地盤に分布しないシームのうち、代表シームのシームS-10は、後期更新世以降の活動がないdF断層系により切られており、後期更新世以降の活動はないと判断される(補足説明資料P.4-20参照)。
- 一方、dF断層系との切断関係を確認した箇所(Ts-4トレンチ)から第四系にシームが達する箇所(Ts-1トレンチ)までシームS-10を追跡すると、地表付近においてシームS-10付近の岩盤及びその直上の段丘堆積物中の変位・変形を示す形状が認められる箇所がある。この形状は、後期更新世に堆積した段丘堆積物中にも認められ、後期更新世に生じたものであると判断される。
- したがって、地表付近においてシームS-10付近の変位・変形を示す形状は、シームの活動時期とは別の後期更新世に形成されたと判断される。



- 注2)・断層の分布はT.P.-14mにおける位置。
 ・Ts-1トレンチ付近のシームの分布は第四系基底面等に現れる位置。
 ・Ts-4トレンチ付近のシームの分布は掘削面に現れる位置。

4. 後期更新世に生じた変状(4/6)

後期更新世に生じた変状

後期更新世に生じた変状の概念図

地表付近に認められるシームS-10, S-11付近の岩盤及びその直上の段丘堆積物中の変位・変形を示す形状を、「後期更新世に生じた変状」とする。

4. 後期更新世に生じた変状(5/6)

変状をシームと切り離して基準適合性を評価する考え方

地表付近においてシームS-10, S-11付近の変位・変形を示す形状

- シームS-10, S-11は後期更新世以降の活動のないcf断層系又はdF断層系に切られており, 後期更新世以降の活動はないと判断される。
- 一方, 断層との切断関係を確認した箇所から第四系にシームが達する箇所までシームS-10, S-11を追跡すると, 地表付近においてシームS-10, S-11付近の岩盤及びその直上の段丘堆積物中に変位・変形を示す形状が認められる箇所がある。この形状は, 後期更新世に堆積した段丘堆積物中にも認められ, 後期更新世に生じたものであると判断される。



- 地表付近においてシームS-10, S-11付近の変位・変形を示す形状は, シームの活動時期とは別の後期更新世に形成されたと判断される。
- したがって, 地表付近においてシームS-10, S-11付近の岩盤及びその直上の段丘堆積物中の変位・変形を示す形状について, 「後期更新世に生じた変状」(以下, 「変状」という。)として, シームと切り離して基準適合性を評価する。

4. 後期更新世に生じた変状(6/6)

変状及び変状弱面の調査と基準適合性評価の流れ

4.1章 変状の特徴と基準適合性の評価対象

(1) 変状の分布

- ①地形判読
- ②掘削面地質観察
- ③詳細地質観察

- ・ 敷地内では変状による変位・変形は、ローム層等が変位・変形を埋めて堆積し平らな地形となっているため認められない
- ・ 変状はシームS-10、S-11付近の強風化部の一部及びその直上の段丘堆積物中に限定して分布する。少なくとも新鮮部には分布せず、地下深部には分布しない

(2) 強風化部における変状の特徴

変状の変位・変形は、シームS-10、S-11及び変位を伴う不連続面といった既存の弱面の一部を利用し、新たに強風化部に変位が生じることにより形成されたと判断される

(3) 変状の評価対象

シームS-10、S-11の一部を利用して形成された弱面

一部の変位を伴う不連続面を利用して形成された弱面

ps系弱面(ps-1, 2)とする

pd系弱面とする

- ・ 変状の基準適合性の評価対象は変状弱面である。変状弱面は、基準に照らすと将来活動する可能性のある断層等に該当するが、震源として考慮する活断層に該当しない
- ・ シームS-10付近の変状弱面は重要な安全機能を有する施設の安全上問題とならない
- ・ シームS-11付近の変状弱面は基準に照らした検討の対象とする

4.2章 変状弱面の形成メカニズムの検討

- (1) 新第三紀におけるシームと低角の変位を伴う不連続面の形成
- (2) 第四紀における変状弱面の形成時期の検討
- (3) 変状弱面の変位方向と第四紀の応力場との関係

- ・ 変状弱面は、第四紀の広域応力場で形成されたものではない
- ・ 考えられる変状弱面の形成メカニズムとしては、*ノンテクトニック*な要因で形成された非構造性的ものと判断される

4.3章 変状弱面の分布範囲の特定

(1) 変状弱面の分布の整理

シームS-11の分布及び岩盤の風化程度により、4通りの岩盤に区分し、変状弱面の分布の有無を整理する

- ・ 変状弱面は、シームS-11付近の強風化部に分布が限定され、シームS-11付近の新鮮部及び弱風化部、並びにシームS-11付近以外の岩盤には分布しない
- ・ 変状弱面は、ps-1弱面とpd系弱面がセットで分布し、少なくともpd系弱面のみが分布することはない

(2) 変状弱面の分布範囲の特定

ps-1弱面及びpd系弱面の分布範囲を特定する

- ・ ps-1弱面は、シームS-11延長上の段丘堆積物中の不連続面からシームS-11上盤の強風化部がシームS-11に接する範囲に分布が限定される
- ・ pd系弱面は、主としてps-1弱面下盤の成層構造が発達する部分の強風化部に分布が限定され、成層構造が発達する部分の下端までは分布しない

4.4章 変状弱面の分布評価範囲による基準適合性の評価

(1) 変状弱面の分布評価範囲

変状弱面のうち連続性の大きいps-1弱面に着目し、ps-1弱面の影響が及ぶ範囲を「変状弱面の分布評価範囲」として設定し、重要な安全機能を有する施設との位置関係を評価する

(2) 重要な安全機能を有する施設との位置関係

変状弱面の分布評価範囲は重要な安全機能を有する施設に位置しないことから、重要な安全機能を有する施設の基礎地盤には変状弱面は分布しない

(3) 基準適合性の評価

- ・ 変状弱面は重要な安全機能を有する施設の基礎地盤に分布しないことから、第四条*対象と判断される
- ・ 変状弱面は第四条*対象であり、震源として考慮する活断層には該当しない
- ・ したがって、変状弱面は基準に照らして、重要な安全機能を有する施設の安全上問題とならない

- ・ 詳細地質観察等から、変状の特徴を整理し、変状が後期更新世の変状形成時に変位を生じた地質弱面(以下「変状弱面」という。)によりもたらされたものであることから、変状弱面を基準適合性の評価対象とする。
- ・ 変状弱面について、形成メカニズムや分布範囲を検討し、重要な安全機能を有する施設との位置関係から基準適合性を評価する。

*: 実用発電用原子炉及びその附属施設
の位置、構造及び設備の基準に関する
規則(平成二十五年六月二十八日原子
力規制委員会規則第五号)。

4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象

1. 敷地の断層等の概要

1.1 敷地の調査

1.2 敷地の地形

1.3 敷地の地質・地質構造

1.4 敷地の断層等の分類

1.5 敷地の断層等の評価概要

1.5.1 断層等の活動性評価の考え方

1.5.2 断層等と重要な安全機能を有する施設との関係

1.5.3 断層等の総合評価

2. 断層

3. シーム

4. 後期更新世に生じた変状

4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象

4.2 変状弱面の形成メカニズムの検討

4.3 変状弱面の分布範囲の特定

4.4 変状弱面の分布評価範囲による基準適合性の評価

4.5 変状のまとめ

5. まとめ

4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象(1/48)

変状の特徴と基準適合性の評価対象の流れ

(1) 変状の分布

① 地形判読

- 敷地内では断層地形の可能性がある地形、地すべり地形、活褶曲を示唆する海成段丘面の傾動等は認められない
- 敷地内では変位・変形が生じたことを示唆するような地形の高まりは判読されない

② 掘削面地質観察

敷地内では地表付近においてシームS-10, S-11付近の一部には変状が認められるが、それ以外では認められない

③ 詳細地質観察

変状はシームS-10, S-11付近の強風化部の一部及びその直上の段丘堆積物に限定して分布する。少なくとも新鮮部には分布せず、地下深部には分布しない

- 敷地内では変状による変位・変形は、ローム層等が変位・変形を埋めて堆積し平らな地形となっているため、地形には認めらず、判読できない
- 変状はシームS-10, S-11付近の強風化部の一部及びその直上の段丘堆積物中に限定して分布する。少なくとも新鮮部には分布せず、地下深部には分布しない

(2) 強風化部における変状の特徴

- 変状付近の強風化部には、シーム及び変位を伴う不連続面といった明瞭な弱面が分布する
- 強風化部で変位を伴う不連続面が分布しても、シームといった明瞭な弱面がない箇所では変状は認められない
- 変状はシーム及び変位を伴う不連続面といった既存の弱面の一部を利用し、新たに強風化部に変位が生じることにより形成されたものであると考えられる

変状の変位・変形は、シーム及び変位を伴う不連続面といった既存の弱面の一部を利用し、新たに強風化部に変位が生じることにより形成されたと判断される

(3) 変状の評価対象

シームS-10, S-11の一部を利用して形成された弱面

- 強風化部
- 上盤が上方に変位
- 低角傾斜
- 傾斜方向の明瞭な条線

ps系弱面(ps-1, 2)とする

一部の変位を伴う不連続面を利用して形成された弱面

- 強風化部
- 上盤が上方に変位、岩盤の上に凸の変形
- 低角傾斜
- 傾斜方向の明瞭な条線

pd系弱面とする

- 観察結果から、ps系弱面及びpd系弱面はシームS-10, S-11付近の強風化部に分布し、いずれも上盤が上方に変位し、傾斜方向に明瞭な条線が認められる共通の特徴を有する
- 以上のことから、ps系弱面及びpd系弱面を合わせて、後期更新世の変状形成時に変位を生じた地質弱面(以下「変状弱面」という)とする

- 変状の基準適合性の評価対象は変状弱面である
- 変状弱面は後期更新世に生じたものであり、基準に照らすと将来活動する可能性のある断層等に該当するが、地下深部には続かず震源として考慮する活断層に該当しない
- シームS-10付近の変状弱面は、シームS-10が重要な安全機能を有する施設の基礎地盤には分布しないことから、第四条*対象であり、震源として考慮する活断層に該当しない。したがって、シームS-10付近の変状は重要な安全機能を有する施設の安全上問題とならない
- 一方、シームS-11付近の変状弱面は、シームS-11が重要な安全機能を有する施設の側面に分布することから、重要な安全機能を有する施設の側面に分布する可能性が否定できず、第三条*対象の可能性を否定できないため、基準に照らした検討の対象とする

4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象(2/48)

(1) 変状の分布(1/18): 検討方針

以下の①～③の手順で変状の分布について検討する。

① 地形判読

- 地形判読により、敷地内で断層地形の可能性のある地形、地すべり地形、活褶曲を示唆する海成段丘面の傾動等の有無を検討し、変状による変位・変形が敷地内の地形に現れているか否かを検討する。

② 掘削面地質観察

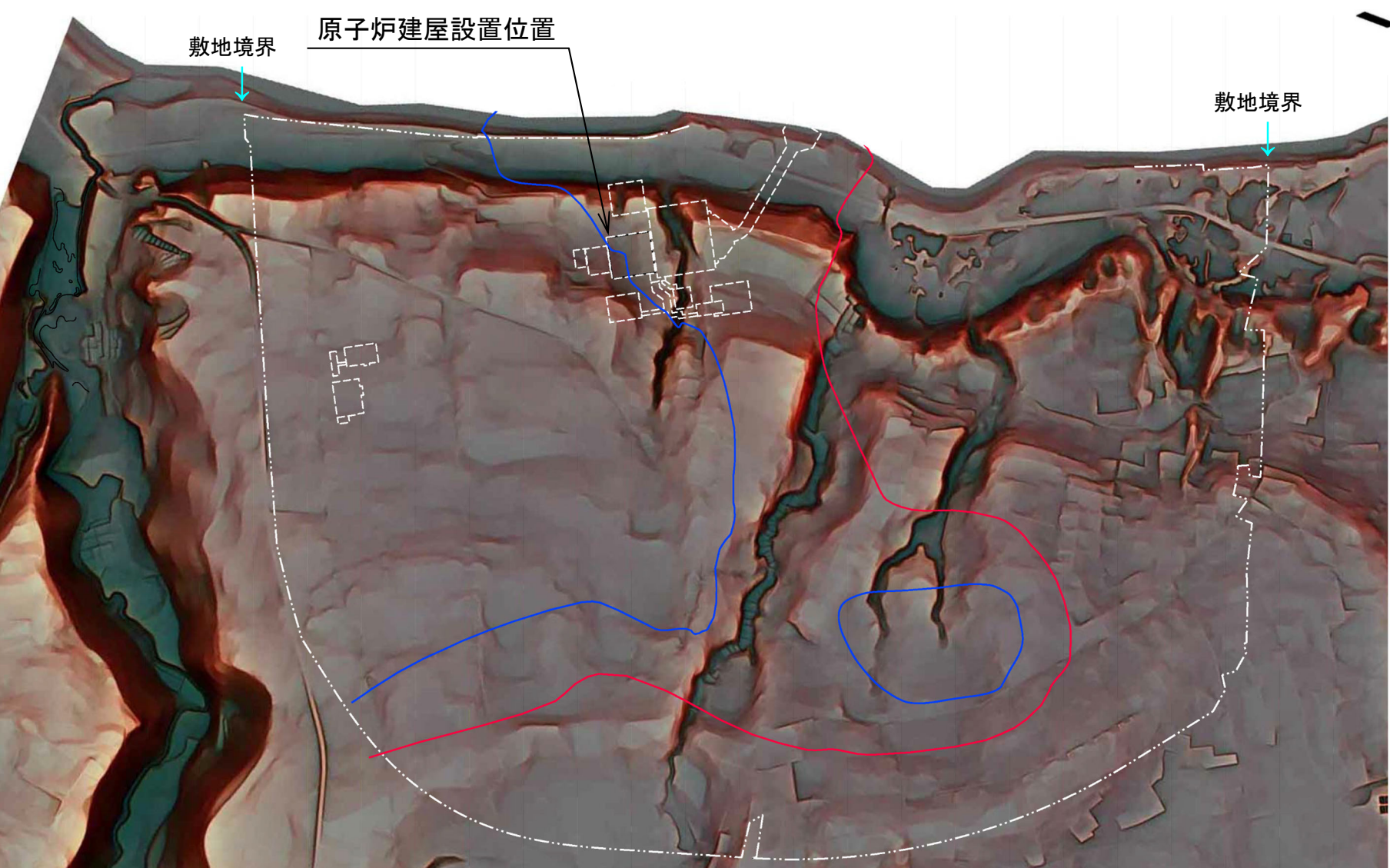
- 掘削面地質観察により、第四系の基底面を調査し、敷地内での変状の有無について検討する。

③ 詳細地質観察

- 変状が認められる箇所及び変状が認められない箇所での詳細地質観察により、変状の分布について検討する。



(1) 変状の分布(2/18) : ① 地形判読(1/5) : 敷地の赤色立体地図(1mDEMデータ)



凡例

	シームS-11層準(FT5-3)*1が第四系基底面等に現れる位置
	シームS-10が第四系基底面等に現れる位置
	耐震重要施設*2及び常設重大事故等対処施設*3

- *1 シームS-11を挟む細粒凝灰岩の鍵層名。
- *2 設置許可基準規則第三条の対象となる耐震重要施設(間接支持構造物を含む)。
- *3 設置許可基準規則第三十八条の対象となる常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く)。

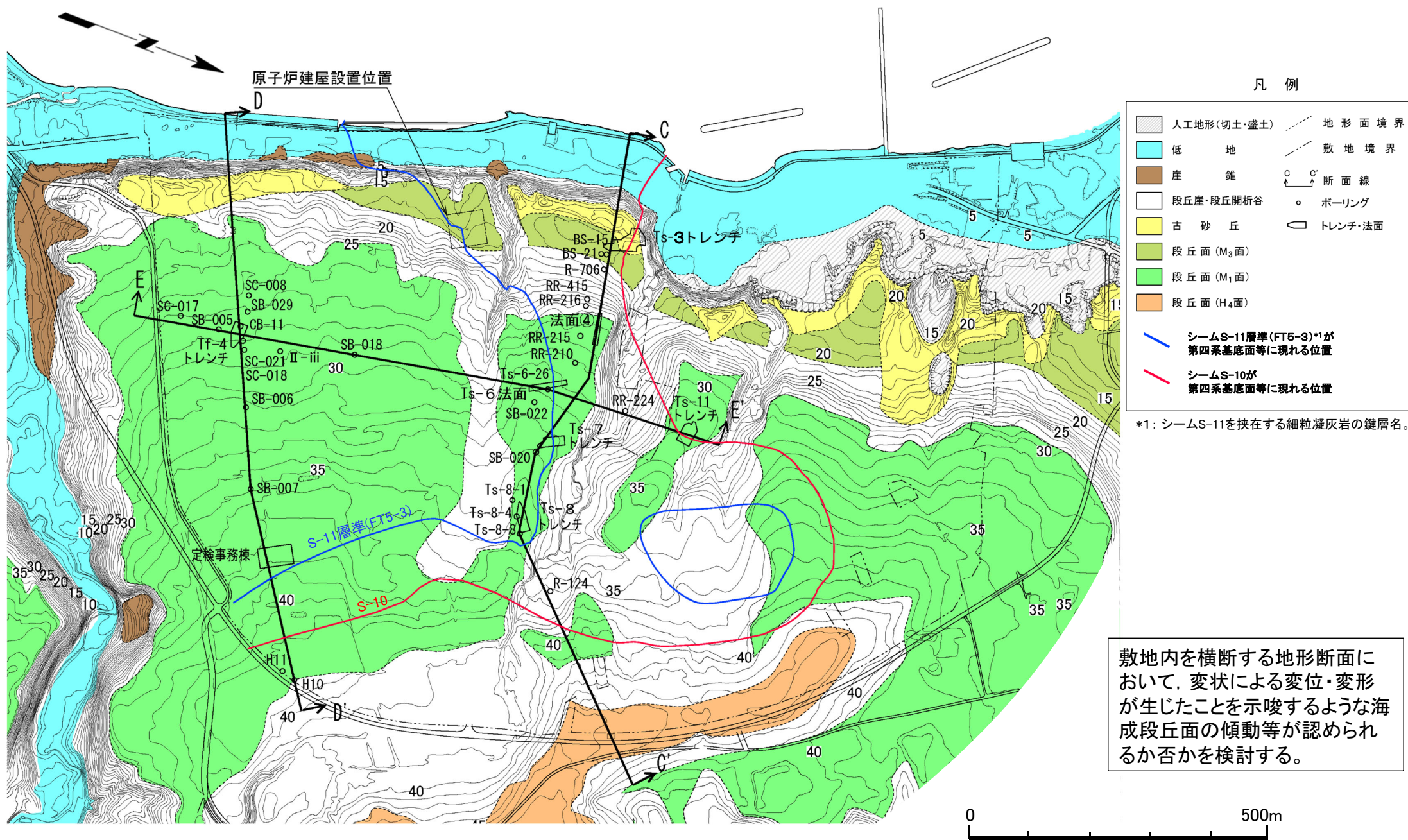
敷地の赤色立体地図(1mDEMデータ)

- 空中写真(昭和50年国土地理院撮影)から取得した1mDEMデータに基づいて赤色立体地図を作成し、工事着手前の原地形を詳細に再判読した。
- 敷地内には断層地形の可能性のある地形、地すべり地形、活褶曲を示唆する海成段丘面の傾動等は認められない。
- 敷地には変状による変位・変形が生じたことを示唆するような地形の高まりは判読されない。



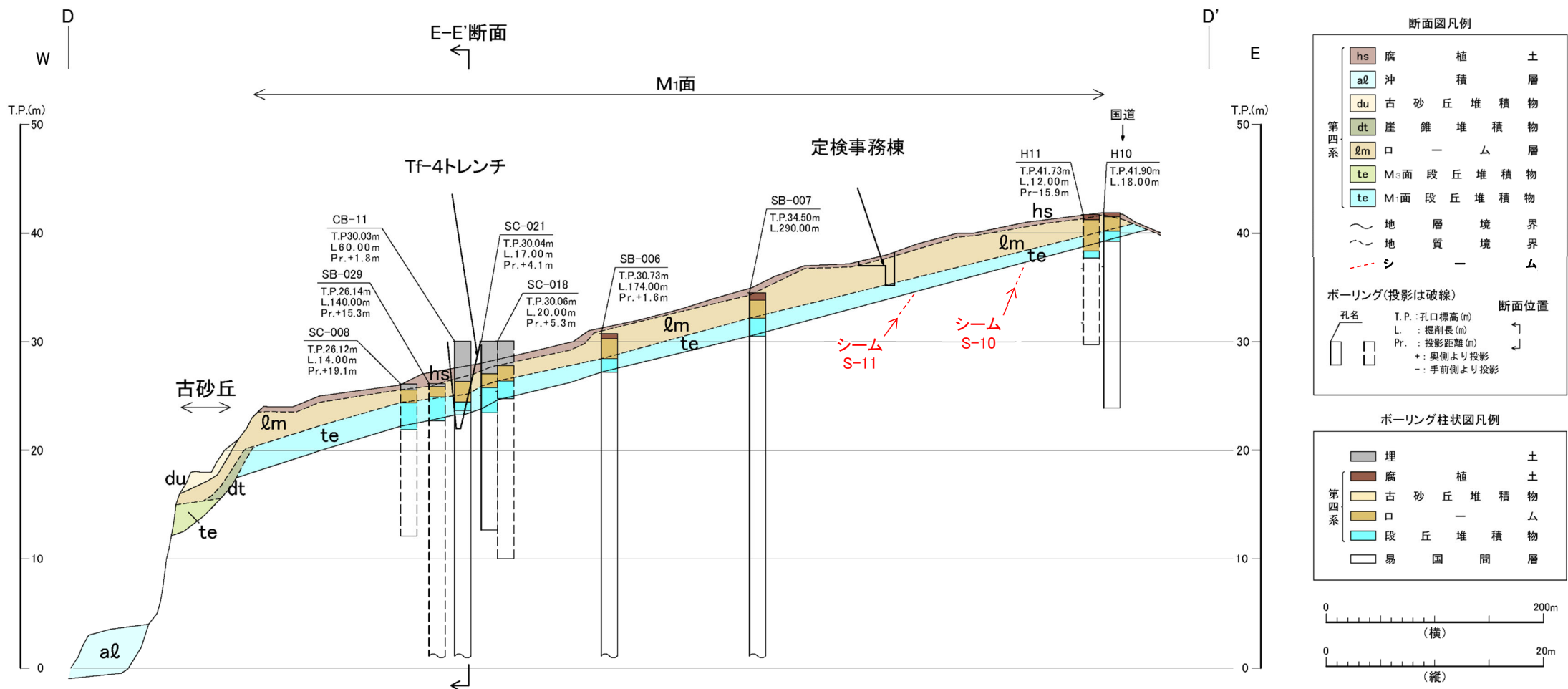


(1) 変状の分布(3/18): ① 地形判読(2/5): 地形断面位置





(1) 変状の分布(4/18) : ① 地形判読(3/5) : D-D' 断面



断面図凡例

hs	腐植土
al	沖積層
du	古砂丘堆積物
dt	崖錐堆積物
lm	ローム層
te	M面段丘堆積物
te	M面段丘堆積物
~	地層境界
~	地質境界
- - -	シーム

ボーリング(投影は破線)

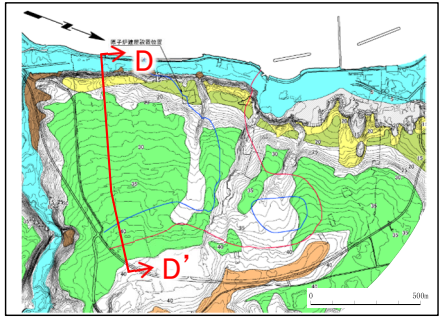
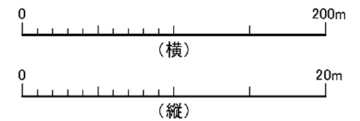
断面位置

孔名

T.P.: 孔口標高(m)
L.: 掘削長(m)
Pr.: 投影距離(m)
+: 奥側より投影
-: 手前側より投影

ボーリング柱状図凡例

埋	土
腐植土	土
古砂丘堆積物	土
ローム層	土
段丘堆積物	土
易国間層	土

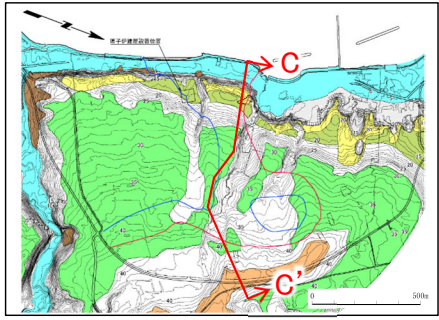
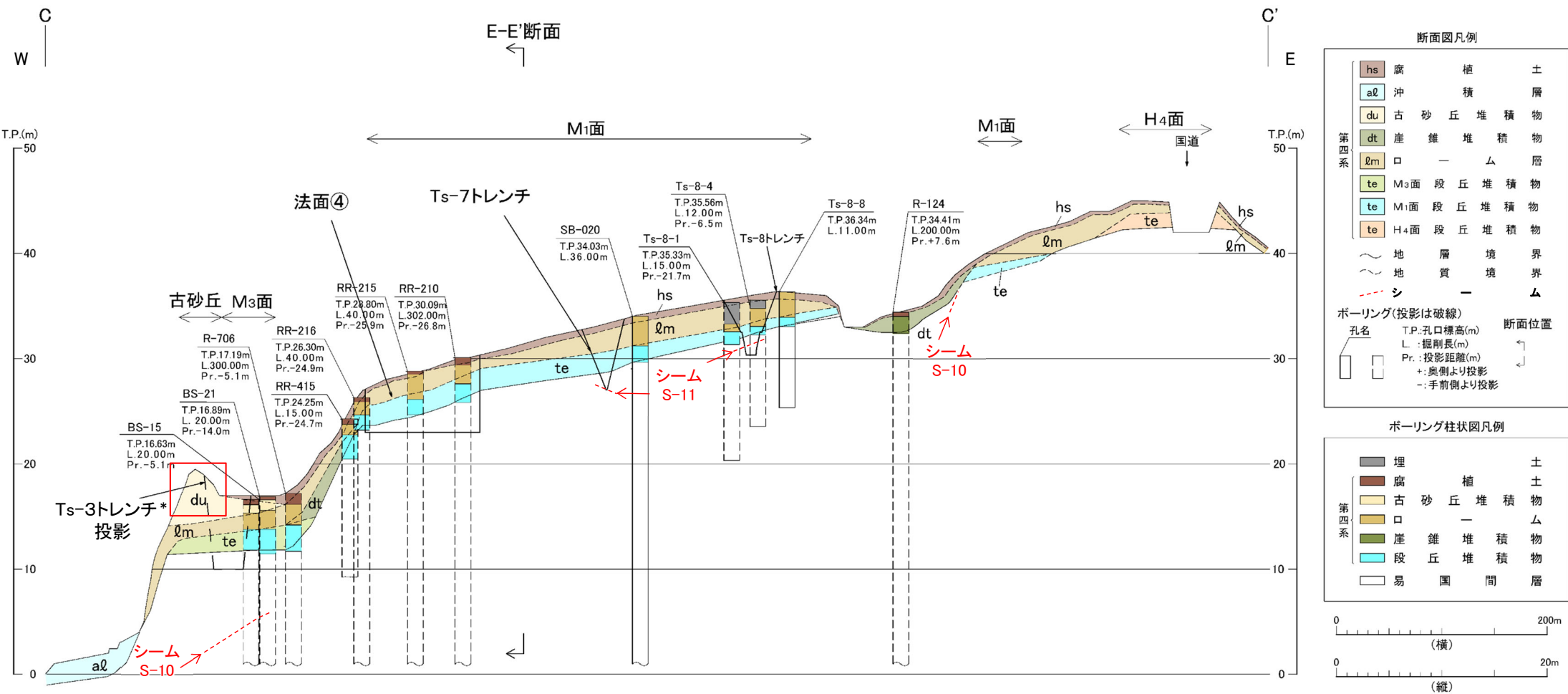


断面位置図

敷地を東西方向に横断するD-D'断面では、シームS-10及びS-11付近において、変状による変位・変形が生じたことを示唆するような海成段丘面の傾動等は認められない。



(1) 変状の分布(5/18) : ① 地形判読(4/5) : C-C' 断面



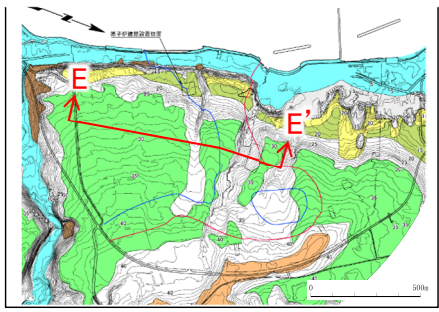
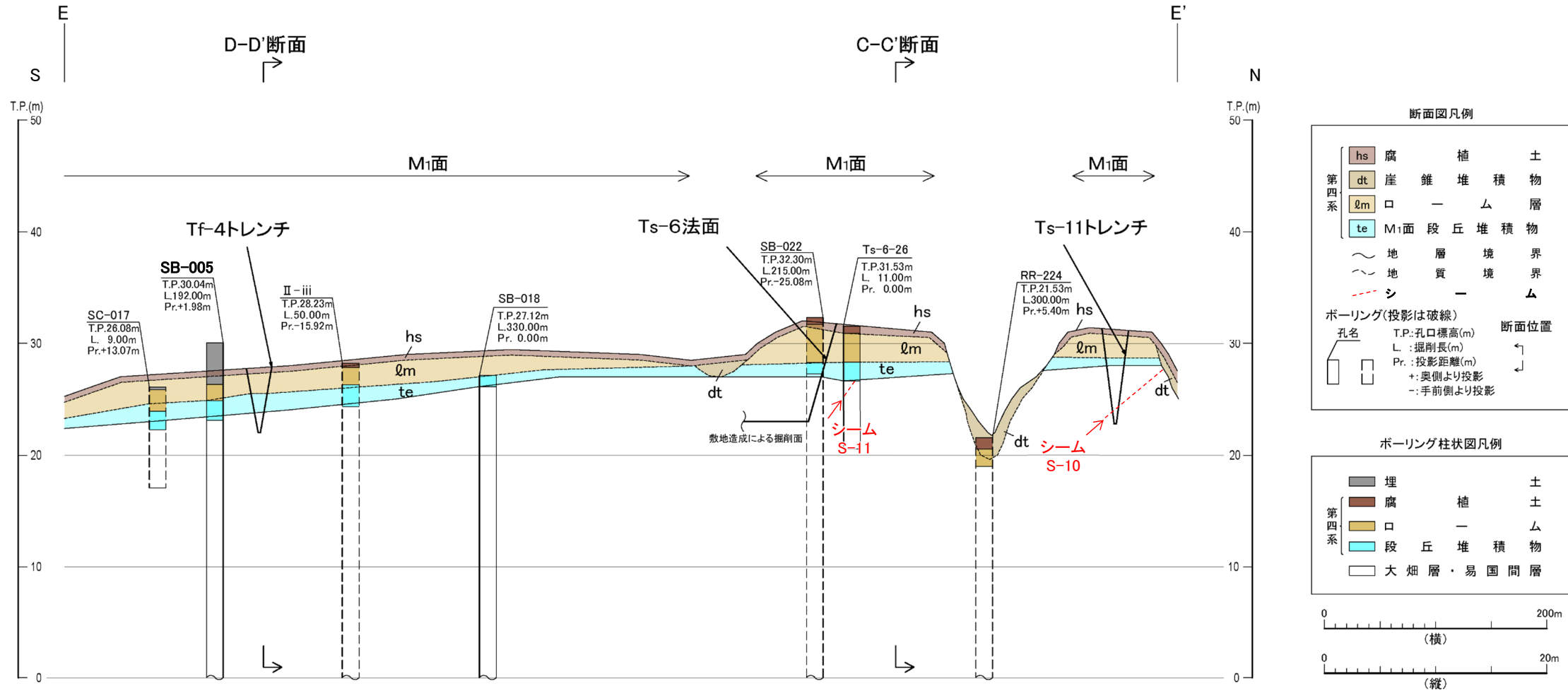
断面位置図

- 敷地を東西方向に横断するC-C'断面では、シームS-10及びシームS-11付近において、変状による変位・変形が生じたことを示唆するような海成段丘面の傾動等は認められない。
- なお、M₃面の海側のTs-3トレンチ付近には地形の高まり(図中の赤枠部分)が認められる。この地形の高まりは、Ts-3トレンチ*で古砂丘堆積物が確認されるため、海成段丘面の傾動等ではない。

*: Ts-3トレンチの地質スケッチはP.4-21参照。



(1) 変状の分布(6/18) : ① 地形判読(5/5) : E-E' 断面



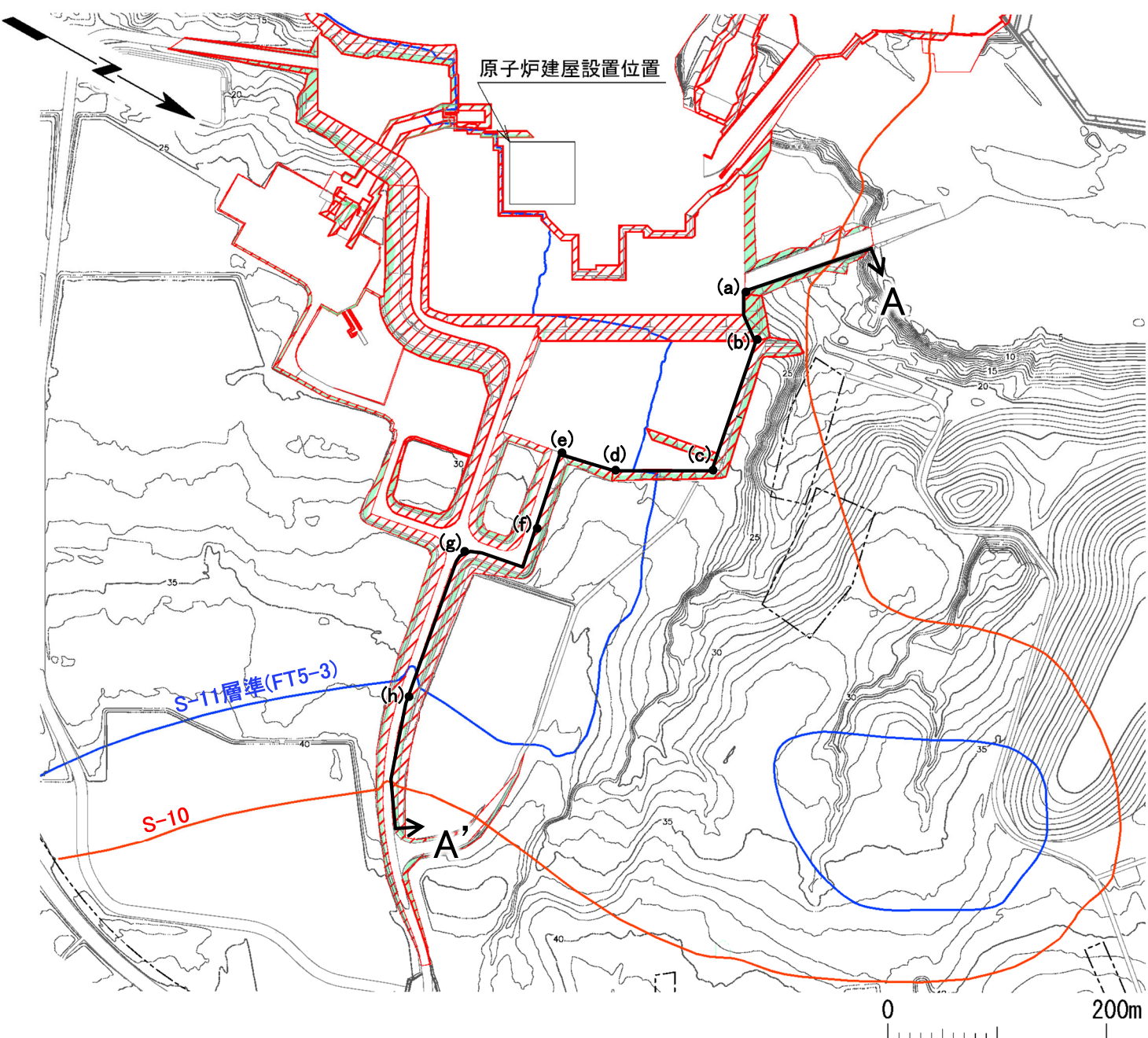
断面位置図

敷地を南北方向に横断するE-E'断面では、シームS-10及びシームS-11付近において、変状による変位・変形が生じたことを示唆するような海成段丘面の傾動等は認められない。


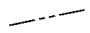
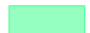


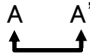
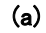
4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象(8/48)



(1) 変状の分布(7/18): ② 掘削面地質観察(1/3)



凡 例

-  掘削面地質観察範囲
-  敷地境界
-  第四系が掘削面に現れる位置
-  シームS-10が第四系基底面、掘削面等に現れる位置
-  シームS-11層準(FT5-3*)が第四系基底面、掘削面等に現れる位置
-  掘削面地質観察A-A'測線
-  (a) A-A'測線の折れ点等の位置

*1: シームS-11を挟むする細粒凝灰岩の鍵層名。

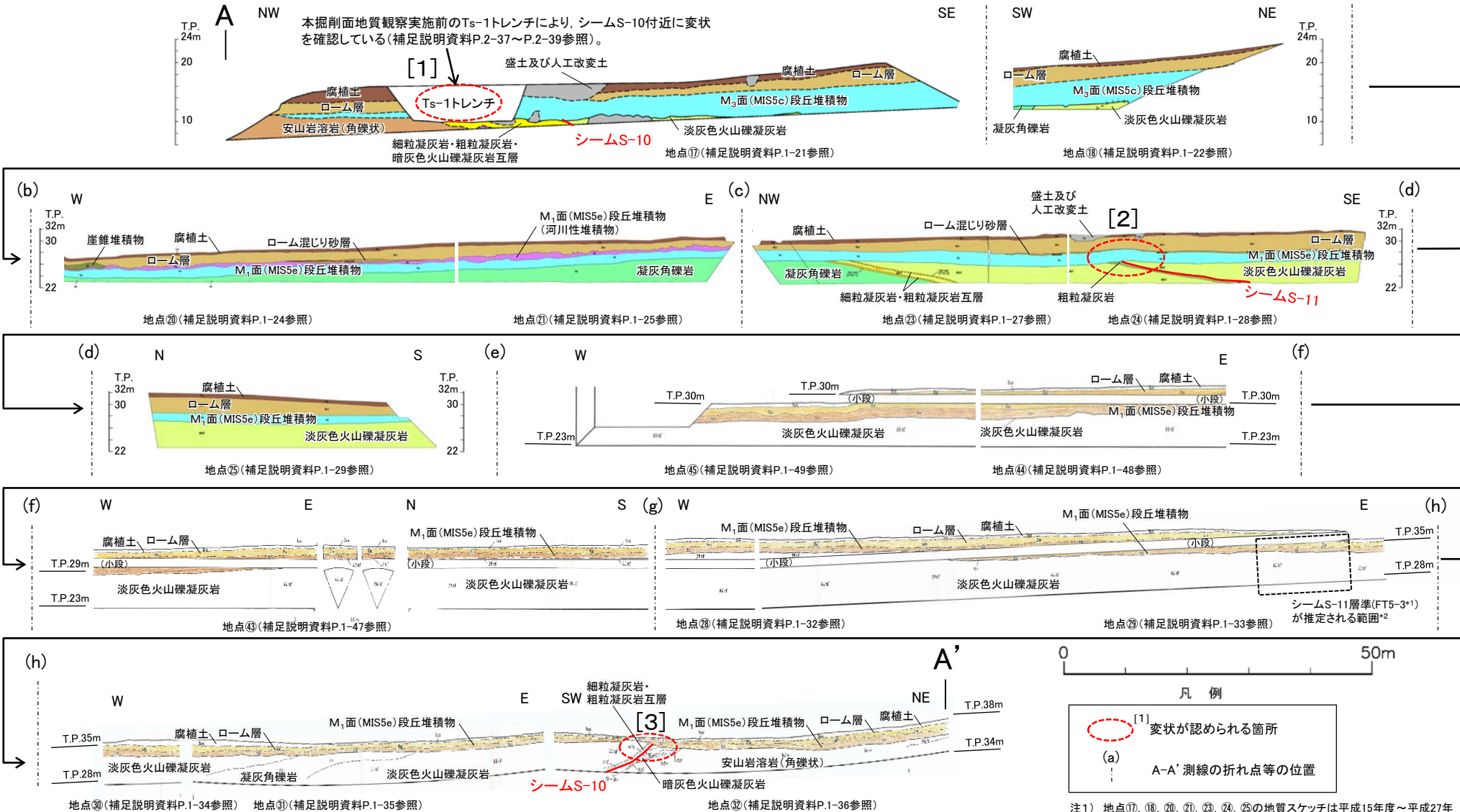
掘削面地質観察により、第四系の基底面を調査し、敷地内での変状の有無について検討した。

注) シームS-10及びシームS-11層準(FT5-3*)の位置は、ボーリング、トレンチ及び法面の調査結果に基づく。

4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象(9/48)



(1) 変状の分布(8/18) : ② 掘削面地質観察(2/3) : 観察結果(1/2)



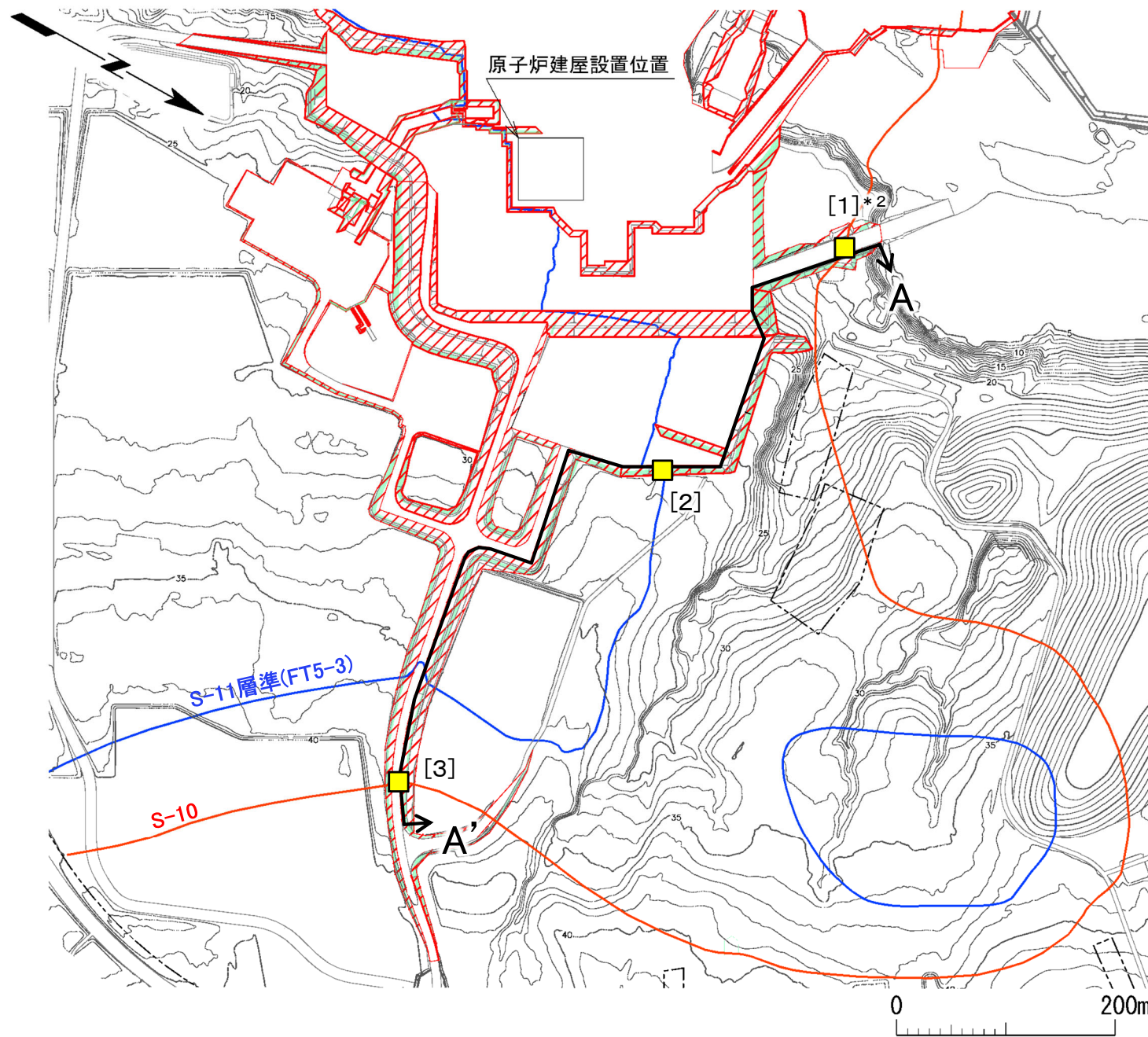
敷地を東西方向に横断するA-A' 測線沿いの掘削面では、シームS-10及びシームS-11付近の一部([1]~[3])に変状が認められるが、それ以外では認められない(A-A' 測線以外の掘削面地質観察結果は補足説明資料P.1-1~P.1-50参照)。

注1) 地点①, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫, ⑬, ⑭, ⑮, ⑯, ⑰, ⑱, ⑲, ⑳, ㉑, ㉒, ㉓, ㉔, ㉕, ㉖, ㉗, ㉘, ㉙, ㉚, ㉛, ㉜, ㉝, ㉞, ㉟, ㊱, ㊲, ㊳, ㊴, ㊵, ㊶, ㊷, ㊸, ㊹, ㊺, ㊻, ㊼, ㊽, ㊾, ㊿の地質スケッチは平成15年度~平成27年度の掘削面地質観察結果に基づいて示し、地点④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫, ⑬, ⑭, ⑮, ⑯, ⑰, ⑱, ⑲, ⑳, ㉑, ㉒, ㉓, ㉔, ㉕, ㉖, ㉗, ㉘, ㉙, ㉚, ㉛, ㉜, ㉝, ㉞, ㉟, ㊱, ㊲, ㊳, ㊴, ㊵, ㊶, ㊷, ㊸, ㊹, ㊺, ㊻, ㊼, ㊽, ㊾, ㊿のスケッチは平成12年度の掘削面地質観察結果に基づいて示した。
 注2) 各掘削面の凡例については補足説明資料参照。
 *1: シームS-11を挟む細粒凝灰岩の鍵層名。
 *2: シームS-11は分布しない。



4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象(10/48)

(1) 変状の分布(9/18) : (2) 掘削面地質観察(3/3) : 観察結果(2/2)



凡 例

- 掘削面地質観察範囲
- 敷地境界
- 第四系が掘削面に現れる位置
- シームS-10が第四系基底面、掘削面等に現れる位置
- シームS-11層準(FT5-3*1)が第四系基底面、掘削面等に現れる位置
- 掘削面地質観察A-A'測線

掘削面地質観察の結果

- [1] 変状が認められる箇所

*1: シームS-11を挟在する細粒凝灰岩の鍵層名。
*2: 本掘削面地質観察実施前のTs-1トレンチにより、シームS-10付近に変状を確認している(補足説明資料P.2-37~P.2-39参照)。

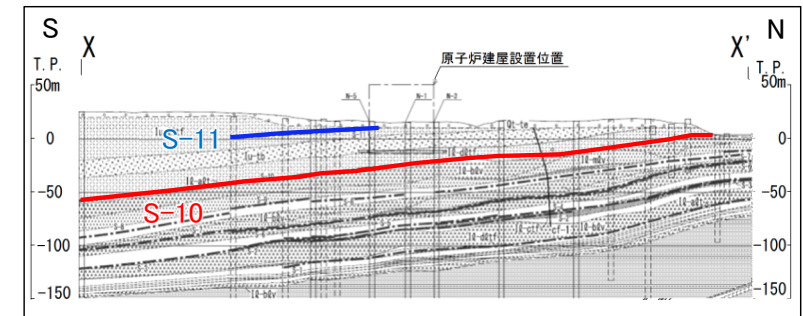
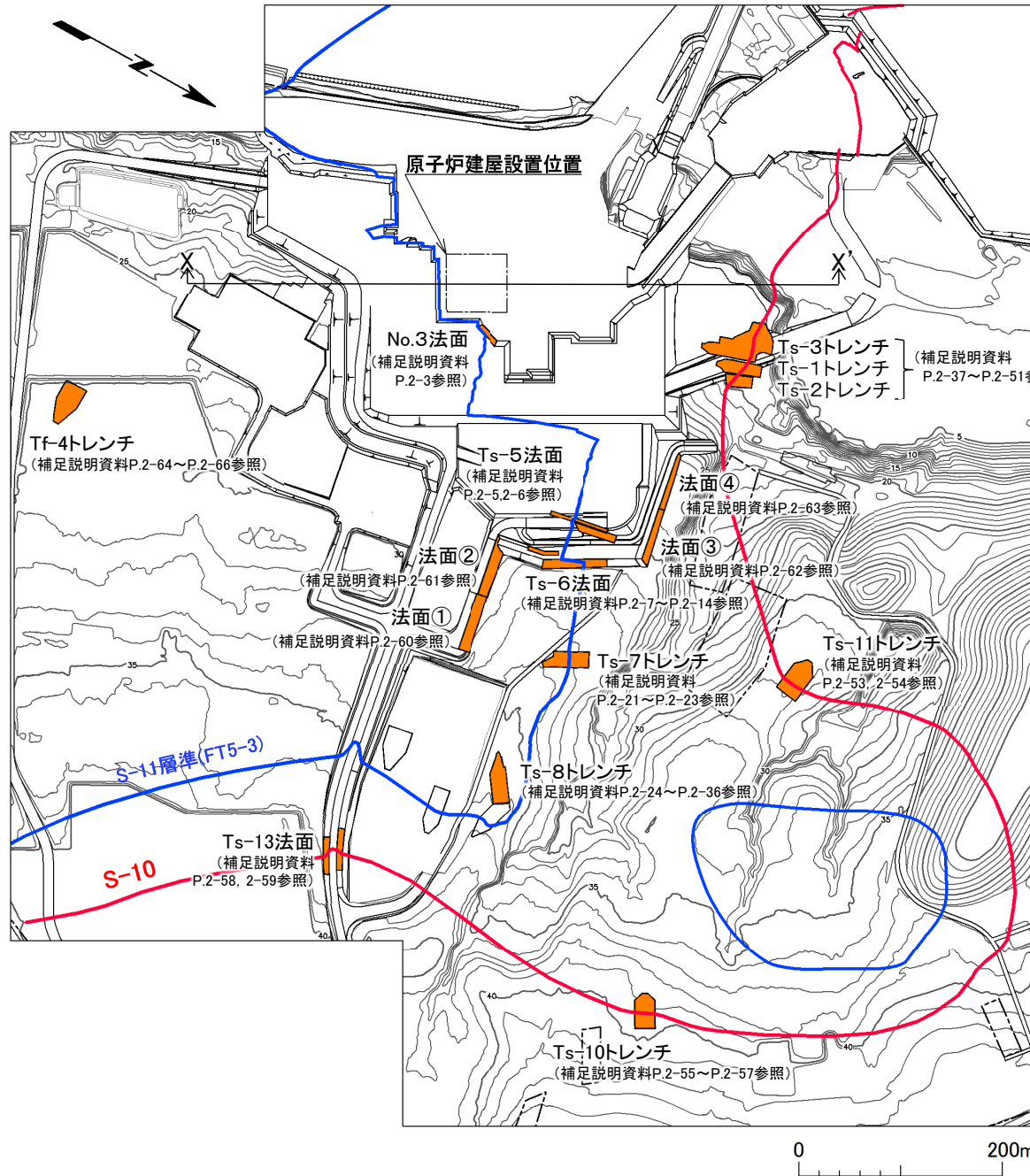
掘削面地質観察の結果、敷地内では地表付近においてシームS-10、S-11付近の一部([1]~[3])には変状が認められるが、それ以外では認められない。

注) シームS-10及びシームS-11層準(FT5-3*1)の位置は、ボーリング、トレンチ及び掘削面の調査結果に基づく。



4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象(11/48)

(1) 変状の分布(10/18) : ③ 詳細地質観察(1/8)



南北地質断面におけるシームS-10及びシームS-11の分布状況

凡例

- Ts-7 トレンチ・法面
- 敷地境界
- シームS-10が第四系基底面、掘削面等に現れる位置
- シームS-11層準(FT5-3*)が第四系基底面、掘削面等に現れる位置
- 断面位置
- 詳細地質観察箇所

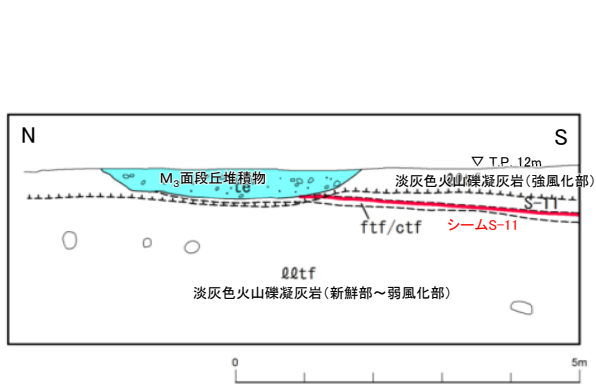
*: シームS-11を挟む細粒凝灰岩の鍵層名。

掘削面地質観察の結果、シーム付近の一部に変状が確認されたことから、シームS-11、S-10付近及びこれらのシーム付近以外で詳細地質観察を行い、変状の分布について検討した。

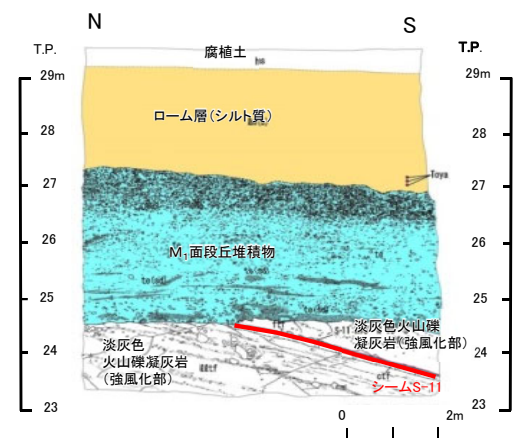
注) シームS-10及びシームS-11層準(FT5-3*)の位置は、ボーリング、トレンチ及び法面の調査結果に基づく。



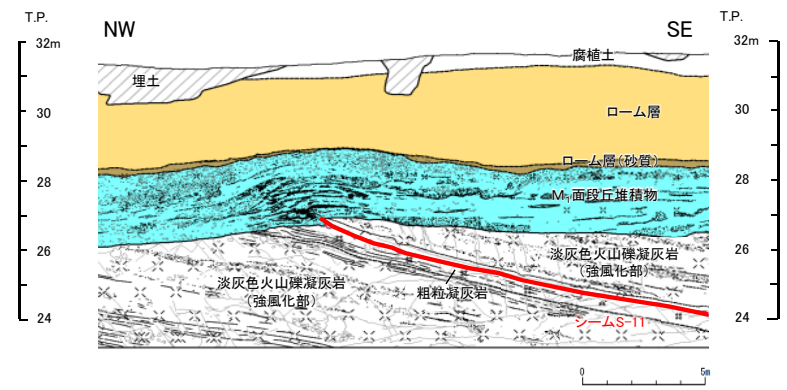
(1) 変状の分布(11/18) : ③ 詳細地質観察(2/8) : 地質スケッチ(シームS-11付近)



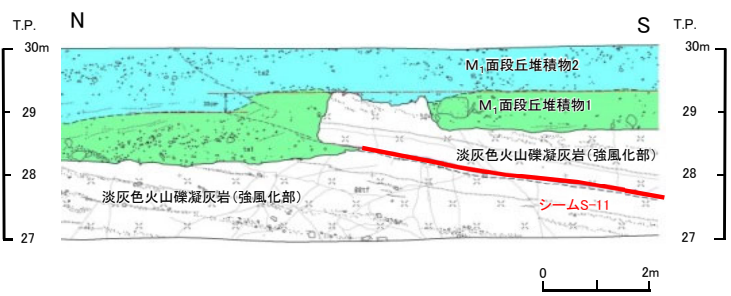
No.3法面: 変状が認められない
(補足説明資料P.2-3参照)



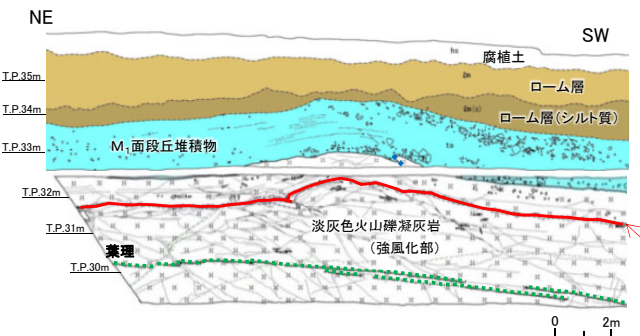
Ts-5法面: 変状が認められない
(補足説明資料P.2-6参照)



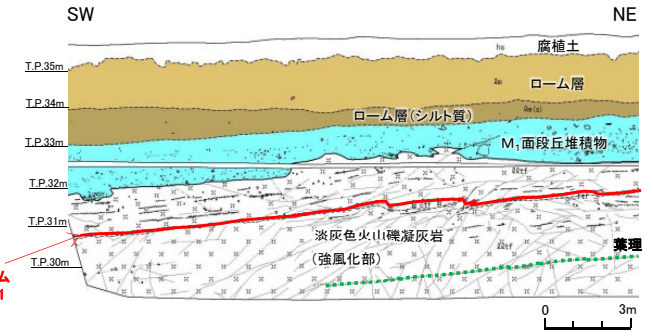
Ts-6法面: 変状が認められる
(見掛けの鉛直変位量約35cm[段丘堆積物中の層理面の段差]及び約75cm[段丘堆積物の上に凸の形状])
(補足説明資料P.2-7参照)



Ts-7トレンチ東側法面: 変状が認められる
(見掛けの鉛直変位量約30cm[段丘堆積物中の層理面の段差])
(補足説明資料P.2-22参照)



Ts-8トレンチ南側法面: 変状が認められる
(見掛けの鉛直変位量約85cm[段丘堆積物の上に凸の形状])
(補足説明資料P.2-25, 2-29参照)



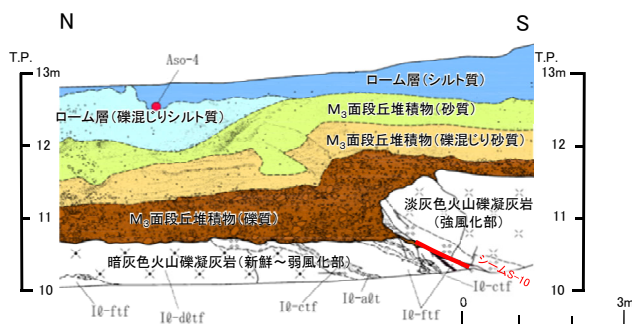
Ts-8トレンチ北側法面: 変状が認められる
(見掛けの鉛直変位量約50cm[段丘堆積物の上に凸の形状])
(補足説明資料P.2-26, 2-31参照)

- ・ シームS-11付近の詳細地質観察の結果、変状が認められる箇所及び変状が認められない箇所がある。
- ・ 変状が認められる箇所では、変状付近の岩盤は風化が著しく、強風化である。
- ・ さらに、変状が認められる箇所では段丘堆積物中の層理面の段差及び上に凸の変形を示し、見掛けの鉛直変位量はいずれも1m未満と小さい。なお、変位に累積性は認められない(補足説明資料P.2-8参照)。
- ・ 変状が認められない箇所では、岩盤は新鮮~弱風化であり、一部で強風化がある。

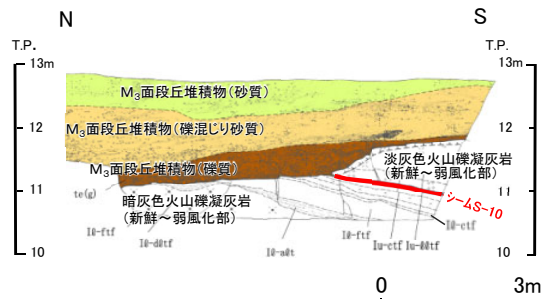


4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象(13/48)

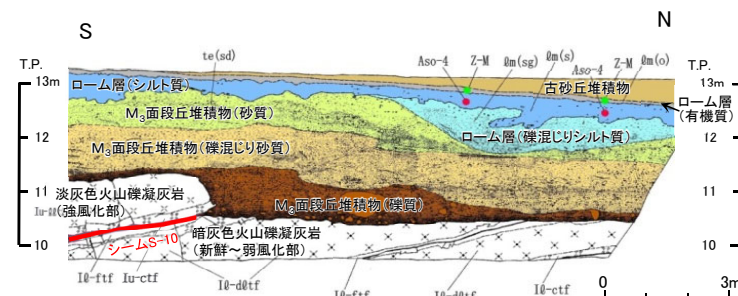
(1) 変状の分布(12/18): ③ 詳細地質観察(3/8): 地質スケッチ(シームS-10付近)



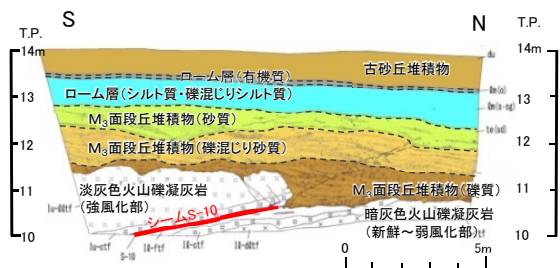
Ts-1トレンチ東側法面: 変状が認められる
(見掛けの鉛直変位量約35cm
〔岩盤の段差及び段丘堆積物中の層理面の段差〕
(補足説明資料P.2-38参照))



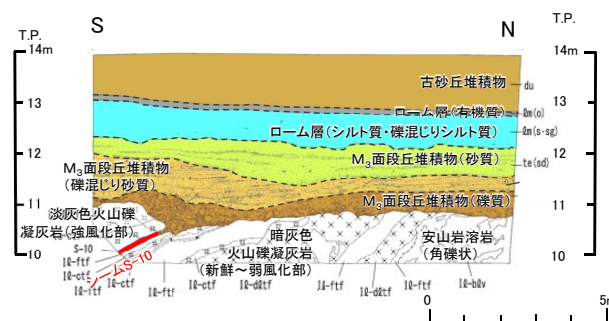
Ts-2トレンチ東側法面: 変状が認められない
(補足説明資料P.2-43参照)



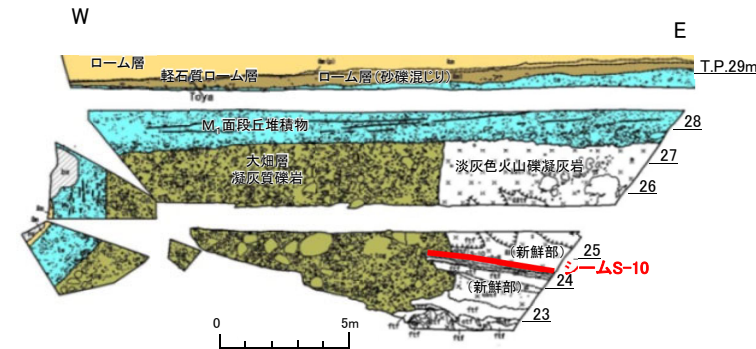
Ts-3トレンチ西側法面: 変状が認められる
(見掛けの鉛直変位量約25cm〔段丘堆積物中の層理面の段差〕
(補足説明資料P.2-45参照))



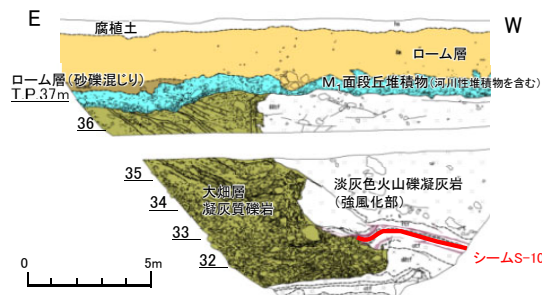
Ts-3トレンチ8m西方法面: 変状が認められる
(見掛けの鉛直変位量約14cm〔段丘堆積物中の層理面の段差〕
(補足説明資料P.2-50参照))



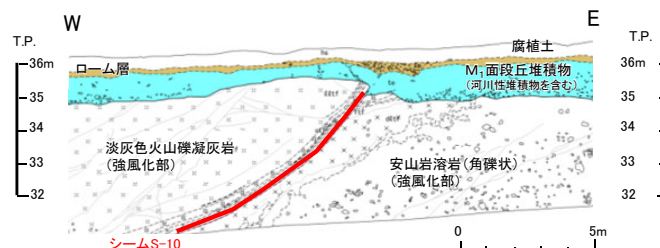
Ts-3トレンチ17m西方法面: 変状が認められる
(見掛けの鉛直変位量約9cm〔段丘堆積物中の層理面の段差〕
(補足説明資料P.2-51参照))



Ts-11トレンチ北側法面: 変状が認められない
(補足説明資料P.2-54参照))



Ts-10トレンチ南側法面: 変状が認められる
(見掛けの鉛直変位量約65cm*
〔段丘堆積物上面の層理面の段差〕
(補足説明資料P.2-56参照))



Ts-13法面北側法面: 変状が認められる
(見掛けの鉛直変位量約30cm*
〔段丘堆積物上面の層理面の段差〕
(補足説明資料P.2-58参照))

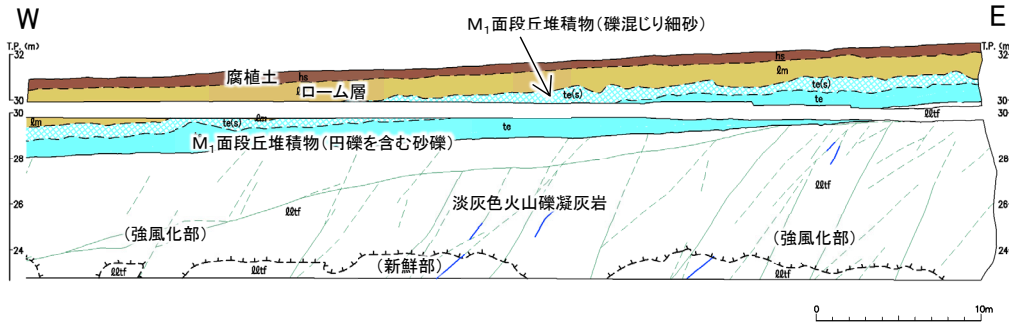
*: M₁面段丘堆積物は削剝を受けていると考えられるため参考値とする。

- シームS-10付近の詳細地質観察の結果、変状が認められる箇所及び変状が認められない箇所がある。
- 変状が認められる箇所では、変状付近の岩盤は風化が著しく、シームS-10の上盤は強風化である。
- さらに、変状が認められる箇所では、段丘堆積物中の層理面の段差を示し、見掛けの鉛直変位量はいずれも1m未満と小さい。なお、変位に累積性は認められない(補足説明資料P.2-38, 2-39, 2-45, 2-47, P.2-68~P.2-77参照)。
- 変状が認められない箇所では、岩盤の風化が進んでおらず、シームS-10の上盤は新鮮~弱風化である。

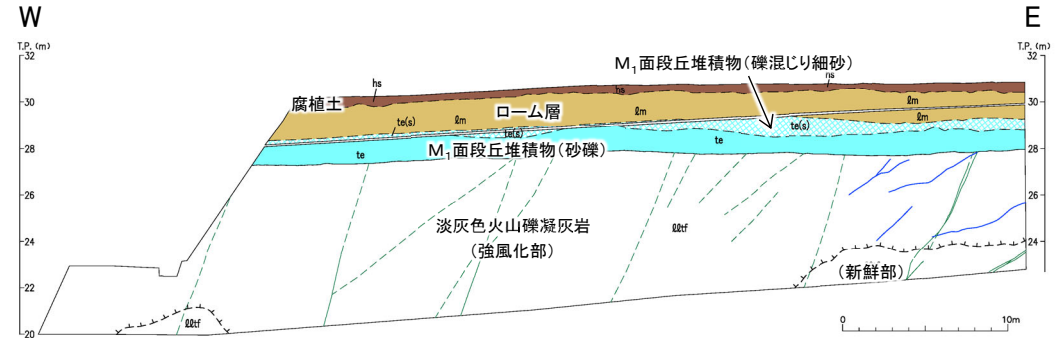


4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象(14/48)

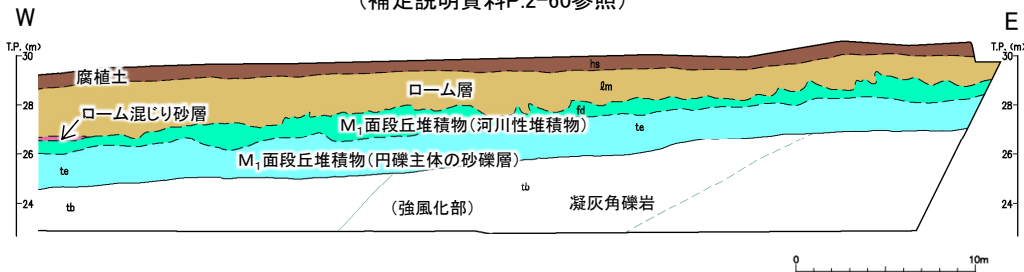
(1) 変状の分布(13/18) : ③ 詳細地質観察(4/8) : 地質スケッチ(シームS-10, S-11付近以外)



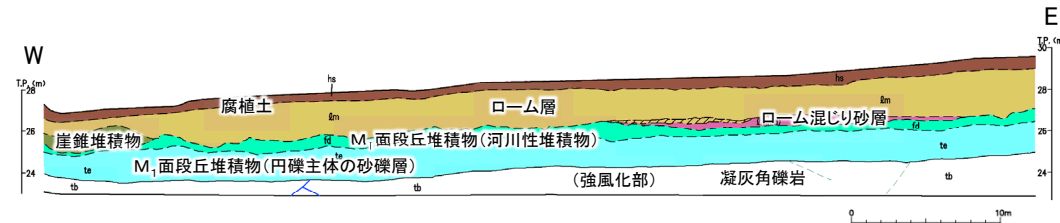
法面①: 変状が認められない
(補足説明資料P.2-60参照)



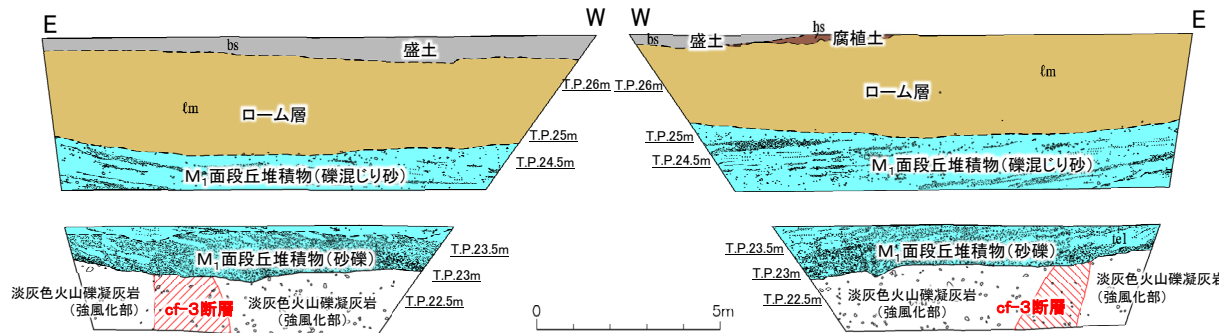
法面②: 変状が認められない
(補足説明資料P.2-61参照)



法面③: 変状が認められない
(補足説明資料P.2-62参照)



法面④: 変状が認められない
(補足説明資料P.2-63参照)



Tf-4トレンチ南側法面: 変状が認められない
(補足説明資料P.2-65参照)

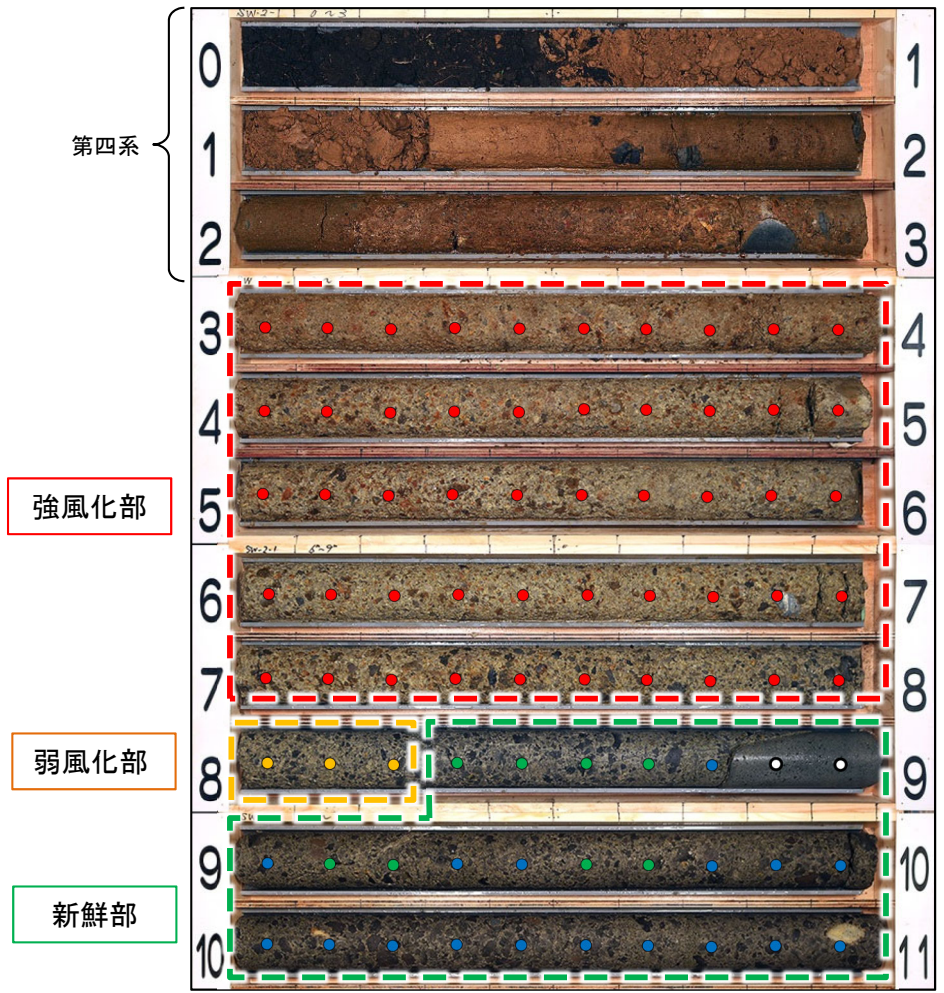
Tf-4トレンチ北側法面: 変状が認められない
(補足説明資料P.2-66参照)

- シームS-10, S-11付近以外での詳細地質観察の結果, 変状は認められない。
- 岩盤は風化が著しく強風化している。



4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象(15/48)

(1) 変状の分布(14/18): ③ 詳細地質観察(5/8): (参考) 風化区分の定義と性状



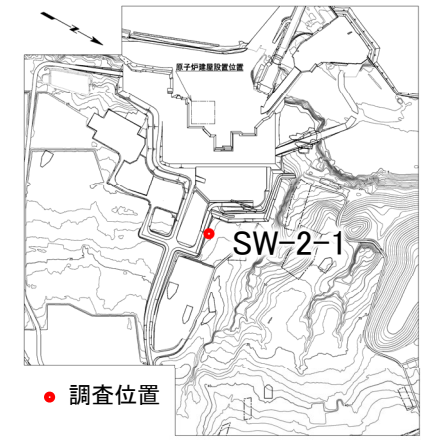
風化区分	定義	強度等の目安	
		針貫入勾配* (N/mm)	一軸圧縮強度* (N/mm ²)
風化部	強風化部	0~1	0.1~0.2
	弱風化部	1~2	0.5~0.7
新鮮部	風化による変色がほとんど見られず、岩石組織が明瞭。	7~8	2.7~3.0

*: 淡灰色火山礫凝灰岩, 凝灰角礫岩の平均値の範囲

針貫入勾配区分 (N/mm)

- < 1.0 ● 1.0 ≤ and < 2.0 ● 2.0 ≤ and < 4.9
- 4.9 ≤ and < 9.8 ● 9.8 ≤ ● 測定不可

注) 変状の平面的分布と岩盤の風化部の厚さとの関係については補足説明資料P.3-1~P.3-16を参照。



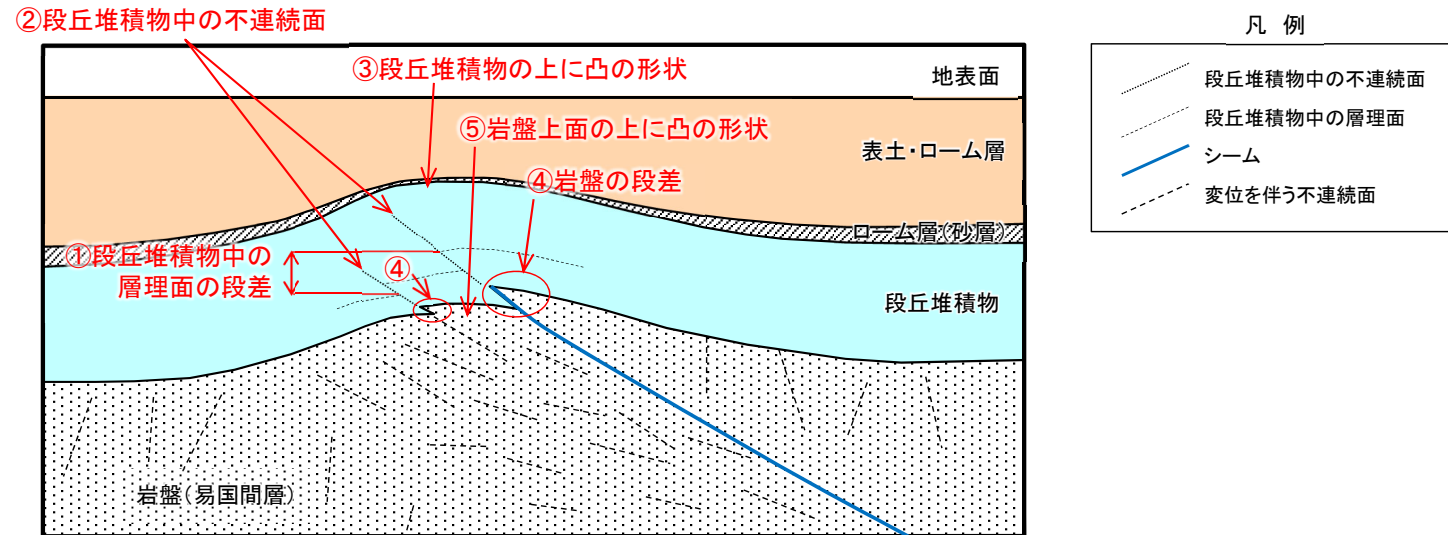
位置図

易国間層(淡灰色火山礫凝灰岩)のボーリングコアでの風化区分の例

- 風化区分の定義と性状については、以下のとおりである。
- 易国間層では、地質観察により岩盤の風化部(以下「風化部」という。)と岩盤の新鮮部(以下「新鮮部」という。)に区分しており、必要に応じて、詳細観察により風化部を強風化部と弱風化部に細区分している。風化部は主に強風化部から成り、下部に薄い弱風化部を含む。各風化区分の代表箇所での針貫入試験及び一軸圧縮試験を実施した結果、風化区分と強度等はおおむね調和的である。

4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象(16/48)

(1) 変状の分布(15/18): ③ 詳細地質観察(6/8): 後期更新世に生じた変状



後期更新世に生じた変状の概念図

- ・ シームと第四系との関係をトレンチ及び法面で詳細地質観察した結果、シームS-10及びシームS-11付近において、後期更新世に堆積したM₁面又はM₃面段丘堆積物中に、層理面の段差(①)、不連続面(②)及び上に凸の形状(③)を示す箇所が確認された。
- ・ 上記①～③直下の易国間層の岩盤にも段差(④)及び上に凸の形状(⑤)が認められ、①～③と調和的な構造であることから、①～③は④、⑤の岩盤の変位・変形により同時期に形成されたものと判断される。
- ・ ③の上に凸の形状の形成は、段丘堆積物の上位のローム層(砂質)の層厚が上に凸の頂部では薄く、その両翼に向かうにつれて厚くなっており、ローム層(砂質)の堆積前であると判断されること(補足説明資料P.2-11, 2-12参照)及び②の不連続面は、後期更新世の段丘堆積物中のみ認められる(補足説明資料P.2-46参照)ことから、①～⑤の形状等は後期更新世に生じたものと判断される。
- ・ これらのシームS-10, S-11付近の岩盤とその直上の段丘堆積物に認められる変位・変形を示す形状等を「後期更新世に生じた変状」という。



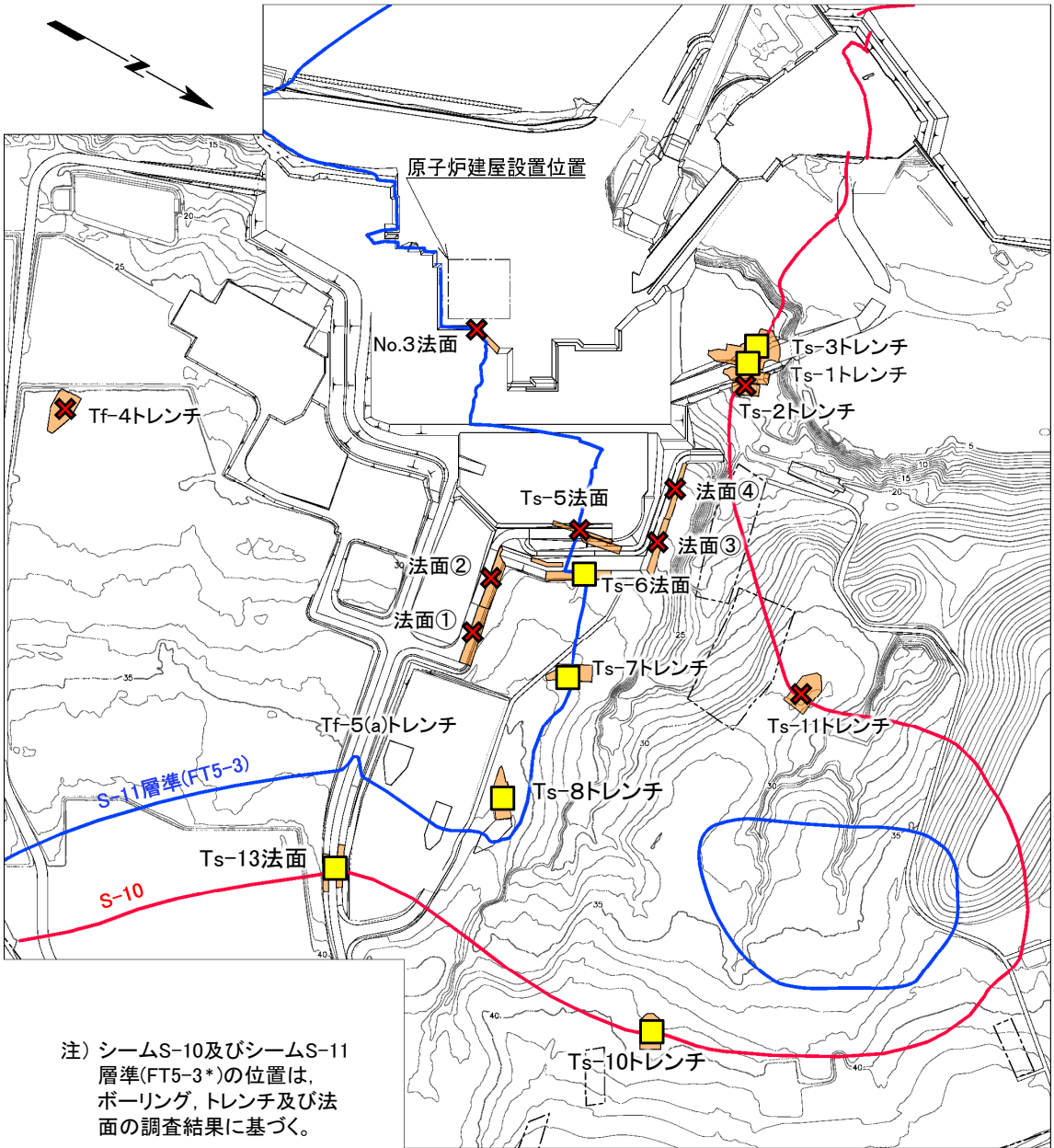
4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象(17/48)

(1) 変状の分布(16/18) : ③ 詳細地質観察(7/8) : まとめ(1/2)

凡 例

Ts-7	トレンチ・法面
---	敷地境界
—	シームS-10が第四系基底面、掘削面等に現れる位置
—	シームS-11層準(FT5-3*)が第四系基底面、掘削面等に現れる位置
■	詳細地質観察箇所
変状の詳細地質観察結果	
■	変状が認められる
✕	変状が認められない

*: シームS-11を挟在する細粒凝灰岩の鍵層名。



注) シームS-10及びシームS-11層準(FT5-3*)の位置は、ボーリング、トレンチ及び法面の調査結果に基づく。

- 詳細地質観察の結果、変状が認められる箇所と認められない箇所がある。
- 変状はシームS-10, S-11付近に認められる。



4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象(18/48)

コメントNo.S2-138

第804回審査会合
資料1-1 P.4-39 一部修正

(1) 変状の分布(17/18) : ③ 詳細地質観察(8/8) : まとめ(2/2)

表1 詳細地質観察箇所における変状の分布

詳細地質観察項目 詳細地質観察箇所		岩盤の風化性状	岩盤とその直上の段丘堆積物への 変位・変形の有無(有り:○, なし:×)	トレンチ・法面で観察される 見掛けの鉛直変位量の最大値
シーム S-11付近	Ts-6法面	強風化部	○	約75cm
	Ts-7トレンチ	強風化部	○	約30cm
	Ts-8トレンチ	強風化部	○	約85cm
	Ts-5法面	強風化部	×	—
	No.3法面	新鮮部～弱風化部	×	—
シーム S-10付近	Ts-1トレンチ	強風化部	○	約35cm
	Ts-3トレンチ (拡幅部を含む)	強風化部	○	約28cm
	Ts-10トレンチ	強風化部	○	—
	Ts-13法面	強風化部	○	—
	Ts-2トレンチ	新鮮部～弱風化部	×	—
	Ts-11トレンチ	新鮮部	×	—
シーム S-10, S-11 付近以外	法面①	強風化部～新鮮部	×	—
	法面②	強風化部～新鮮部	×	—
	法面③	強風化部	×	—
	法面④	強風化部	×	—
	Tf-4トレンチ	強風化部	×	—

 変状が
分布する箇所

- 変状はシームS-10, S-11付近の強風化部の一部及びその直上の段丘堆積物に分布する。
- 変状はシームS-10, S-11付近の新鮮部及び弱風化部, 並びに, これらのシーム付近以外には分布しない。
- よって, 変状はシームS-10, S-11付近の強風化部の一部及びその直上の段丘堆積物に限定して分布する。少なくとも新鮮部には分布せず, 地下深部には分布しない。
- 変状が分布する箇所での見掛けの鉛直変位量はいずれも1m未満と小さい。なお, 変位に累積性は認められない。
- なお, Ts-5法面では, シームS-11付近の強風化部に位置するが, 変状は分布しない。これは, 近傍で変状が分布するTs-6法面に比べて段丘堆積物が厚く, 上載圧が大きいことから変状が発生しなかったためと考えられる(補足説明資料P.2-5, P.2-78~P.2-81参照)。

4.1 変状の特徴と基準適合性の評価対象(19/48)

(1) 変状の分布(18/18):まとめ

① 地形判読

- 敷地内では断層地形の可能性のある地形, 地すべり地形, 活褶曲を示唆する海成段丘面の傾動等は認められない。
- 敷地内では変位・変形が生じたことを示唆するような地形の高まりは判読されない。

② 掘削面地質観察

- 敷地内では地表付近においてシームS-10, S-11付近の一部には変状が認められるが, それ以外では認められない。

③ 詳細地質観察

- 変状はシームS-10, S-11付近の強風化部の一部及びその直上の段丘堆積物に限定して分布する。少なくとも新鮮部には分布せず, 地下深部には分布しない。
- 変状が分布する箇所での見掛けの鉛直変位量はいずれも1m未満と小さい。なお, 変位に累積性は認められない。



- 敷地内では変状による変位・変形は, ローム層等が変位・変形を埋めて堆積し平らな地形となっているため, 地形には認められず, 判読できない
- 変状はシームS-10, S-11付近の強風化部の一部及びその直上の段丘堆積物中に限定して分布する。少なくとも新鮮部には分布せず, 地下深部には分布しない